

審査事務規程の一部改正について（第 74 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

- 低速で走行するときに車両付近の障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-73 他]
- 車両後退表示投影装置に係る基準新設に伴い、審査方法等を規定します。[6-90 の 2 他]
- 任意で備える車両の周辺を確認するカメラとモニタについて、歩行者等の保護に関する要件を設けられたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-106 他]

その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 59 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 671 号）

3. 施行日

令和 8 年 7 月 31 日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次（略）			目次（略）		
第 1 章 総則			第 1 章 総則		
1-1～1-2（略）			1-1～1-2（略）		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
そ	(略)	(略)	そ	(略)	(略)
	<u>側面保護装置</u>	<u>巻込防止装置（6-36、7-36 及び 8-36 に規定する装置）のうち、UN R73（第 2 改訂版以降のものに限る。）に係る規定に適合する装置をいう。</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
て	(略)	(略)	て	(略)	(略)
	<u>デジタルキー</u>	<u>UN R62（改訂版補足改訂版以降のものに限る。）の 2.8. の適用を受けるものをいう。</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ほ	(略)	(略)	ほ	(略)	(略)
	<u>補助視界確認装置</u>	<u>後写鏡、後方等確認装置以外の装置であって、車外に装着されたカメラ及び車室内外に備えられた画像表示装置又は記録装置を用い、UN R46（第 7 改訂版以降のものに限る。）の 15.2.4. で定める視界以外の車外の視界を提供する装置をいう。</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	UN R23	後退灯及び低速走行時照射灯に係る協定規則をいう。		UN R23	後退灯及び低速走行時 <u>側方</u> 照射灯に係る協定規則をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>UN R73</u>	<u>側面保護装置に係る協定規則をいう。</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1（略）			1-3-1（略）		

新	旧
1-4～1-6（略） 第2章～第3章（略） 第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法 4-1～4-17（略） 4-18 破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-2 <u>(4)</u>、7-23-1-2 <u>(4)</u>、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1)、7-32-1 (1) 及び7-33-1 (2) ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） 4-19～4-29（略） 第5章（略） 第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-10の2（略） 6-11 走行装置 6-11-1～6-11-3（略） 6-11-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに令和8年8月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、平成27年10月8日付け国土交通省告示第1048号による改正前の細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」又は細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 この場合において、7-11-1 (3) の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。（適用関係告示第5条第4項、第5項及び第7項関係） ①～⑥（略） ⑦ 「製作年月日」以前に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車 ⑧（略） (3) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、平成27年10月8日付け国土交通省告示第1048号による改正前の細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するもので	1-4～1-6（略） 第1章～第3章（略） 第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法 4-1～4-17（略） 4-18 破壊試験 この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-2 <u>(3)</u>、7-23-1-2 <u>(3)</u>、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1)、7-32-1 (1) 及び7-33-1 (2) ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2)（略） 4-19～4-29（略） 第5章（略） 第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車） 6-1～6-10の2（略） 6-11 走行装置 6-11-1～6-11-3（略） 6-11-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに令和8年8月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、平成27年10月8日付け国土交通省告示第1048号による改正前の細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」又は細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 この場合において、7-11-1 (3) の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。（適用関係告示第5条第4項、第5項及び第7項関係） ①～⑥（略） ⑦ 「製作年月日」以前に<u>新たに</u>空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車 ⑧（略） (3) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、平成27年10月8日付け国土交通省告示第1048号による改正前の細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するもので

新	旧
あればよい。 この場合において、7-11-1 (3) の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第5条第6項関係) ①～⑧ (略) ⑨ 「指定等年月日」以前に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車 ⑩ (略) (4) ～ (13) 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 [UN R79] ① UN R79-04-S9 の 5. 及び 6. に適合するものであること。(保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 2 項第 1 号) 【適用関係の整理】 (略) [UN R171] ② 運行補助機能（UN R79-04-S9 の 2. 3. 4. 及び UN R171-01-S1 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S9 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであること。(細目告示第 13 条第 2 項第 2 号) ただし、UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01-S1 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S9 の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。 【適用関係の整理】 [UN R171-00] ◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定中、「UN R171-01-S1」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-S9」とあるのを「UN R79-04-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第7条第17項) ア～ウ (略)	あればよい。 この場合において、7-11-1 (3) の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第5条第6項関係) ①～⑧ (略) ⑨ 「指定等年月日」以前に新たに空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車 ⑩ (略) (4) ～ (13) 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 [UN R79] ① UN R79-04-S8 の 5. 及び 6. に適合するものであること。(保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 2 項第 1 号) 【適用関係の整理】 (略) [UN R171] ② 運行補助機能（UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。(細目告示第 13 条第 2 項第 2 号) ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。 【適用関係の整理】 [UN R171-00] ◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定中、「UN R171-01」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-S8」とあるのを「UN R79-04-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第7条第17項) ア～ウ (略)

新

[UN R171 の適用除外]
(略)

(2) ～ (3) (略)

6-13 の 2 緊急車線維持装置
6-13 の 2-1～6-13 の 2-3 (略)
6-13 の 2-4 適用関係の整理
(1) (略)
(2) 次表の区分に応じた、「製作年月日」欄の日付の翌日以降に製作された自動車であつて「指定年月日」欄の日付の翌日以降に新たに指定を受けた自動車を除く自動車 (6-13 の 2-4 (1) ②イの適用を受けた自動車を除く。) については、6-13 の 2-2 (1) の規定中「UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置」とあるのは「UN R79-04-S9 の 2. 3. 4. 2. (c) に定める機能」と読み替えることができる。
この場合において、6-13 の 2-2 の規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。(適用関係告示第 7 条第 20 項関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

6-14 施錠装置
6-14-1 (略)
6-14-2 性能要件
6-14-2-1 (略)
6-14-2-2 書面等による審査
(1) (略)
(2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R62-01-S1 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。
この場合において、デジタルキーを備えないものについては令和 8 年 6 月 4 日付け国土交通省告示第 671 号による改正前の細目告示別添 8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 2 号、適用関係告示第 8 条第 10 項関係)
(3) (略)
6-14-3～6-14-4 (略)
6-14-5 従前規定の適用①
次に掲げる自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 7 項関係)
①～③ (略)
6-14-5-1 (略)
6-14-5-2 性能要件 (書面等による審査)

旧

[UN R171 の適用除外]
(略)

(2) ～ (3) (略)

6-13 の 2 緊急車線維持装置
6-13 の 2-1～6-13 の 2-3 (略)
6-13 の 2-4 適用関係の整理
(1) (略)
(2) 次表の区分に応じた、「製作年月日」欄の日付の翌日以降に製作された自動車であつて「指定年月日」欄の日付の翌日以降に新たに指定を受けた自動車を除く自動車 (6-13 の 2-4 (1) ②イの適用を受けた自動車を除く。) については、6-13 の 2-2 (1) の規定中「UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置」とあるのは「UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 2. (c) に定める機能」と読み替えることができる。
この場合において、6-13 の 2-2 の規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。(適用関係告示第 7 条第 20 項関係)

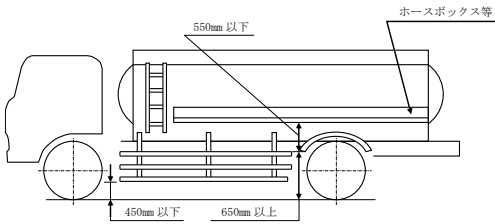
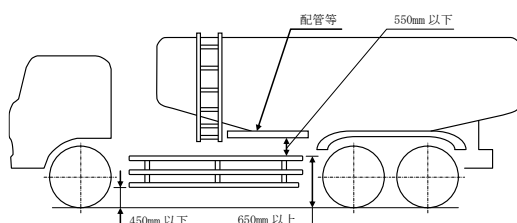
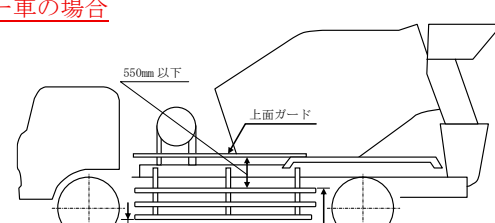
(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

6-14 施錠装置
6-14-1 (略)
6-14-2 性能要件
6-14-2-1 (略)
6-14-2-2 書面等による審査
(1) (略)
(2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 2 号関係)
(3) (略)
6-14-3～6-14-4 (略)
6-14-5 従前規定の適用①
次に掲げる自動車 (ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 7 項関係)
①～③ (略)
6-14-5-1 (略)
6-14-5-2 性能要件 (書面等による審査)

新	旧
(1) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>令和2年9月25日付け国土交通省告示第1021号による改正前</u>の細目告示別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) (略) 6-14-6 (略) 6-14 の 2～6-24 (略) 6-25 高圧ガスの燃料装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第17項、第18項関係) ① UN R137-04 の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. により試験を行った結果、UN R134-<u>03</u> の 7.2.1. から 7.2.3. までは適合すること。 この場合において、UN R137-04 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) ③ UN R134-<u>03</u> の 7.2. に適合すること。 この場合において、UN R134-<u>03</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05-S1 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ④ UN R94-05-S1 の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-<u>03</u> の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>03</u> の 7.2.1. から 7.2.3. までは適合すること。 この場合において、UN R94-05-S1 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 (3) (略) (4) ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ① 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 ア～ウ (略) エ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5	(1) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準 <u>(3.12.の規定を除く。)</u> に適合するものでなければならない。 (2) (略) 6-14-6 (略) 6-14 の 2～6-24 (略) 6-25 高圧ガスの燃料装置 7-25 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) [量産型超小型モビリティの特例] (2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25 の規定に係る審査において、7-25-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第17項、第18項関係) ① UN R137-04 の附則 3 に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. により試験を行った結果、UN R134-<u>02-S1</u> の 7.2.1. から 7.2.3. までは適合すること。 この場合において、UN R137-04 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ② (略) ③ UN R134-<u>02-S1</u> の 7.2. に適合すること。 この場合において、UN R134-<u>02-S1</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05-S1 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 ④ UN R94-05-S1 の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-<u>02-S1</u> の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>02-S1</u> の 7.2.1. から 7.2.3. までは適合すること。 この場合において、UN R94-05-S1 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。 (3) (略) (4) ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ① 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 ア～ウ (略) エ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5

新	旧
条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-03 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) (略) ② (略) (5) ～ (8) (略) 6-26～6-35 (略) 6-36 巻込防止装置 (削除) 6-36-1 装備要件 <u>貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8t 以上の普通自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し、6-36-2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りではない。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 23 条第 3 項関係）</u> ① <u>貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超えるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）であって、UN R73-02 の 13.2. 又は 13.3. に適合する構造部を有する自動車</u> ② <u>自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車</u> 6-36-2 性能要件 <u>(1) 6-36-1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、①に規定する側面保護装置の基準については書面等により、②及び③に規定する基準については視認等により審査するものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 23 条第 1 項関係）</u> ① <u>UN R73-02 の 12.2.、12.3.、12.4.2.、12.10.、12.11. 及び 12.13. に定める基準又は 14. に定める基準に適合すること。</u> ② <u>巻込防止装置を備えるものにあっては、堅ろうであり、かつ、板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。</u> <u>この場合において、その平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3 本以上）又はこれに準ずる形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するも</u>	条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-01 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) (略) ② (略) (5) ～ (8) (略) 6-26～6-35 (略) 6-36 巻込防止装置 <u>7-36 の規定を適用する。</u> (新設) (新設)

新	旧
<u>のとする。</u> <u>③ 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）にあっては、②の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。</u> <u>この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。（昭和 54 年運輸省令第 8 号附則第 4 項関係、細目告示第 23 条第 2 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げる側面保護装置であって、その機能を損なう改造、損傷等のないものは (1) ①の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一に備えられた側面保護装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置</u> 6-36-3 取付要件 6-36-3-1 書面等による審査 <u>(1) 6-36-2 (1) ①の側面保護装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R73-02 の 15.、16. に定める基準、又は 12. 1.、12. 4. から 12. 9. まで及び 12. 12. 並びに 13. に定める基準に適合すること。（細目告示第 23 条第 4 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げる側面保護装置は、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置</u> 6-36-3-2 視認等による審査 <u>(1) 巻込防止装置（側面保護装置を除く。）は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 2 項、細目告示第 23 条第 5 項関係）</u> <u>① 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。</u> <u>ただし、6-105 の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中</u>	(新設)

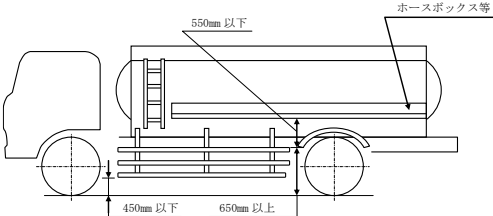
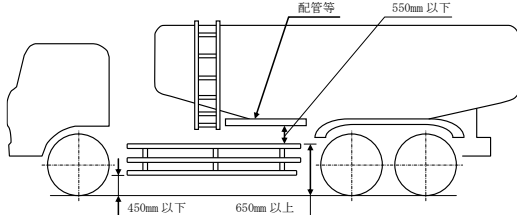
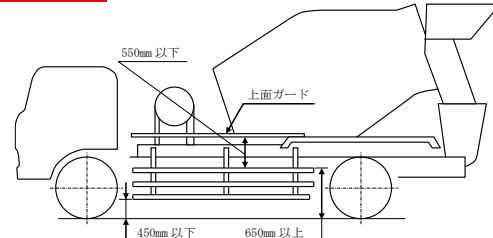
新	旧
心まで)の水平距離が6.5mを超える場合は、下縁の高さを地上550mm以下とすることができる。 ② 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取付けられていること。 この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が550mm以下となるように取付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。 (例) (1) タンクローリの場合  (2) バラセメント車の場合  (3) コンクリート・ミキサー車の場合  (4) バラセメントセミトレーラの場合	

新	旧
(5) コンテナセミトレーラの場合 ③ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下③において同じ。）の前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部の後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取付けられていること。 ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 2.7m 以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方 250mm の位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取付けられていなければならない。 【例1】普通型貨物自動車の場合の取付例	

新	旧
600mm 以下 400mm 以下 400mm 以下 巻込防止装置 巻込防止装置 【例 2】車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の大型貨物自動車の場合の取付例 550mm 以下 650mm 以上 400mm 以下 450mm 以下 400mm 以下 巻込防止装置 巻込防止装置 2.7m 以下 補助脚中心 250mm 未満 ④ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下④において同じ。）が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より 150mm 以上内側になるように取付けられていること。 <u>（例）</u>	

新	旧
⑤ <u>巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。</u> (2) <u>貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）にあつては、(1) ①及び②の基準にかかわらず、当分の間、空車状態において、運転者席乗降口附近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 600mm 以下となるように取付けられていればよい。（細目告示第 23 条第 6 項関係）</u> 6-36-4 適用関係の整理 (1) <u>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のものを除く。）については、6-36-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 16 条第 3 項関係）</u> (2) <u>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の自動車及びこれらに該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車については、6-36-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 16 条第 2 項関係）</u> (3) <u>昭和 55 年 10 月 31 日以前に製作された自動車については、6-36-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 16 条第 1 項関係）</u> (4) <u>令和 26 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（法第 75 条の 3 第 1 項の規定により、その型式について指定を受けた側面保護装置を備える自動車を除く。）については、6-36-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 16 条第 4 項関係）</u> 6-36-5 従前規定の適用① <u>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のものを除く。）については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えていればよい。（適用関係告示第 16 条第 3 項関係）</u> 6-36-5-1 装備要件 <u>なし。</u> 6-36-5-2 性能要件	(新設) (新設)

新	旧
<u>脚より前方となるように取付けられていること。</u> <u>(3) 巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になるように取付けられていること。</u> <u>(4) 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。</u> 6-36-8 従前規定の適用④ <u>令和 26 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（法第 75 条の 3 第 1 項の規定により、その型式について指定を受けた側面保護装置を備える自動車を除く。）については次の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。（適用関係告示第 16 条第 4 項関係）</u> 6-36-8-1 装備要件 <u>貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8t 以上の普通自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し、6-36-8-2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。</u> 6-36-8-2 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 6-36-8-1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 堅ろうであること。</u> <u>この場合において、腐食等により取付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。</u> <u>② 板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。</u> <u>この場合において、その平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3 本以上）又はこれに準ずる形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(2) 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）にあっては、(1) ②の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。</u> <u>この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。</u> 6-36-8-3 取付要件（視認等による審査） <u>(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u> <u>① 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<u>上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。</u> ② <u>巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取付けられていること。</u> <u>この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(例)</u> <u>(1) タンクローリの場合</u>  <u>(2) バラセメント車の場合</u>  <u>(3) コンクリート・ミキサー車の場合</u>  <u>(4) バラセメントセミトラの場合</u>	

新	旧
(5) コンテナセミトレーラの場合 ③ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下③において同じ。）の前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部の後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取付けられていること。 ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部の前端が補助脚より前方となるように取付けられていなければならない。 【例1】普通型貨物自動車の場合の取付例	

新	旧
600mm 以下 400mm 以下 400mm 以下 巻込防止装置 巻込防止装置 【例 2】車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の大型貨物自動車の場合の取付例 550mm 以下 650mm 以上 400mm 以下 450mm 以下 400mm 以下 巻込防止装置 巻込防止装置 ④ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下④において同じ。）が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より 150mm 以上内側になるように取付けられていること。 <u>（例）</u>	

新	旧
⑤ 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。 (2) 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）にあつては、(1) ①及び②の基準にかかわらず、当分の間、空車状態において、運転者席乗降口附近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 600mm 以下となるように取付けられていれぱよい。 6-37 突入防止装置 6-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 6-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係） (1) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあつては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の	6-37 突入防止装置 6-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 6-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係） (1) 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあつては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の

新	旧
高さが 120mm（車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては 100mm）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の 60％以上（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。 ②～③（略） (2) ～ (5)（略） 6-37-2～6-37-6（略） 6-37-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ①～③（略） 6-37-7-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-37-7-2 の基準に適合する突入防止装置を 6-37-7-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。	高さが 120mm（車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては 100mm）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の 60％以上（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。 <u>なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。</u> <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、7-37-3 (1) ⑥を適用させる。</u> ②～③（略） (2) ～ (5)（略） 6-37-2～6-37-6（略） 6-37-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ①～③（略） 6-37-7-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、6-37-7-2 の基準に適合する突入防止装置を 6-37-7-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。

新	旧
ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車を追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。 ②～③（略） (2) ～ (3) 6-37-7-2～6-37-7-3（略） 6-37-7-3-1（略） 6-37-7-3-2 書面等による審査 (1)（略） (2) <u>次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(1)の基準に適合するものとする。</u> ①～④（略） <u>（削除）</u> ⑤（略） 6-38～6-40（略） 6-41 運転者席 6-41-1 性能要件 6-41-1-1（略） 6-41-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席に備える視界内表示投影装置は、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、構造、表示等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R176-00-S1 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条第 2 項関係、細目告示第 27 条第 2 項関係）	ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車を追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。 <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、6-37-7-3-1⑤を適用させる。</u> ②～③（略） (2) ～ (3) 6-37-7-2～6-37-7-3（略） 6-37-7-3-1（略） 6-37-7-3-2 書面等による審査 (1)（略） (2) <u>次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(1)の基準に適合するものとする。</u> ①～④（略） ⑤ <u>車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であつて、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u> <u>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u> <u>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。</u> <u>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。</u> ⑥（略） 6-38～6-40（略） 6-41 運転者席 6-41-1 性能要件 6-41-1-1（略） 6-41-1-2 書面等による審査 (1) ～ (2)（略） (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席に備える視界内表示投影装置は、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、構造、表示等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R176-00 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 21 条第 2 項関係、細目告示第 27 条第 2 項関係）

新

(4) (略)

6-41-2～6-41-9 (略)

6-42～6-43 (略)

6-44 座席ベルト等

(削除)

6-44-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係、細目告示第 30 条第 1 項）

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのもの（容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのもの（UN R173-01- <u>S1</u> の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供す	運転者席及びこれと並列	第一種座席ベルト又は

旧

(4) (略)

6-41-2～6-41-9 (略)

6-42～6-43 (略)

6-44 座席ベルト等

7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(新設)

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係、細目告示第 30 条第 1 項）

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのもの（容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのもの（UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供す	運転者席及びこれと並列	第一種座席ベルト又は

新			旧		
	る自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	の座席	第二種座席ベルト		る自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのもので、うち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（UN R173-01- S1 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのもので、うち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）
				⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもので、うち、運転者席及びこれと並列の座席（UN R173-01- S1 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）
⑥ 大型特殊自動車（農耕トラクタに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト		⑥ 大型特殊自動車（農耕トラクタに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席

(削除)

(2) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。

① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-S4 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。

この場合において、UN R14-09-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置

新	旧
(削除)	<u>の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N（後向き座席にあっては 8, 900N、バス等に備える座席にあっては 2, 940N）」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N（後向き座席にあっては 5, 400N、バス等に備える座席にあっては 2, 940N）」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-44-2（2）②に適合すればよい。</u> <u>② 7-44-2（9）に規定する座席ベルトについては、UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。）に定める基準。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあっては、7-44-2（5）①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R16-10-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</u> <u>(3) 次に掲げる自動車にあっては、(1) の表中「UN R173-01 の 5. 1. 2. 1.、5. 1. 6. 又は 5. 1. 7.」を「UN R16-07-S3 の 8. 1. 2. 1.、8. 1. 6. 又は 8. 1. 7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。）」を「UN R16-07-S3 の 5. 及び 7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）</u> <u>① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに</u>

新	旧
<u>(削除)</u>	<u>係る指定を受けた多仕様自動車であって、UN R16-08-S4 の 8.1.8. 又は UN R173-00 の 5.1.8. の適用を受けないもの</u> <u>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(4) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中「UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。）」を「UN R16-08-S4 の 6. 及び 7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係）</u>
<u>(削除)</u>	<u>① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u>
<u>(削除)</u>	<u>(5) 令和 8 年 12 月 31 日以前に製作された大型特殊自動車（農耕トラクタに限る。）にあつては、7-44-15 の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 28 項関係）</u>
<u>(削除)</u>	<u>(6) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中、「UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-09 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 27 項関係）</u> <u>① 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u>
<u>(削除)</u>	<u>(7) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中、「UN R173-01」を「UN R173-00」と読み</u>

新	旧
※6-44-2 (12) へ移動 <u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-2 (5) に規定する座席ベルトを備える場合にあつては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 6-44-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 6-44-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30</u>	<u>替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 29 項関係）</u> <u>① 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>〔量産型超小型モビリティの特例〕</u> <u>(8) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、UN R16-10-S1 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。（適用関係告示第 20 条第 25 項関係）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
<u>条第2項関係)</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> <u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>(2) 6-44-1 及び 6-44-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R14-09-S4 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S4 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第3項関係)</u> <u>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)にあっては UN R14-09-S4 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</u> <u>② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置(補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準</u> <u>ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> <u>イ 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。</u> <u>ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> <u>エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> <u>オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>(3) 6-44-1 に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN</u>	

新	旧
<u>R16-10-S2 の 6.、7. 及び UN R173-01-S1 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S2 の 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係）</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(4) 6-44-1 及び 6-44-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 5 項関係）</u> <u>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>⑥ JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> <u>[任意で備える座席ベルト等]</u>	

新	旧
(5) <u>6-44-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、6-44-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(6) から (9) までの基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、適用関係告示第 20 条第 18 項関係）</u> ① <u>令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> (6) (5) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、UN R14-09-S4 に適合すること。 <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる要件に適合するものであればよい。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 30 条第 6 項関係）</u> ① <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> ② <u>振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにになっていること。</u> ③ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> ④ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> ⑤ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> (7) <u>次に掲げる座席ベルトの取付装置であって、損傷のないものは (6) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> (8) (5) に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合におい	

新	旧
<u>て当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、UN R16-10-S2 の 6.、7. に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあっては、次に掲げる要件に適合するものであればよい。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 30 条第 8 項、第 9 項関係）</u> <u>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>③ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>(9) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (8) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(10) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> <u>① FMVSS 210 に適合する装置</u> <u>② CMVSS 210 に適合する装置</u> <u>③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-09-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</u> <u>この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N</u>	

新	旧
<u>(後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</u> <u>(11) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-09 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。) までに適合するものでなければならない。</u> <u>① UN R16-10-S2 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付 国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達 別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u> <u>② FMVSS 209 に適合するもの</u> <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> <u>⑤ 以下全ての要件に適合するもの</u> <u>ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</u> <u>イ 当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>ウ 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>エ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>[量産型超小型モビリティの特例]</u> <u>(12) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、6-44-2 (3) の規定にかかわらず、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-S2 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5. に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、UN R16-10-S2 の技術的な要件において適用される前面衝突試験</u>	<u>※6-44 (2) から移動</u>

新	旧
<u>に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4. の規定中、「56-0/+1 km/h」とあるのを、「40-0/+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)</u> 6-44-3 欠番 6-44-4 適用関係の整理 <u>(1) 次に掲げる自動車については、6-44-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 1 項関係)</u> ① <u>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) に限る。)</u> ② <u>昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) を除く。)</u> ③ <u>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車 (普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)) に限る。)</u> ④ <u>昭和 62 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車に限る。)</u> <u>(2) 昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) に限る。)</u>については、6-44-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係) <u>(3) 昭和 62 年 8 月 31 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のものにあっては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車については、6-44-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 3 項関係)</u> <u>(4) 平成 6 年 3 月 31 日 (輸入自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車については、6-44-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 2 項関係)</u> <u>(5) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、6-44-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)</u> <u>(6) 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車 (平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。)) については、6-44-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係)</u> <u>(7) 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)) を除く。)</u>については、6-44-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係) <u>(8) 次に掲げる自動車については、6-44-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>(適用関係告示第 20 条第 15 項関係)</u> ① <u>令和 3 年 11 月 14 日（車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 30 年 11 月 14 日）以前に製作された自動車（令和元年 11 月 15 日（車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 29 年 11 月 15 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席ベルト及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車を除く。）</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 11 月 14 日（車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 30 年 11 月 14 日）以前のもの</u> <u>(9) 次に掲げる自動車にあつては、6-44-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）</u> ① <u>令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては令和 5 年 3 月 31 日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、UN R16-08-S1 の 8.1.8.又は UN R173-00 の 5.1.8.の適用を受けないもの</u> ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(10) 次に掲げる自動車にあつては、6-44-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が</u>	

新	旧
<u>するものを除く。）に限る。）</u> <u>④ 昭和 62 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車に限る。）</u> 6-44-5-1 装備要件 <u>なし。</u> 6-44-5-2 性能要件 <u>なし。</u> 6-44-6 従前規定の適用② <u>昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）に限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係）</u> 6-44-6-1 装備要件 <u>（1）当該自動車の座席（7-42-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、この限りでない。</u> <u>（2）（1）の自動車の運転者席及びこれと並列の当該自動車の側面に隣接する座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあっては運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車で、昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）及び昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作されたものにあっては運転者席）に係る同項の第一種座席ベルトの取付装置には、6-44-6-2（2）の基準に適合する座席ベルトを備えなければならない。</u> 6-44-6-2 性能要件 <u>（1）6-44-6-1 の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> <u>② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにになっていること。</u> <u>③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> <u>④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> <u>⑤ 座席ベルトを容易に取付けることのできる構造であること。</u> <u>（2）6-44-6-1（2）の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすること</u>	<u>（新設）</u>

新

旧

ができるものであること。

③ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。

(3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2) の基準に適合する例とする。

6-44-7 従前規定の適用③

昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの）にあっては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第 20 条第 3 項関係)

6-44-7-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
次に掲げる自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、乗車定員 11 人以上の自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車以外のもの ・専ら乗用の用に供する普通自動車 ・小型自動車 ・軽自動車	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト（固定した屋根を有さないために、6-44-7-2 (2) ②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあっては、第一種座席ベルト)
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト
普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト

6-44-7-2 性能要件

(1) 6-44-7-1 (1) の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるもので

(新設)

新	旧						
<u>あること。</u> <u>② 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。</u> <u>③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> <u>④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> <u>⑤ 座席ベルトを容易に取付けることのできる構造であること。</u> <u>(2) 6-44-7-1 (1) の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、長さを調節することができるものであること。</u> <u>(3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であつて、損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであつて、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2) の基準に適合する例とする。</u> 6-44-8 従前規定の適用④ <u>平成 6 年 3 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 2 項関係）</u> 6-44-8-1 装備要件 <u>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</u> <table><tr><th><u>自動車の種別</u></th><th><u>座席の種別</u></th><th><u>座席ベルトの種別</u></th></tr><tr><td>① 次に掲げる自動車であつて、乗</td><td>運転者席及びこれと</td><td>第二種座席ベル</td></tr></table>	<u>自動車の種別</u>	<u>座席の種別</u>	<u>座席ベルトの種別</u>	① 次に掲げる自動車であつて、乗	運転者席及びこれと	第二種座席ベル	(新設)
<u>自動車の種別</u>	<u>座席の種別</u>	<u>座席ベルトの種別</u>					
① 次に掲げる自動車であつて、乗	運転者席及びこれと	第二種座席ベル					

新			旧
	<u>車定員 10 人以下の自動車</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</u> <u>イ 小型自動車</u> <u>ウ 軽自動車</u>	<u>並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席</u> <u>運転者席及びこれと並列の座席以外の座席</u>	<u>ト</u> <u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>② 普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び③に掲げるものを除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）</u>	<u>全ての座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 高速道路等において運行しない自動車</u> <u>イ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が 60km/h 超とされているものを含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
<u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-2 (5) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u>			
6-44-8-2 性能要件			
<u>(1) 6-44-8-1 (1) の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</u>			
<u>① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u>			
<u>② 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにになっていること。</u>			
<u>③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u>			
<u>④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u>			

新	旧						
<u>⑤ 座席ベルトを容易に取付けることのできる構造であること。</u> <u>(2) 6-44-8-1 (1) の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。</u> <u>⑤ 運転者席及びこれと並列の座席に備える第二種座席ベルト並びに運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>(3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であつて、損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>(4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであつて、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2) の基準に適合する例とする。</u> 6-44-9 従前規定の適用⑤ <u>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)</u> 6-44-9-1 装備要件 <u>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th><th>座席の種別</th><th>座席ベルトの種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 次に掲げる自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車 ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</td><td>運転者席その他自動車の側面に隣接する座席であつて前向きなもの</td><td>第二種座席ベルト</td></tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	① 次に掲げる自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車 ア 専ら乗用の用に供する普通自動車	運転者席その他自動車の側面に隣接する座席であつて前向きなもの	第二種座席ベルト	(新設)
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別					
① 次に掲げる自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車 ア 専ら乗用の用に供する普通自動車	運転者席その他自動車の側面に隣接する座席であつて前向きなもの	第二種座席ベルト					

新			旧
	<u>イ 小型自動車</u> <u>ウ 軽自動車</u>	<u>上欄に掲げる座席以外</u> <u>の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>② 普通自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以下のもの及び③に掲げるものを除く。）並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員 10 人以下のものを除く。）</u>	<u>全ての座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 高速道路等において運行しない自動車</u> <u>イ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が 60km/h 超とされているものを含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
<u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-2（5）に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 6-44-9-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 6-44-9-1（1）の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置は、（1）の基準に適合するものとする。</u> <u>(3) UN R14、FMVSS 210 又は CMVSS 210 に適合する座席ベルトの取付装置であって、損傷のないものは、（2）に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u>			

新	旧										
(4) <u>6-44-9-1 (1) の座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> (5) <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないもの又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトは、(4) の基準に適合するものとする。</u> (6) <u>UN R16、FMVSS 209 又は CMVSS 209 に適合する座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(5) に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u>											
6-44-10 従前規定の適用⑥ <u>平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係）</u>	(新設)										
6-44-10-1 装備要件 (1) <u>次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</u>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>自動車の種別</u></th><th><u>座席の種別</u></th><th><u>座席ベルトの種別</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの</u></td><td><u>運転者席その他の座席であつて前向きのもの</u></td><td><u>第二種座席ベルト</u></td></tr> <tr> <td><u>ア 乗車定員 10 人未満の自動車</u></td><td rowspan="2"><u>上欄に掲げる座席以外の座席</u></td><td rowspan="2"><u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u></td></tr> <tr> <td><u>イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>自動車の種別</u>	<u>座席の種別</u>	<u>座席ベルトの種別</u>	<u>① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの</u>	<u>運転者席その他の座席であつて前向きのもの</u>	<u>第二種座席ベルト</u>	<u>ア 乗車定員 10 人未満の自動車</u>	<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>	<u>イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）</u>	
<u>自動車の種別</u>	<u>座席の種別</u>	<u>座席ベルトの種別</u>									
<u>① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの</u>	<u>運転者席その他の座席であつて前向きのもの</u>	<u>第二種座席ベルト</u>									
<u>ア 乗車定員 10 人未満の自動車</u>	<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>									
<u>イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）</u>											

新			旧
	② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であって前向きのもの(UN R16-05-S1 の 8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。) 上欄に掲げる座席以外の座席	第二種座席ベルト 第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
	③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの(高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
	④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(UN R16-05-S1 の 8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。) 上欄に掲げる座席以外の座席	第二種座席ベルト 第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
		運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席(UN R16-05-S1 の 8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。) 上欄に掲げる座席以外の座席	第二種座席ベルト 第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
	⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席(UN R16-05-S1 の 8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。) 上欄に掲げる座席以外の座席	第二種座席ベルト 第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作			

新	旧
<u>された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-2（5）に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> <u>6-44-10-2 性能要件（書面等による審査）</u> <u>（1）6-44-10-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-06-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>（2）6-44-10-1 及び 6-44-10-2（1）の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R14-06-S4 の 5.4.2.4. の規定にあっては、UN R14-06-S4 の 5.4.2.4. 中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-06-S4 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</u> <u>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-06-S4 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</u> <u>② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車（補助座席のうち通路に備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準</u>	

新	旧
<u>ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> <u>イ 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。</u> <u>ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> <u>エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> <u>オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>(3) 6-44-10-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-05-S1 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 5. までに適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② UN R16-04-S16 の 6.、7. 及び 8. に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(4) 6-44-10-1 及び 6-44-10-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に備えるものに限る。）に備える座席ベルトにあつては、①から⑥までの基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車（補助座席のうち通路に備えるものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。</u> <u>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものである</u>	

新	旧
<u>こと。</u> ③ <u>第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> ④ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> ⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> ⑥ <u>JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> (5) <u>次に掲げるものは (1) ③に定める「これ準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> ① <u>FMVSS 210 に適合する装置</u> ② <u>CMVSS 210 に適合する装置</u> (6) <u>次に掲げるものは (3) ②に定める「準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-05-S1 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。</u> ① <u>UN R16-05-S1 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</u> ② <u>FMVSS 209 に適合するもの</u> ③ <u>CMVSS 209 に適合するもの</u> ④ <u>UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの。</u> ⑤ <u>以下全ての要件に適合するもの</u> ア <u>JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</u> イ <u>当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> ウ <u>第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> エ <u>第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> オ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u>	

新

旧

カ

第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

6-44-11

従前規定の適用⑦

平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 13 項関係）

6-44-11-1

装備要件

（1）次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-12-1-2（1）のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの（UN R16-06-S1 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二

（新設）

新			旧
		種座席ベルト	
<u>③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>	
<u>④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</u>	<u>運転者席その他の座席であって前向きのもものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（UN R16-06-S1 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）</u>	<u>第二種座席ベルト</u>	
	<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>	
<u>⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの</u>	<u>運転者席その他の座席であって前向きのもものうち、運転者席及びこれと並列の座席（UN R16-06-S1 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）</u>	<u>第二種座席ベルト</u>	
	<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>	
<u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-2 (5) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u>			
<u>6-44-11-2 性能要件（書面等による審査）</u>			
<u>(1) 6-44-11-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量</u>			

新	旧
<u>3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(2) 6-44-11-1 及び 6-44-11-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R14-07-S2 の 5. 4. 2. 4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S2 の 6. 4. 3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</u> ① <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあつては UN R14-07-S2 の 5. 2. 1.、5. 4. 1. から 5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3.、5. 4. 3. 2. から 5. 4. 3. 4. まで、6. 3. 2. から 6. 3. 4. まで、6. 4. 3.、7. 1.、7. 2. 及び 7. 3. に定める基準</u> ② <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車（補助座席のうち通路に備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、次に掲げる基準</u> ア <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> イ <u>振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。</u> ウ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> エ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> オ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>(3) 6-44-11-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するもの</u>	

新	旧
に限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S1 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 5. までは適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト (4) 6-44-11-1 及び 6-44-11-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車(高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に備えるものに限る。)に備える座席ベルトにあつては、①から⑥までの基準(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)) 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車(補助座席のうち通路に備えるものに限る。) 及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。)に適合すればよい。 ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。 ② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。 ③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。 ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。 ⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の	

新	旧
<u>運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>⑥ JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> <u>(5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> <u>① FMVSS 210 に適合する装置</u> <u>② CMVSS 210 に適合する装置</u> <u>(6) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-06-S1 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。</u> <u>① UN R16-06-S1 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u> <u>② FMVSS 209 に適合するもの</u> <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> <u>⑤ 以下全ての要件に適合するもの</u> <u>ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</u> <u>イ 当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>ウ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>エ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> 6-44-12 従前規定の適用⑧ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 15 項関係)</u> <u>① 令和 3 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であ</u>	(新設)

新

旧

って、乗車定員 10 人以上のものにあっては平成 30 年 11 月 14 日）以前に製作された自動車（令和元年 11 月 15 日（車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものにあっては平成 29 年 11 月 15 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席ベルト及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車を除く。）

② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 11 月 14 日（車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のものにあっては平成 30 年 11 月 14 日）以前のもの

6-44-12-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2（1）のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもの	第二種座席ベルト
ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であって前向きのもの（UN R16-06-S6 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

新			旧
	<u>③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</u>	<u>運転者席その他の座席であって前向きのもので、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（ UN R16-06-S6 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）</u>	<u>第二種座席ベルト</u>
		<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの</u>	<u>運転者席その他の座席であって前向きのもので、運転者席及びこれと並列の座席（UN R16-06-S6 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）</u>	<u>第二種座席ベルト</u>
		<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
<u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-12-2 (5) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u>			
<u>6-44-12-2 性能要件（書面等による審査）</u>			
<u>(1) 6-44-12-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車</u>			

新	旧
<u>又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S6 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> (2) <u>6-44-12-1 及び 6-44-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R14-07-S6 の 5. 4. 2. 4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S6 の 6. 4. 3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</u> ① <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-07-S6 の 5. 2. 1.、5. 4. 1. から 5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3.、5. 4. 3. 2. から 5. 4. 3. 4. まで、6. 3. 2. から 6. 3. 4. まで、6. 4. 3.、7. 1.、7. 2. 及び 7. 3. に定める基準</u> ② <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準</u> <u>ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> <u>イ 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。</u> <u>ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> <u>エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> <u>オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> (3) <u>6-44-12-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するもの</u>	

新	旧
に限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S6 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. までの適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト (4) 6-44-12-1 及び 6-44-12-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルト(高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)にあつては、次に掲げる基準(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。))及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト(補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。)に適合すればよい。 ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。 ② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。 ③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。 ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。 ⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の	

新	旧
<u>運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>⑥ JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> <u>〔任意で備える座席ベルト等〕</u> <u>(5) 6-44-12-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、6-44-12-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(6) から (9) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。</u> <u>① 令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> <u>② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> <u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> <u>(6) (5) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、UN R14-07-S6 に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> <u>① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> <u>② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにになっていること。</u> <u>③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> <u>④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> <u>⑤ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>(7) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (6) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u>	

新	旧
③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> (8) (5) に規定する座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、UN R16-06-S6 の 6、7. に適合すること。 ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、次に掲げる要件に適合するものであればよい。 ① <u>当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少ない構造のものであること。</u> ② <u>第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> ③ <u>第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> ④ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> ⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> (9) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (8) の基準に適合するものとする。 ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> (10) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。 ① <u>FMVSS 210 に適合する装置</u> ② <u>CMVSS 210 に適合する装置</u> (11) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 <u>この場合において、UN R16-06-S6 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。</u>	

新	旧
① <u>UN R16-06-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u> ② <u>FMVSS 209 に適合するもの</u> ③ <u>CMVSS 209 に適合するもの</u> ④ <u>UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> ⑤ <u>以下全ての要件に適合するもの</u> ア <u>JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</u> イ <u>当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> ウ <u>第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> エ <u>第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> オ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> カ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u>	
6-44-13 従前規定の適用⑨	<u>(新設)</u>
<u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 24 項関係）</u>	
① <u>令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては令和 5 年 3 月 31 日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 2 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 2 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る</u>	

新

旧

指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1 の 8.1.8. 又は UN R173-00 の 5.1.8. の適用を受けないもの

④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの

6-44-13-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2（1）のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの（UN R16-08 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

新		旧
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの ⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（UN R16-08 の 8.1.2.1.、8.1.6.、又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
	運転者席その他の座席であって前向きのもものうち、運転者席及びこれと並列の座席（UN R16-08 の 8.1.2.1.、8.1.6.、又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-13-2 (6) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。 6-44-13-2 性能要件（書面等による審査） (1) 6-44-13-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。		

新	旧
<u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> (2) <u>6-44-13-1 及び 6-44-13-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R14-09 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</u> ① <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-09 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</u> ② <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準</u> ア <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> イ <u>振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。</u> ウ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> エ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> オ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> (3) <u>次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。（適用関係告示第 20 条第 23 項関係）</u> ① <u>令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和元年 9 月 1 日以降に製作された自動車（③に掲げる自動車を除く。）であって、次に掲げるもの</u>	

新	旧
<u>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> <u>③ 令和元年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された 4 席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t 以下の自動車（腰用帯部の取付装置の取付位置間隔が 350mm 以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの</u> <u>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(4) 6-44-13-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S3 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれ</u>	

新	旧
<u>に準ずる性能を有する座席ベルト</u> (5) 6-44-13-1 及び 6-44-13-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。）に適合すればよい。 ① <u>当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> ② <u>第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> ③ <u>第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> ④ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> ⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> ⑥ <u>JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> <u>〔任意で備える座席ベルト等〕</u> (6) 6-44-13-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、6-44-13-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(7) から (10) の基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。</u> ① <u>令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当</u>	

新	旧
<u>日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)</u> の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> <u>(7) (6) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、UN R14-09 に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> ② <u>振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。</u> ③ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> ④ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> ⑤ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>(8) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (7) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>(9) (6) に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、UN R16-07-S3 の 6、7. に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては、次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> ② <u>第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に</u>	

新	旧
<u>において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>(10) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (9) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(11) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> <u>① (3) の規定において「UN R14-09-S4」を「UN R14-07-S8」と読み替えたものについては、UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置</u> <u>② FMVSS 210 に適合する装置</u> <u>③ CMVSS 210 に適合する装置</u> <u>④ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</u> <u>この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N (後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N (後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</u> <u>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-07-S3 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。) までに適合するものでなければならない。</u> <u>① UN R16-07-S3 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付</u>	

新	旧
<u>け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</u> <u>② FMVSS 209 に適合するもの</u> <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> <u>⑤ 以下全ての要件に適合するもの</u> <u>ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</u> <u>イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>ウ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>エ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u>	
<u>6-44-14 従前規定の適用⑩</u> <u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 26 項関係)</u> <u>① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具及び取外しが可能な座席に備える座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u>	<u>(新設)</u>
<u>6-44-14-1 装備要件</u> <u>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h</u>	

新			旧
未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。			
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト	
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの（UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト	
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	
④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であつて前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.	第二種座席ベルト	

新				旧			
		<u>の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)</u>					
		<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>				
<u>⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t を超えるもの</u>	<u>運転者席その他の座席であつて前向きのもものうち、運転者席及びこれと並列の座席 (UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)</u>		<u>第二種座席ベルト</u>				
	<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>		<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>				
<u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車 (昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)</u>であつて、<u>運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車について、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-14-2 (5) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> <u>6-44-14-2 性能要件 (書面等による審査)</u> <u>(1) 6-44-14-1 に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)</u>は、<u>座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付</u>							

新	旧
<u>装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>(2) 6-44-14-1 及び 6-44-14-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R14-09-S4 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S4 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係)</u> <u>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-09-S4 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</u> <u>② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準</u> <u>ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> <u>イ 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにになっていること。</u> <u>ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> <u>エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> <u>オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>(3) 6-44-14-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S4 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の</u>	

新	旧
<u>位置に備えられた座席ベルト</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> (4) <u>6-44-14-1 及び 6-44-14-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。</u> ① <u>当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> ② <u>第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> ③ <u>第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> ④ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> ⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> ⑥ <u>JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> <u>〔任意で備える座席ベルト等〕</u> (5) <u>6-44-14-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、6-44-14-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(6) から (9) の基準に適合するものでなければならない。</u>	

新	旧
<u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。</u> ① <u>令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> <u>(6) (5) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、UN R14-09-S4 に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> ② <u>振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。</u> ③ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> ④ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> ⑤ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>(7) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (6) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>(8) (5) に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、UN R16-08-S4 の 6.、7. に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの</u>	

新	旧
<u>取付装置にあつては、次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> ② <u>第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> ③ <u>第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> ④ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> ⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>(9) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (8) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(10) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> ① <u>FMVSS 210 に適合する装置</u> ② <u>CMVSS 210 に適合する装置</u> ③ <u>通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</u> <u>この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N (後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N (後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</u> <u>(11) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-08-S4 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。) までに適合するものでなければならない。</u> ① <u>UN R16-08-S4 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係</u>	

新

旧

特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの

6-44-16-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2（1）のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの（UN R16-09 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供す	運転者席その他の座席であつ	第二種座席ベ

新			旧
	<u>る自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</u>	<u>て前向きのもものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（UN R16-09 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）</u>	<u>ルト</u>
		<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの</u>	<u>運転者席その他の座席であって前向きのもものうち、運転者席及びこれと並列の座席（UN R16-09 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。）</u>	<u>第二種座席ベルト</u>
		<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
<u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-16-2 (5) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> <u>6-44-16-2 性能要件（書面等による審査）</u> <u>(1) 6-44-16-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、</u>			

新	旧
<u>この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係)</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> (2) <u>6-44-16-1 及び 6-44-16-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</u> <u>この場合において、UN R14-09-S4 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S4 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係)</u> ① <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)</u> <u>に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)</u>にあっては <u>UN R14-09-S4 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</u> ② <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)</u> <u>及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置(補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)</u> 及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準 ア <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> イ <u>振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。</u> ウ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> エ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> オ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> (3) <u>6-44-16-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)</u>は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができ	

新	旧
<u>るものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S4 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(4) 6-44-16-1 及び 6-44-16-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。）に適合すればよい。</u> <u>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>⑥ JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> <u>[任意で備える座席ベルト等]</u> <u>(5) 6-44-16-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最</u>	

新	旧
<u>高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、6-44-14-1（1）の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、（6）から（9）の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。</u> ① <u>令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> <u>（6）（5）に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、UN R14-09-S4 に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> ② <u>振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにになっていること。</u> ③ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> ④ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> ⑤ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> <u>（7）次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは（6）の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>（8）（5）に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等</u>	

新	旧
<u>を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、UN R16-09 の 6.、7. に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> ② <u>第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> ③ <u>第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> ④ <u>容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> ⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>(9) 次に掲げる座席ベルトであって装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (8) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(10) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> ① <u>FMVSS 210 に適合する装置</u> ② <u>CMVSS 210 に適合する装置</u> ③ <u>通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-09-S4 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</u> <u>この場合において、同別添 3.1. 中「22,300N（後向き座席にあっては 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3.2. 中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることがで</u>	

新	旧
<u>きる。</u> <u>(11) 次に掲げるものは (3) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-09 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならない。</u> <u>① UN R16-09 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u> <u>② FMVSS 209 に適合するもの</u> <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> <u>⑤ 以下全ての要件に適合するもの</u> <u>ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</u> <u>イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>ウ 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>エ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> 6-44-17 従前規定の適用⑬ <u>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 29 項関係)</u> <u>① 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能</u>	(新設)

新	旧												
<u>が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの</u> 6-44-17-1 装備要件 (1) <u>次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2（1）のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第1項関係、細目告示第30条第1項）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th><th>座席の種別</th><th>座席ベルトの種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>乗車定員10人未満の自動車</u> イ <u>乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）</u></td><td>運転者席その他の座席であって前向きのもの（容易に折り畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）</td><td>第二種座席ベルト</td></tr> <tr> <td>② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）</u></td><td>上欄に掲げる座席以外の座席</td><td>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</td></tr> <tr> <td>③ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの（高速道路等において</u></td><td>運転者席及びこれと並列の座席</td><td>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</td></tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>乗車定員10人未満の自動車</u> イ <u>乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）</u>	運転者席その他の座席であって前向きのもの（容易に折り畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト	② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）</u>	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	③ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの（高速道路等において</u>	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別											
① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>乗車定員10人未満の自動車</u> イ <u>乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）</u>	運転者席その他の座席であって前向きのもの（容易に折り畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト											
② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）</u>	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト											
③ <u>専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの（高速道路等において</u>	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト											

新			旧
	<u>運行しないものに限る。)</u>		
	<u>④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</u>	<u>運転者席その他の座席であって前向きのもので、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)</u>	<u>第二種座席ベルト</u>
		<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの</u>	<u>運転者席その他の座席であって前向きのもので、運転者席及びこれと並列の座席（UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)</u>	<u>第二種座席ベルト</u>
		<u>上欄に掲げる座席以外の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
	<u>⑥ 大型特殊自動車（農耕トラクタに限る。)</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>	<u>第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト</u>
<u>(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)</u>であって、<u>運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</u> <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 6-44-17-2 (5) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 6-44-17-2 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 6-44-17-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車</u>			

新	旧
<u>又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> (2) 6-44-17-1 及び 6-44-17-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 <u>この場合において、UN R14-09-S4 の 5. 4. 2. 4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S4 の 6. 4. 3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</u> ① <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあつては UN R14-09-S4 の 5. 2. 1.、5. 4. 1. から 5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3.、5. 4. 3. 2. から 5. 4. 3. 4. まで、6. 3. 2. から 6. 3. 4. まで、6. 4. 3.、7. 1.、7. 2. 及び 7. 3. に定める基準</u> ② <u>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる基準</u> ア <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> イ <u>振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。</u> ウ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> エ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> オ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> (3) 6-44-17-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するもの	

新	旧
に限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-00 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト (4) 7-44-1 及び 7-44-2 (4) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルト(高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)にあつては、次に掲げる基準(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。))及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト(補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。)に適合すればよい。 ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。 ② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。 ③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。 ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。	

新	旧
⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> ⑥ <u>JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</u> <u>〔任意で備える座席ベルト等〕</u> (5) <u>6-44-17-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、6-44-17-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(6) から (9) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置についてはこの限りでない。</u> ① <u>令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車</u> ② <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの</u> (6) <u>(5) に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、UN R14-09-S4 に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ① <u>当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</u> ② <u>振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにになっていること。</u> ③ <u>取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</u> ④ <u>乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u> ⑤ <u>座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</u> (7) <u>次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (6) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ</u>	

新	旧
<u>ている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</u> <u>(8) (5) に規定する座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、UN R16-10-S1 の 6.、7. に適合すること。</u> <u>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあつては、次に掲げる要件に適合するものであればよい。</u> <u>① 当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u> <u>(9) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (8) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u> <u>(10) 次に掲げるものは (1) ③ に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</u> <u>① FMVSS 210 に適合する装置</u> <u>② CMVSS 210 に適合する装置</u> <u>③ 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09-S4 の規定は、当分の間、平</u>	

新	旧
<u>成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</u> <u>この場合において、同別添 3. 1. 中「22,300N（後向き座席にあつては 8,900N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、3. 2. 中「13,500N（後向き座席にあつては 5,400N、バス等に備える座席にあつては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</u> <u>(11) 次に掲げるものは (4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u> <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-09 の 8. 1. から 8. 3. 4. (8. 2. 2. 5. を除く。) までに適合するものでなければならぬ。</u> <u>① UN R16-09 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u> <u>② FMVSS 209 に適合するもの</u> <u>③ CMVSS 209 に適合するもの</u> <u>④ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</u> <u>⑤ 以下全ての要件に適合するもの</u> <u>ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</u> <u>イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</u> <u>ウ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u> <u>エ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u> <u>オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</u> <u>カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u>	
6-45 座席ベルト非装着時警報装置 6-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h	6-45 座席ベルト非装着時警報装置 6-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h

新	旧								
未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係、細目告示第30条第11項関係） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ① (略) ② UN R16-10-<u>S2</u> の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨ (略) 6-45-2～6-45-7 (略) 6-45-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第30項関係） ①～③ (略) 6-45-8-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-8-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（適用関係告示第20条第27項関係） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ① (略) ② UN R16-10-<u>S2</u> の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨ (略) 6-45-8-2 (略) 6-46～6-55 (略) 6-56 乗用車及びトラック・バスの騒音防止装置 6-56-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車 <u>(6-56の2から6-56の4までに規定する自動車及び被牽引自動車を除く。)</u> には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、6-56-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第30条第2項関係） 6-56-2 性能要件 6-56-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車 <u>(6-56の2から6-56の4までに規定する自動車及び被牽引自動車を除く。)</u> が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する<u>もので</u>なければならない。	(略)	(略)	(略)	(略)	未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係、細目告示第30条第11項関係） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ① (略) ② UN R16-10-<u>S1</u> の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨ (略) 6-45-2～6-45-7 (略) 6-45-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第30項関係） ①～③ (略) 6-45-8-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-8-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（適用関係告示第20条第27項関係） <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ① (略) ② UN R16-10-<u>S1</u> の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑨ (略) 6-45-8-2 (略) 6-46～6-55 (略) 6-56 騒音防止装置 6-56-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、6-56-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第30条第2項関係） 6-56-2 性能要件 6-56-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車 <u>には、</u>騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する<u>消音器を備え</u>なければならない。	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)								
(略)	(略)								
(略)	(略)								
(略)	(略)								

新

旧

①～⑤（略）

(2)（略）

6-56-2-2 書面等による審査

(削除) ※6-56 の 3-2-2 (1) に移動

(削除) ※6-56 の 3-2-2 (2) に移動

①～⑤（略）

(2)（略）

6-56-2-2 書面等による審査

(1) (2) から (4) までの自動車以外の自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。
この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。

[側車付二輪自動車及び三輪自動車]

(2) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別			騒音の大きさ	
			定常走行騒音	加速走行騒音
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	全輪駆動車、セミトラレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトラレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	全輪駆動車	80	81
		全輪駆動車以外のもの	79	80
	車両総重量が 3.5t 以下のもの		74	76
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）			72	76
側車付二輪自動車			72	73

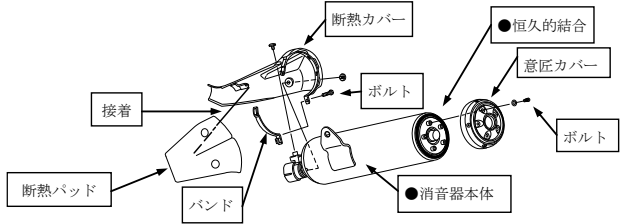
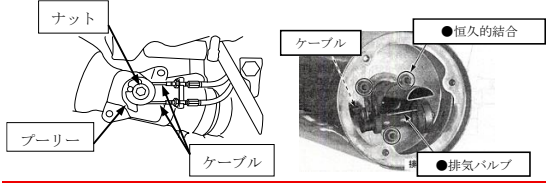
[二輪自動車]

新	旧
<u>(削除) ※6-56 の 2-2-2 (1) に移動</u>	<u>(3) 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。</u> <u>① 二輪自動車は、UN R41-06 の 6. に適合する構造でなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係）</u> <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 27 項関係）</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>② 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-05-S3 の 6. に適合する構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 40 項関係）</u> <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 27 項関係）</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</u> <u>イ 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(4) 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>(9) 令和 11 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車又は新たに多仕様自動車による取扱いを受けた自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>③ 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-04-S8 の 6. に適合する構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</u> <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車について</u>

新	旧
(1) <u>自動車</u>（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車並びに内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車を除く。）については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であることとし、内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S10 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S10 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。 ①～⑦（略）	は、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。 <u>（適用関係告示第 27 条第 27 項関係）</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>ア 令和 5 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては、令和 6 年 8 月 31 日）以前に製作された二輪自動車</u> <u>イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車</u> ④ <u>令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）は、UN R41-04-S3 の 6. に適合する構造であればよい。</u> <u>（適用関係告示第 27 条第 30 項関係）</u> <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。</u> <u>（適用関係告示第 27 条第 27 項関係）</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> ⑤ <u>平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の騒音防止装置指定自動車以外の新型自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に限る。）については③の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項関係）</u> <u>ア 細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 72dB を超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>イ 細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 73dB を超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車〕</u> (4) <u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車以外の自動車</u>については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であることとし、内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S10 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S10 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。 ①～⑦（略）

新	旧
<u>(削除) ※6-56 の 3-2-2 (3) に移動</u>	<u>(5) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u> <u>① 次のいずれかの表示がある消音器。</u> <u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>② 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際には原本を提示するものとする。）を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により (2) の基準に適合することが明らかである自動車が現に備えている消音器。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>ア 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> <u>イ 原動機の型式</u> <u>ウ 最高出力</u> <u>エ 変速機の種類</u> <u>オ 消音器の個数</u>

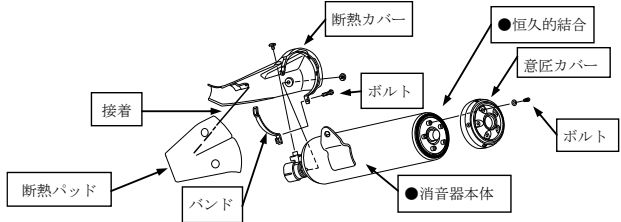
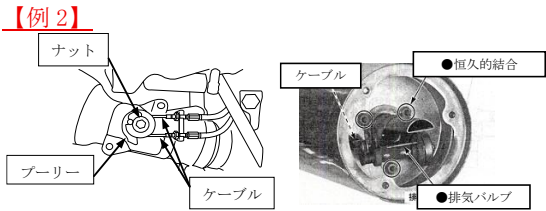
新	旧
<u>(削除) ※6-56 の 3-2-2 (4) に移動</u> <u>(2) 次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ①～③ (略) <u>(3) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が <u>(1)</u> ①のなお書きに定める範囲にあるものは、<u>(1)</u> の前段の基準に適合するものとする。</u> ①～③ (略) <u>(4) 次に掲げるものは、<u>(1)</u> の騒音を著しく発する改造ではないものとして騒音防止装置の性能に影響しない消音器の改造とする。</u> ①～③ (略) 6-56 の 2 二輪自動車の騒音防止装置 6-56 の 2-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、6-56 の 2-2-1 の基準に適合する消音器</u>	<u>カ 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>キ 資料中の消音器外観写真</u> <u>ク 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>0.95S（又は、S-20）≤S1</u> <u>(6) (2) の自動車であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ① <u>原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (2) に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ② <u>消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」I に基づく性能等確認済表示（当該表示の末尾に「S」が付されたものに限る。）により (2) に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>(7) (3) 又は (4) の自動車であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ①～③ (略) <u>(8) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものにあつては、騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (3) ①から③まで又は (4) ①のなお書きに定める範囲にあるものは、(3) 又は (4) の前段の基準に適合するものとする。</u> ①～③ (略) <u>(9) 次に掲げるものは、(2)、(3) 又は (4) の騒音を著しく発する改造ではないものとして騒音防止装置の性能に影響しない消音器の改造とする。</u> ①～③ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係) 6-56 の 2-2 性能要件 6-56 の 2-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないものであること。 ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。 (2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、 (1) ⑤の規定に適合しないものとする。 ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置 【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】 ●は恒久的結合が必要な部位を表す。 【例 1】  【例 2】  6-56 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に	※6-56-2-2 (3) から移動

新	旧
<u>関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。</u> <u>① 二輪自動車は、UN R41-06 の 6. に適合する構造でなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係)</u> <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 27 項関係)</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg (多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg) の範囲にあればよい。</u> <u>② 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-05-S3 の 6. に適合する構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 40 項関係)</u> <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 27 項関係)</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg (多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg) の範囲にあればよい。</u> <u>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</u> <u>イ 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>(ウ) 令和 11 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車又は新たに多仕様自動車による取扱いを受けた自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>③ 次に掲げる二輪自動車は、UN R41-04-S8 の 6. に適合する構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 34 項関係)</u> <u>ただし、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 27 項関係)</u>	

新	旧
<u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>ア 令和5年8月31日（輸入された自動車にあっては、令和6年8月31日）以前に製作された二輪自動車</u> <u>イ 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車であって、令和5年8月31日以前の型式指定自動車</u> <u>④ 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）は、UN R41-04-S3 の 6. に適合する構造であればよい。（適用関係告示第27条第30項関係）</u> <u>ただし、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第27条第27項関係）</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>⑤ 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の騒音防止装置指定自動車以外の新型自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に限る。）については③の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する構造であればよい。（適用関係告示第27条第25項関係）</u> <u>ア 細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が72dBを超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>イ 細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が73dBを超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>(2) 次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> <u>① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示（当該表示の末尾に「A」が付されたものに限る。）により（1）に掲げる基準に適合する</u>	

新	旧
<u>ことが確認できること。</u> ③ <u>1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）①から④までのなお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）①から④までに掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>（3）次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（1）①から④までのなお書きに定める範囲にあるものは、（1）の前段の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>（4）次に掲げるものは、（1）の騒音を著しく発する改造ではないものとして騒音防止装置の性能に影響しない消音器の改造とする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> ② <u>消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> ③ <u>予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> 6-56 の 3 側車付二輪自動車及び三輪自動車の騒音防止装置 6-56 の 3-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、6-56 の 3-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）</u> 6-56 の 3-2 性能要件 6-56 の 3-2-1 視認等による審査 <u>（1）内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> ② <u>消音器本体が切断されていないこと。</u> ③ <u>消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u>	(新設)

新	旧
④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。 (2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、 (1) ⑤の規定に適合しないものとする。 ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置 【参考図】 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例 【(1) ⑤、(2) 関係】 ●は恒久的結合が必要な部位を表す。 【例 1】  【例 2】  6-56 の 3-2-2 書面等による審査 (1) 側車付二輪自動車及び三輪自動車は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。 この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。 (2) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法によ	※6-56-2-2 (1) から移動 ※6-56-2-2 (2) から移動

新

旧

り測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ		
		定常 走行騒音	加速 走行騒音	
<u>三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）</u>	<u>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの</u>	<u>全輪駆動車、セミトラレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車</u>	<u>83</u>	<u>82</u>
		<u>全輪駆動車、セミトラレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの</u>	<u>82</u>	<u>81</u>
	<u>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの</u>	<u>全輪駆動車</u>	<u>80</u>	<u>81</u>
		<u>全輪駆動車以外のもの</u>	<u>79</u>	<u>80</u>
	<u>車両総重量が 3.5t 以下のもの</u>		<u>74</u>	<u>76</u>
<u>三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に限る。）</u>		<u>72</u>	<u>76</u>	
<u>側車付二輪自動車</u>		<u>72</u>	<u>73</u>	

(3) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる消音器に該当するものでなければならない。

① 次のいずれかの表示がある消音器。

ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。

この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。

イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示

ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の

※6-56-2-2（5）から移動

※6-56-2-2 (5) から移動

新	旧
<u>消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>② 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際には原本を提示するものとする。）を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により（2）の基準に適合することが明らかである自動車が現に備えている消音器。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>ア 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> <u>イ 原動機の型式</u> <u>ウ 最高出力</u> <u>エ 変速機の種類</u> <u>オ 消音器の個数</u> <u>カ 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>キ 資料中の消音器外観写真</u> <u>ク 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>（参考）</u> <u>受検車両の車両総重量：S1（kg）</u> <u>試験自動車の車両総重量：S（kg）</u> <u>0.95S（又は、S-20）≤S1</u> <u>（4）（2）の自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> <u>① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果</u>	※6-56-2-2（6）から移動

新	旧
<u>成績表の原本又は写しにより（２）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>② 消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行ったものの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅰに基づく性能等確認済表示（当該表示の末尾に「S」が付されたものに限る。）により（２）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>（５）次に掲げるものは、（２）の騒音を著しく発する改造ではないものとして騒音防止装置の性能に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>6-56 の 4 大型特殊自動車の騒音防止装置</u> <u>6-56 の 4-1 装備要件</u> <u>内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、6-56 の 4-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）</u> <u>6-56 の 4-2 性能要件</u> <u>6-56 の 4-2-1 視認等による審査</u> <u>（１）内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> <u>② 消音器本体が切断されていないこと。</u> <u>③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> <u>④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</u> <u>⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</u> <u>（２）次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、</u> <u>（１）⑤の規定に適合しないものとする。</u> <u>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</u> <u>② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</u> <u>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【（１）⑤、（２）関係】</u>	<u>（新設）</u>

新	旧
<u>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</u> 【例 1】 【例 2】 6-56 の 4-2-2 書面等による審査 <u>(1) 大型特殊自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> 6-57～6-64（略） 6-65 走行用前照灯 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。	6-57～6-64（略） 6-65 走行用前照灯 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 <u>〔集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え〕</u> <u>なお、当分の間、同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、</u>

新	旧
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑩ (略) [UN R148-00、UN R149-00 及び UN R150-00] ⑪ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の基準 3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定。 この場合において、「UN R148-01-S5」とあるのは「UN R148-00-S4」と、「UN R149-01-S6」とあるのは「UN R149-00-S5」と、「UN R150-01-S2」とあるのは「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項、第 30 条第 18 項、第 31 条第 12 項、第 31 条の 2 第 2 項、第 32 条第 16 項、第 33 条第 11 項、第 33 条の 2 第 3 項、第 34 条第 7 項、第 35 条第 17 項及び第 18 号、第 36 条第 11 項、第 37 条第 17 項、第 38 条第 14 項、第 39 条第 13 項、第 40 条第 10 項、第 41 条第 9 項、第 41 条の 2 第 8 項、第 42 条第 19 項、第 43 条第 14 項、第 44 条第 16 項、第 45 条第 25 項関係) ア～イ (略) <u>[集約化前の個別規則 (UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123) への読み替え]</u> ⑫ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、	<u>4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係)</u> ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑩ (略) [UN R148-00、UN R149-00 及び UN R150-00] ⑪ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の基準 3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定。 この場合において、「UN R148-01-S1」とあるのは「UN R148-00-S4」と、「UN R149-01-S1」とあるのは「UN R149-00-S5」と、「UN R150-01-S1」とあるのは「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項、第 30 条第 18 項、第 31 条第 12 項、第 31 条の 2 第 2 項、第 32 条第 16 項、第 33 条第 11 項、第 33 条の 2 第 3 項、第 34 条第 7 項、第 35 条第 17 項及び第 18 号、第 36 条第 11 項、第 37 条第 17 項、第 38 条第 14 項、第 39 条第 13 項、第 40 条第 10 項、第 41 条第 9 項、第 41 条の 2 第 8 項、第 42 条第 19 項、第 43 条第 14 項、第 44 条第 16 項、第 45 条第 25 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2.及び4.28.2.の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第23項、第30条第16項、第31条第11項、第31条の2第1項、第32条第14項、第33条第10項、第33条の2第1項、第35条第14項、第36条第9項、第37条第15項、第38条第12項、第39条第12項、第40条第9項、第41条の2第7項、第42条第17項、第43条第12項、第44条第15項及び第45条第23項関係)</u> <u>ア 令和8年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(4) 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> <u>ウ 令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）に限る。）</u> <u>⑬ (略)</u> (2) 二輪自動車にあっては、UN R53-04-S1 の5. (5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。 この場合において、UN R53-04-S1 の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3 (1) ①に適合するものであればよい。 なお、当分の間、UN R53-04-S1 中「6.1.1.1.及び6.1.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-S6」の4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び4.5.2.5.を除く)、5.1. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個 (種別CSは2個)」と、「6.2.1.1.及び6.2.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-S6」の4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5.及び4.12.を除く)、5.2. (種別Cに係る部分に限る。)及び5.4. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個 (種別CSは2個)」と、「6.3.2.」とあるのは「UN R148-01-S5」の4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) 除く)、5.6. (ただし、種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定	<u>⑭ (略)</u> (2) 二輪自動車にあっては、UN R53-04-S1 の5. (5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。 この場合において、UN R53-04-S1 の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3 (1) ①に適合するものであればよい。 なお、当分の間、UN R53-04-S1 中「6.1.1.1.及び6.1.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-S3」の4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b) 及び4.5.2.5.を除く)、5.1. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個 (種別CSは2個)」と、「6.2.1.1.及び6.2.1.2.」とあるのは、「UN R149-01-S3」の4. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5.及び4.12.を除く)、5.2. (種別Cに係る部分に限る。)及び5.4. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則6.とすることができる)を1個又は2個 (種別CSは2個)」と、「6.3.2.」とあるのは「UN R148-01-S2」の4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b) 除く)、5.6. (ただし、種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定

新	旧
については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを前後に 2 個ずつ」と、「6. 4. 1.」とあるのは「UN R148-01-S5 の 4.、5. 5. (ただし、種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 5. 1.」とあるのは「UN R148-01-S5 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く) 及び 5. 11. (ただし種別 2 に係るものに限る。また、光度特性の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個」と、「6. 6. 1.」とあるのは「UN R148-01-S5 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く) 及び 5. 1. (最小光度及び最大光度の規定については、6. とすることができる) に適合するものであって白色のものにあつては 1 個又は 2 個、橙色にあつては 2 個」と、「6. 7. 1.」とあるのは「UN R148-01-S5 の 4.、5. 2. (ただし種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 8. 1.」とあるのは「UN R150-01-S2 の 3. 3. 4. 2. 1.、4.、5. 1. (ただし光度係数は、同規則 3. 5. 1. 1. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 10. 1.」とあるのは「UN R149-01-S6 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. 除く) 及び 5. 5. (最小光度及び最大光度の規定については、6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 11. 1.」とあるのは「UN R148-01-S5 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く) 及び 5. 9. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) を 1 個又は 2 個」と、「6. 12. 1.」とあるのは「別添 61「側方灯の技術基準」に適合するものを両側面に 1 個又は 2 個」と、「6. 13. 2.」とあるのは「UN R148-01-S5 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く)、5. 4. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、及び「6. 16. 1. 1.」とあるのは「UN R149-01-S6 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. 除く)、5. 3. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個」と読み替えることができ、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。(細目告示第 42 条第 4 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 43 条第 2 項、第 45 条第 2 項、第 46 条の 2 第 2 項、第 48 条第 2 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 56 条第 2 項、第 57 条第 2 項、第 59 条第 2 項、第 62 条第 12 項) ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) [UN R149-00] ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の基準 5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定。 この場合において、「UN R149-01-S6」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係)	については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを前後に 2 個ずつ」と、「6. 4. 1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4.、5. 5. (ただし、種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 5. 1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く) 及び 5. 11. (ただし種別 2 に係るものに限る。また、光度特性の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個」と、「6. 6. 1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く) 及び 5. 1. (最小光度及び最大光度の規定については、6. とすることができる) に適合するものであって白色のものにあつては 1 個又は 2 個、橙色にあつては 2 個」と、「6. 7. 1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4.、5. 2. (ただし種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。また、最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 8. 1.」とあるのは「UN R150-01-S2 の 3. 3. 4. 2. 1.、4.、5. 1. (ただし光度係数は、同規則 3. 5. 1. 1. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 10. 1.」とあるのは「UN R149-01-S3 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. 除く) 及び 5. 5. (最小光度及び最大光度の規定については、6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、「6. 11. 1.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く) 及び 5. 9. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) を 1 個又は 2 個」と、「6. 12. 1.」とあるのは「別添 61「側方灯の技術基準」に適合するものを両側面に 1 個又は 2 個」と、「6. 13. 2.」とあるのは「UN R148-01-S2 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) 除く)、5. 4. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個又は 2 個」と、及び「6. 16. 1. 1.」とあるのは「UN R149-01-S3 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. 除く)、5. 3. (最小光度及び最大光度の規定については、同規則 6. とすることができる) に適合するものを 1 個」と読み替えることができ、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。(細目告示第 42 条第 4 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 43 条第 2 項、第 45 条第 2 項、第 46 条の 2 第 2 項、第 48 条第 2 項、第 49 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 56 条第 2 項、第 57 条第 2 項、第 59 条第 2 項、第 62 条第 12 項) ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) [UN R149-00] ② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告示第 1 号による改正前の基準 5. 1. 4. 及び 5. 1. 5. 6. の規定。 この場合において、「UN R149-01-S1」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係)

新	旧
ア～イ (略) ③ (略) (3) (略) (4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、 5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-02-S2 (当 分の間、UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、 6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02-S1 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替える ことができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用さ れる自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前 照灯については、UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、ク ラス A 及び B に係るものに限る。) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-02-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02-S1 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えることができ る。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S6</u> の 5. 1.、5. 2.、 5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 6.、UN R98-02-S2 の 6. にかかわらず 9. 1. 3.、UN R112-02-S1 の 6. にかかわらず 10. 1. 並びに UN R113-03 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するもの であればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防 止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑥ (略) ⑦ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、 4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)」 を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (ク ラス B 及び D に係るものに限る。)」と読み替えることができる。(適用関係告示 第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略)	ア～イ (略) ③ (略) (3) (略) (4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、 5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-02-S2 (当 分の間、UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、 6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02-S1 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替える ことができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用さ れる自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前 照灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、ク ラス A 及び B に係るものに限る。) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-02-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02-S1 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えることができ る。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S1</u> の 5. 1.、5. 2.、 5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 6.、UN R98-02-S2 の 6. にかかわらず 9. 1. 3.、UN R112-02-S1 の 6. にかかわらず 10. 1. 並びに UN R113-03 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するもの であればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防 止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑥ (略) ⑦ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、 4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)」 を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (ク ラス B 及び D に係るものに限る。)」と読み替えることができる。(適用関係告示 第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略)
6-66～6-69 (略)	6-66～6-69 (略)

新	旧
6-70 前部霧灯 7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 5. 又は UN R19-05 (当分の間、UN R19-04-S10 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 30 条第 16 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S6</u> の 5. 5. にかかわらず 6. 及び UN R19-05 の 6. にかかわらず 10. 3. 5. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1. 及び 4. 5. 2. 2. (b) を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 18 項関係) ア～イ (略) 6-71 (略) 6-72 側方照射灯 7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 6. 又は UN R119-02 (当分の間、UN R119-01-S6 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5. (5. 4. 1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 31 条第 11 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S6</u> の 5. 6. にかかわらず 6. 及び UN R119-02 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの (7-72-6 が適用されるものを除く。) については、この限りでない。 ①～③ (略) ④ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-<u>S6</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、	6-70 前部霧灯 7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 5. 又は UN R19-05 (当分の間、UN R19-04-S10 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 30 条第 16 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S1</u> の 5. 5. にかかわらず 6. 及び UN R19-05 の 6. にかかわらず 10. 3. 5. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～④ (略) ⑤ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1. 及び 4. 5. 2. 2. (b) を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 18 項関係) ア～イ (略) 6-71 (略) 6-72 側方照射灯 7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 6. 又は UN R119-02 (当分の間、UN R119-01-S6 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5. (5. 4. 1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 31 条第 11 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S1</u> の 5. 6. にかかわらず 6. 及び UN R119-02 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するもの (7-72-6 が適用されるものを除く。) については、この限りでない。 ①～③ (略) ④ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2.

新	旧
4.5.2.2. (b) 及び 4.5.2.5. を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1. 及び 4.5.2.2. (b) を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 31 条第 12 項関係) ア～イ (略)	(b) 及び 4.5.2.5. を除く。)」を「UN R149-00-S5 の 4. (4.5.1.、4.5.2.1. 及び 4.5.2.2. (b) を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 31 条第 12 項関係) ア～イ (略)
6-73 低速走行時照射灯 7-73 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時照射灯については、UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.10. 又は UN R23-01 (当分の間、UN R23-00-S22 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。) の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-S5 の 5.10. にかかわらず 6. 及び UN R23-01 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 31 条の 2 第 2 項関係) ア (略) イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの	6-73 低速走行時側方照射灯 7-73 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.10. 又は UN R23-01 (当分の間、UN R23-00-S22 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。) の 5.、6.2.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 31 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-S1 の 5.10. にかかわらず 6. 及び UN R23-01 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 31 条の 2 第 2 項関係) ア (略) イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時側方照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車 (イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時側方照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び低速走行時側方照射灯に係る指定を受けた多仕様自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの
6-74 車幅灯 7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN	6-74 車幅灯 7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN

新	旧
R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.1. (種別 A に係るものに限る。)又は細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。)又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 6.、7.、8.及び 9.に定める基準。(適用関係告示第 32 条第 14 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.1.にかかわらず 6.及び UN R50-01 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 32 条第 16 項関係) ア～イ (略) 6-75 前部上側端灯 7-75 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.1. (種別 AM に係るものに限る。)又は細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.1.にかかわらず 6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものと	R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.1. (種別 A に係るものに限る。)又は細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。)又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 6.、7.、8.及び 9.に定める基準。(適用関係告示第 32 条第 14 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.1.にかかわらず 6.及び UN R50-01 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 32 条第 16 項関係) ア～イ (略) 6-75 前部上側端灯 7-75 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.1. (種別 AM に係るものに限る。)又は細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.1.にかかわらず 6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値まであればよい。」と読み替えるものと

新	旧
する。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条第 11 項関係) ア～イ (略) 6-76 昼間走行灯 7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.4. 又は UN R87-01 (当分の間、UN R87-00-S20 と読み替えることができる。以下 (3) において同じ。) の 6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に定める基準。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.4. にかかわらず 6. 及び UN R87-01 の 7. にかかわらず 13.1.1. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条の 2 第 3 項関係) ア～イ (略)	する。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条第 11 項関係) ア～イ (略) 6-76 昼間走行灯 7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.4. 又は UN R87-01 (当分の間、UN R87-00-S20 と読み替えることができる。以下 (3) において同じ。) の 6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に定める基準。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.4. にかかわらず 6. 及び UN R87-01 の 7. にかかわらず 13.1.1. に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 33 条の 2 第 3 項関係) ア～イ (略)
6-77 前部反射器 7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-01-<u>S2</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S2</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角に	6-77 前部反射器 7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-01-<u>S1</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S1</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角に

新	旧
ついて、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R150-01-S2」を「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 34 条第 7 項関係) ア～イ (略)	ついて、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R150-01」を「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 34 条第 7 項関係) ア～イ (略)
6-78 側方灯 7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-01-S5 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 7. 又は細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 35 条第 14 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S5 の 5. 7. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4. 1. 1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4. 1. 2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S5 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 35 条第 17 項関係) ア～イ (略)	6-78 側方灯 7-78 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。) 及び 5. 7. 又は細目告示別添 61「側方灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 35 条第 14 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1 の 5. 7. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 61「側方灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については 4. 1. 1. で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4. 1. 2. で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4. 7. 1.、4. 7. 2. 1. 及び 4. 7. 2. 2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4. 3. 1. 1.、4. 3. 1. 2.、4. 3. 1. 4. 及び 4. 3. 2. 4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 35 条第 17 項関係) ア～イ (略)
6-79 側方反射器 7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略)	6-79 側方反射器 7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略)

新	旧
(2) <u>6-65 (2) に同じ。</u> (3) (略) (4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-01-<u>S2</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S2</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R150-01-<u>S2</u>」を「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 35 条第 18 項関係) ア～イ (略)	(2) <u>二輪自動車にあっては、UN R53-03-S4 の 5. (5.17. を除く。) 及び 6. に定める基準。</u> (3) (略) (4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-01-<u>S1</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S1</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 62「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3.2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R150-01」を「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 35 条第 18 項関係) ア～イ (略)
6-80 番号灯 7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.11. にかかわらず 6.、UN R4-01 (当分の間、UN R4-00-S19 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10.1.1. 並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 9 項関係) また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 (a) 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.11. (種別 2b に係るものに限る。) 又は UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (種別 2b に係るものに限る。) に定める基準 (b) 自動車 ((a) 及び (c) に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.11. (種別 2a に係るものに限る。) 又は UN	6-80 番号灯 7-80 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.11. にかかわらず 6.、UN R4-01 (当分の間、UN R4-00-S19 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6. 及び 9. にかかわらず 10.1.1. 並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 9 項関係) また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 (a) 普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上のもの、最大積載量が 5t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.11. (種別 2b に係るものに限る。) 又は UN R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9. (種別 2b に係るものに限る。) に定める基準 (b) 自動車 ((a) 及び (c) に掲げるもの並びに最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.11. (種別 2a に係るものに限る。) 又は UN

新	旧
R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9.（種別 2a に係るものに限る。）に定める基準 (c) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）及び 5.11.（種別 2 に係るものに限る。）又は UN R50-01 の 6.、7.、8. 及び 9.（種別 2 に係るものに限る。）に定める基準 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略） ③ 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）を「UN R148-00-S4 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 36 条第 11 項関係） ア～イ（略）	R4-01 の 5.、6.、7.、8. 及び 9.（種別 2a に係るものに限る。）に定める基準 (c) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）及び 5.11.（種別 2 に係るものに限る。）又は UN R50-01 の 6.、7.、8. 及び 9.（種別 2 に係るものに限る。）に定める基準 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略） ③ 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）を「UN R148-00-S4 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 36 条第 11 項関係） ア～イ（略）
6-81 尾灯 7-81 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）及び 5.2.（種別 R1 及び R2 に係るものに限る。）又は細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）及び 5.2.（種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。）又は UN R50-01（当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。）の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。（適用関係告示第 37 条第 15 項関係） この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.2. にかかわらず 6.、UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①（略） ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）を「UN R148-00-S4 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 37 条第 17 項関係）	6-81 尾灯 7-81 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）及び 5.2.（種別 R1 及び R2 に係るものに限る。）又は細目告示別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）及び 5.2.（種別 R1、R2 及び MR に係るものに限る。）又は UN R50-01（当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。）の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。（適用関係告示第 37 条第 15 項関係） この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.2. にかかわらず 6.、UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 64「尾灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①（略） ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。）を「UN R148-00-S4 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 37 条第 17 項関係）

新	旧
ア～イ（略） 6-82 後部霧灯 7-82の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-01-S5 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.（b）を除く。）及び 5.9.又は細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S5 の 5.9.にかかわらず 6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2.及び別紙に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 38 条第 12 項関係） また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S5 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.（b）を除く。）」を「UN R148-00-S4 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 38 条第 14 項関係） ア～イ（略） 6-83 駐車灯 7-83の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-01-S5 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2.（b）を除く。）及び 5.3.又は細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 39 条第 12 項関係） この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S5 の 5.3.にかかわらず 6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709	ア～イ（略） 6-82 後部霧灯 7-82の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 自動車に備える後部霧灯については、UN R148-01-S1 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.（b）を除く。）及び 5.9.又は細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1 の 5.9.にかかわらず 6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については 4.2.及び別紙に示す最小光度値の 80%値、最大光度については 4.3.に示す最大光度値の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 38 条第 12 項関係） また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.（b）を除く。）」を「UN R148-00-S4 の 4.（4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び 4.3.2.4.を除く。）」と読み替えることができる。（適用関係告示第 38 条第 14 項関係） ア～イ（略） 6-83 駐車灯 7-83の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3)（略） (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-01-S1 の 4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2.（b）を除く。）及び 5.3.又は細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」に定める基準。（適用関係告示第 39 条第 12 項関係） この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1 の 5.3.にかかわらず 6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1.の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最小光度要件の 80%値、最大光度については 4.1.1.及び 4.1.2.で定める最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709

新	旧
に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 39 条第 13 項関係) ア～イ (略)	に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 39 条第 13 項関係) ア～イ (略)
6-84 後部上側端灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。)又は細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.2. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 40 条第 10 項関係) ア～イ (略)	6-84 後部上側端灯 7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。)又は細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.2. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 40 条第 10 項関係) ア～イ (略)
6-85 後部反射器 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-01-<u>S2</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S2</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角に	6-85 後部反射器 7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-01-<u>S1</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」に定める基準。 この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S1</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角に

新	旧
ついて、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上であること。」と、同別添 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R150-01-S2」を「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条第 9 項関係) ア～イ (略)	ついて、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上であること。」と、同別添 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R150-01」を「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条第 9 項関係) ア～イ (略)
6-86 大型後部反射器	6-86 大型後部反射器
7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)
(4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-01-S2 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2. に定める基準。(適用関係告示第 41 条の 2 第 7 項関係)	(4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-01-S1 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2. <u>又は UN R70-02 (当分の間、UN R70-01-S10 と読み替えることができる。)</u> の 6. 及び 7. に定める基準。(適用関係告示第 41 条の 2 第 7 項関係)
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。	ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。
① (略)	① (略)
② 次に掲げる自動車については、「<u>UN R150-01-S2 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2.</u>」を「UN R70-01-S6 <u>の 6. 及び 7.</u>」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の第 6 項関係)	② 次に掲げる自動車については、「<u>UN R70-01-S10</u>」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の第 6 項関係)
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
③ <u>次に掲げる自動車にあっては、「UN R150-01-S2 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2.」とあるのを「UN R70-01-S10 の 6. 及び 7.」と読み替えることができる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u>	
<u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。)) を除く。)</u> であって次に掲げるもの	
<u>(ア) 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び大型後部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車</u>	
<u>(イ) 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び大型後部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び大型後部反射器に係る指定を受けた多仕様自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの</u>	
<u>ウ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ボール・トラレーラを除く。)) に限る。)</u>	③ 次に掲げる自動車については、「UN R150-01」を「UN R150-00-S4」と読み替え

新	旧
④ 次に掲げる自動車については、「UN R150-01-S2」を「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 8 項関係) ア～イ (略) 6-87 再帰反射材 7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) UN R150-01-S2 の 5.2. に定める基準 (細目告示第 55 条の 2 関係) 6-88 制動灯 7-88 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S5 の 5.5. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 42 条第 19 項関係) ア～イ (略) 6-89 補助制動灯	ることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 8 項関係) ア～イ (略) 6-87 再帰反射材 7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) UN R150-01-S1 の 5.2. に定める基準 (細目告示第 55 条の 2 関係) 6-88 制動灯 7-88 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1 の 5.5. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① (略) ② 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 42 条第 19 項関係) ア～イ (略) 6-89 補助制動灯

新	旧
7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S5 の 5.5. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 43 条第 14 項関係) ア～イ (略)	7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1 の 5.5. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4. 及び 4.3.2.4. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 43 条第 14 項関係) ア～イ (略)
6-90 後退灯 7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-01-S5 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.8. 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S5 の 5.8. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。	6-90 後退灯 7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.8. 又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1 の 5.8. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

新	旧
① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 44 条第 16 項関係) ア～イ (略) 6-90 の 2 車両後退表示投影装置 7-90 の 2 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-65 (1) に同じ。 (2) 自動車に備える車両後退表示投影装置については、UN R148-01-S5 の 4.及び 5.12.に定める基準。(細目告示第 58 条の 2 第 1 項関係) この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S5 の 5.12.にかかわらず 6.に適合すればよいものとし、UN R148-01-S5 の 4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b) に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 6-91 方向指示器 7-91 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S5</u> の 5.6.にかかわらず 6.、UN R6-02 (当分の間、UN R6-01-S29 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 6.にかかわらず 10.1.1.並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 なお、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係) (a) 自動車 (b) 及び (c) に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b)を除く。)及び 5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。)又は UN R6-02 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準 (b) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S5</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b)を除く。)及	① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)」を「UN R148-00-S4 の 4. (4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 44 条第 16 項関係) ア～イ (略) <u>(新設)</u> 6-91 方向指示器 7-91 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.6.にかかわらず 6.、UN R6-02 (当分の間、UN R6-01-S29 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 6.にかかわらず 10.1.1.並びに UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。)の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 なお、令和 2 年 9 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項、第 23 項関係) (a) 自動車 (b) 及び (c) に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b)を除く。)及び 5.6. (種別 1、1a、1b、2a、2b、5 及び 6 に係るものに限る。)又は UN R6-02 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準 (b) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び 4.7.2.2. (b)を除く。)及

新	旧												
び5.6. (種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。)、UN R6-02の5.、6.、7.及び8.又はUN R50-01の6.、7.、8.及び9.に定める基準 (c) (略) ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01-<u>S5</u>の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)」を「UN R148-00-S4の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第45条第25項関係) ア～イ (略) 6-92～6-105の2 (略) 6-106 後写鏡 6-106-1 装備要件 <u>次の表の左欄に掲げる</u>自動車(被牽引自動車を除く。)には、<u>同表の右欄に掲げる装置</u>を備えなければならない。(保安基準第44条第1項関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>自動車の種別</u></th><th><u>装置</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>下欄に掲げる自動車以外の自動車</u></td><td><u>後写鏡又は後方等確認装置</u></td></tr> <tr> <td><u>二輪自動車</u></td><td><u>後写鏡</u></td></tr> <tr> <td><u>側車付二輪自動車</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>三輪自動車</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>大型特殊自動車</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> 6-106-2 性能要件 6-106-2-1 視認等による審査 (1) 大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(保安基準第44条第2項関係、細目告示第68条第<u>1</u>項関係) (2) (略) 6-106-2-2 書面等による審査 <u>[後方等確認装置]</u> (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置は、<u>運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与える</u>	<u>自動車の種別</u>	<u>装置</u>	<u>下欄に掲げる自動車以外の自動車</u>	<u>後写鏡又は後方等確認装置</u>	<u>二輪自動車</u>	<u>後写鏡</u>	<u>側車付二輪自動車</u>		<u>三輪自動車</u>		<u>大型特殊自動車</u>		び5.6. (種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。)、UN R6-02の5.、6.、7.及び8.又はUN R50-01の6.、7.、8.及び9.に定める基準 (c) (略) ① 次に掲げる自動車については、「UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)」を「UN R148-00-S4の4.(4.3.1.1.、4.3.1.2.、4.3.1.4.及び4.3.2.4.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第45条第25項関係) ア～イ (略) 6-92～6-105の2 (略) 6-106 後写鏡 6-106-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)には、<u>後写鏡</u>を備えなければならない。 <u>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、この限りではない。</u>(保安基準第44条第1項関係) 6-106-2 性能要件 6-106-2-1 視認等による審査 (1) 大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(保安基準第44条第2項関係、細目告示第68条第<u>2</u>項第2号関係) (2) (略) 6-106-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-<u>06-S1</u>の6.2.、
<u>自動車の種別</u>	<u>装置</u>												
<u>下欄に掲げる自動車以外の自動車</u>	<u>後写鏡又は後方等確認装置</u>												
<u>二輪自動車</u>	<u>後写鏡</u>												
<u>側車付二輪自動車</u>													
<u>三輪自動車</u>													
<u>大型特殊自動車</u>													

新	旧
<u>おそれの少ないものとして当該後等確認装置による</u>運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-<u>07</u> の 6.2.、6.3.（6.3.1.1. 中記号の表示に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>2</u> 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係） <u>(2) 次に掲げる後等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後等確認装置</u> <u>[後写鏡]</u> <u>(3) 自動車（(4) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、<u>乗車人員</u>等の保護に係る性能等</u>に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 <u>1</u> 項第 1 号関係） ① UN R46-<u>07</u> の 15.2.4. に規定された視界を得るための後写鏡にあつては、UN R46-<u>07</u> の 6.1. 及び 6.3. に定める基準。 ただし、UN R46-<u>07</u> の 6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては規則 6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-<u>07</u> の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1200 mm」とあるのは「600 mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と、「2m 未満」とあるのは「1.8m 以下」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② UN R46-<u>07</u> の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあつては、次のいずれかの基準。 ア UN R46-<u>07</u> の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡に取付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。 イ ア以外の場合は、UN R46-<u>07</u> の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において発行日	6.3.（6.3.1.1. 中記号の表示に係る部分を除く。）及び 16.（16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>1</u> 項関係、細目告示第 68 条第 1 項第 2 号関係） <u>(新設)</u> <u>(2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、<u>歩行者</u>等の保護に係る性能等</u>に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 <u>2</u> 項第 1 号関係） ① UN R46-<u>06-S1</u> の 15.2.4. に規定された視界を得るための後写鏡にあつては、UN R46-<u>06-S1</u> の 6.1. 及び 6.3. に定める基準。 ただし、UN R46-<u>06-S1</u> の 6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては 6.1.1.3. 及び 6.1.1.5.）並びに 6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-<u>06-S1</u> の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と、「2m 未満」とあるのは「1.8m 以下」とそれぞれ読み替えるものとする。 ② UN R46-<u>06-S1</u> の 15.2.4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものに限る。）にあつては、次のいずれかの基準。 ア UN R46-<u>06-S1</u> の 15.2.4.2. 又は 15.2.4.3. に規定される後写鏡に取付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。 イ ア以外の場合は、UN R46-<u>06-S1</u> の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2. を除く。）に定める基準に適合するものであること。 ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において発行日

新	旧
から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年1月3日以前ののものにあっては、<u>細目告示別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」</u>に適合するものであればよい。 <u>(4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第3項関係、細目告示第68条第2項関係）</u> <u>(削除)</u> (5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、<u>(3)</u>及び<u>(4)</u>の基準に適合するものとする。 ①～③（略） <u>[補助視界確認装置]</u> <u>(6) 自動車に備える補助視界確認装置は乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-07の6.2. (6.2.2. から6.2.2.1.1. まで及び6.2.2.1.4. に限る。) 及び16.3.2. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第3項関係）</u> <u>(7) 指定自動車等に備えられている補助視界確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助視界確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(6) の基準に適合するものとする。</u> 6-106-3 取付要件 6-106-3-1 視認等による審査 (1) 大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡は、6-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽	から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年1月3日以前ののものにあっては、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。 <u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第44条第3項関係、細目告示第68条第3項関係）</u> <u>(4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> ② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> ③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> (5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、<u>(2)</u>及び<u>(3)</u>の基準に適合するものとする。 ①～③（略） <u>(新設)</u> 6-106-3 取付要件 6-106-3-1 視認等による審査 (1) 大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡は、6-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽

新	旧
引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第4項第2号関係) (2)(略) (3)大型特殊自動車に備える後写鏡にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式であってもよい。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第4項第4号関係)	引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項第3号関係) (2)(略) (3)大型特殊自動車に備える後写鏡にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式であってもよい。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項第4号関係)
6-106-3-2 書面等による審査	6-106-3-2 書面等による審査
<u>〔後方等確認装置〕</u>	
(1)自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置は、6-106-2-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-07の15.(15.1.1.を除く。)、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第4項第1号関係)	(1)自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後方等確認装置は、6-106-2-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1の15.(15.1.1.を除く。)、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項第1号関係)
<u>(2)次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u>	
<u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u>	
<u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u>	
<u>〔後写鏡〕</u>	
(3)自動車((4)の自動車、大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後写鏡は、6-106-2-2(3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-07の15.(15.1.1.を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。	(2)自動車((3)の自動車、大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える後写鏡は、6-106-2-2(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1の15.(15.1.1.を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。
ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第68条第4項第1号及び第3号関係)	ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項第2号関係)
① UN R46-07の12.1.に定める基準アイポイントは、細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.4.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。	① UN R46-06-S1の12.1.に定める基準アイポイントは、細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.4.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。
② UN R46-07の15.2.1.1.1.及び15.2.4.1.から15.2.4.3.までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは6-107に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。	② UN R46-06-S1の15.2.1.1.1.及び15.2.4.1.から15.2.4.3.までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは6-107に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。
③ UN R46-07の15.2.1.1.1.及び15.2.4.4.の規定にかかわらず、次のいずれかに	③ UN R46-06-S1の15.2.1.1.1.及び15.2.4.4.の規定にかかわらず、次のいずれ

新	旧
掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア UN R46-07 の 15. 2. 1. 1. 及び 15. 2. 4. 4. に定める視界範囲 イ UN R46-07 の 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲 ④ UN R46-07 の 15. 2. 1. 1. 並びに 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る 15. 2. 1. 1. の規定は適用しないものとする。 ア UN R46-07 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める視界範囲 イ 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部 ⑤ UN R46-07 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあつては、UN R46-07 の 15. 2. 1. 2. の規定にかかわらず、UN R46-07 の 15. に定める基準は適用しないものとする。 ⑥ UN R46-07 の 15. 2. 4. 2. 又は 15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（UN R46-07 の 15. 1. 3. に適合するものに限る。）であつて、6-106-2-2 (3) ②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-2-2 (3) ②アの基準に適合するよう取付けられたものにあつては、UN R46-07 の 15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。 <u>(4) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、6-106-2-2 (4) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 5 号関係）</u> <u>(削除)</u> (5) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。	かに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ア UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 4. に定める視界範囲 イ UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲 ④ UN R46-06-S1 の 15. 2. 1. 1. 並びに 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 この場合において、同規則の 15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る 15. 2. 1. 1. の規定は適用しないものとする。 ア UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める視界範囲 イ 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部 ⑤ UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあつては、UN R46-06-S1 の 15. 2. 1. 2. の規定にかかわらず、UN R46-06-S1 の 15. に定める基準は適用しないものとする。 ⑥ UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 2. 又は 15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（UN R46-06-S1 の 15. 1. 3. に適合するものに限る。）であつて、6-106-2-2 (2) ②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-2-2 (2) ②アの基準に適合するよう取付けられたものにあつては、UN R46-06-S1 の 15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。 <u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、6-106-2-2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 5 号関係）</u> <u>(4) 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> (5) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。

新	旧
①～③（略） <u>[補助視界確認装置]</u> <u>(6) 自動車に備える補助視界確認装置は、6-106-2-2（6）に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-07 の 16.3.（16.3.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 6 号関係）</u> <u>(7) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助視界確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、（6）の基準に適合するものとする。</u> 6-106-4 適用関係の整理 (1) ～ (6)（略） <u>(7) 次に掲げる自動車については、6-106-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 52 条第 13 項関係）</u> ① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> 6-106-5～6-106-7（略） 6-106-8 従前規定の適用④ <u>次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 13 項関係）</u> ① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日</u>	①～③（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 6-106-4 適用関係の整理 (1) ～ (6)（略） <u>（新設）</u> 6-106-5～6-106-7（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> 6-106-8-1 装備要件 <u>自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</u> <u>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、この限りではない。</u> 6-106-8-2 性能要件 6-106-8-2-1 視認等による審査 <u>(1) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> 6-106-8-2-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1 の 6. 2.、6. 3.（6. 3. 1. 1. 中記号の表示に係る部分を除く。）及び 16.（16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るための後写鏡にあつては、UN R46-06-S1 の 6. 1. 及び 6. 3. に定める基準。</u> <u>ただし、UN R46-06-S1 の 6. 1. 1. 2. (a)、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては 6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5.）並びに 6. 3. 1. 1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、UN R46-06-S1 の 6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1, 200mm」とあるのは「600mm」と、6. 3. 1. 1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1. 8m 超」と、「2m 未満」とあるのは「1. 8m 以下」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> <u>② UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1. 8m 以下のものに限る。）にあつては、次のいずれかの基準。</u> <u>ア UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 2. 又は 15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡に取付ける</u>	

新	旧
<u>場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。</u> <u>イ ア以外の場合は、UN R46-06-S1 の 6.3.2.（試験条件は 6.3.2.2.7.2. を適用するものとする。）及び 6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u> <u>ただし、令和 6 年 1 月 3 日以前に製作された自動車及び新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 1 月 3 日以前のものにあつては、細目告示別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に適合するものであればよい。</u> <u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(4) 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>(5) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> 6-106-8-3 取付要件 6-106-8-3-1 視認等による審査 <u>(1) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡は、6-106-2-1 (1)</u>	

新	旧
<u>に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</u> <u>(2) 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u> <u>(3) 大型特殊自動車に備える後写鏡にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式であってもよい。</u> 6-106-8-3-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置は、6-106-8-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1 の 15. (15. 1. 1. を除く。)、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 自動車（(3) の自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える後写鏡は、6-106-8-2-2 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1 の 15. (15. 1. 1. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる補正等を行うことができる。</u> <u>① UN R46-06-S1 の 12. 1. に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添 4. 4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</u> <u>② UN R46-06-S1 の 15. 2. 1. 1. 1. 及び 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>③ UN R46-06-S1 の 15. 2. 1. 1. 1. 及び 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>ア UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 4. に定める視界範囲</u> <u>イ UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲</u> <u>④ UN R46-06-S1 の 15. 2. 1. 1. 1. 並びに 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u>	

新	旧
<u>この場合において、同規則の 15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る 15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。</u> <u>ア UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める視界範囲</u> <u>イ 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部</u> <u>⑤ UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、UN R46-06-S1 の 15. 2. 1. 2. の規定にかかわらず、UN R46-06-S1 の 15. に定める基準は適用しないものとする。</u> <u>⑥ UN R46-06-S1 の 15. 2. 4. 2. 又は 15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（UN R46-06-S1 の 15. 1. 3. に適合するものに限る。）であって、6-106-8-2-2 (2) ②に規定する車室外に備えられた後写鏡が 6-106-8-2-2 (2) ②アの基準に適合するよう取付けられたものにあっては、UN R46-06-S1 の 15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。</u> <u>(3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、6-106-8-2-2 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>(5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u>	

新	旧
6-107 直前及び側方の視界 6-107-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、6-107-2 の基準に適合する鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認したときに、6-107-2 の基準に適合する構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 <u>6</u> 項関係） 6-107-2 性能要件・取付要件（書面等による審査） (1) 6-107-1 の鏡その他の装置は、自動車の直前及び側方にある障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>6</u> 項第 <u>7</u> 項第 <u>8</u> 項関係、細目告示第 68 条第 5 項第 6 項関係） ①～②（略） (2)（略） 6-107-3～6-107-6（略） 6-108～6-125（略） 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1（略） 7-2 長さ、幅及び高さ 7-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で (2) に規定する方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 84 条第 1 項及び第 2 項関係） ①～④（略） ⑤ 車体外に取付けられた周辺監視装置（後写鏡、後方等確認装置、<u>補助視界確認装置</u>、7-107 に規定する鏡その他の装置に取付けられたものを除く。）については、 (3) に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあっては装置を取外した状態、超えるものにあっては装置が取付けられた状態。 この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 (2)（略） (3) 次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。 ただし、周辺監視装置<u>及び補助視界確認装置</u>であって (1) ⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。	6-107 直前及び側方の視界 6-107-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、6-107-2 の基準に適合する鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認したときに、6-107-2 の基準に適合する構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 <u>5</u> 項関係） 6-107-2 性能要件・取付要件（書面等による審査） (1) 6-107-1 の鏡その他の装置は、自動車の直前及び側方にある障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>5</u> 項第 <u>6</u> 項第 <u>7</u> 項関係、細目告示第 68 条第 5 項第 6 項関係） ①～②（略） (2)（略） 6-107-3～6-107-6（略） 6-108～6-125（略） 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1（略） 7-2 長さ、幅及び高さ 7-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で (2) に規定する方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち 7-2-2 で定めるものにあっては、13m）、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 84 条第 1 項及び第 2 項関係） ①～④（略） ⑤ 車体外に取付けられた周辺監視装置（後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置に取付けられたものを除く。）については、(3) に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあっては装置を取外した状態、超えるものにあっては装置が取付けられた状態。 この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。 (2)（略） (3) 次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。 ただし、周辺監視装置であって (1) ⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。（保安基準第 2 条

新			旧		
い。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係、適用関係告示第1条の2第1項及び第3項関係)			第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係、適用関係告示第1条の2第1項及び第3項関係)		
種類	測定する状態	突出量の範囲	種類	測定する状態	突出量の範囲
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
周辺監視装置 <u>及び補助視界確認装置</u>	取付けられた状態(格納式のものにあっては、展開状態又は格納状態のいずれか突出量が大きい状態) ※令和5年9月30日以前に製作された自動車にあっては括弧書きは適用しない。	自動車の最外側から100mm以下(自動車の左右に備える場合にあつては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が100mm以下)、自動車の高さから100mm以下	周辺監視装置	取付けられた状態(格納式のものにあっては、展開状態又は格納状態のいずれか突出量が大きい状態) ※令和5年9月30日以前に製作された自動車にあっては括弧書きは適用しない。	自動車の最外側から100mm以下(自動車の左右に備える場合にあつては、自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が100mm以下)、自動車の高さから100mm以下
注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。			注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の制限を受けない。		
7-2-2～7-2-3 (略)			7-2-2～7-2-3 (略)		
7-3～7-11 (略)			7-3～7-11 (略)		
7-12 操縦装置			7-12 操縦装置		
7-12-1 性能要件			7-12-1 性能要件		
7-12-1-1 (略)			7-12-1-1 (略)		
7-12-1-2 書面等による審査			7-12-1-2 書面等による審査		
(1) 自動車(7-12-1-1(1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係)			(1) 自動車(7-12-1-1(1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係)		
① 7-12-1-1(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01- <u>S7</u> の5.に適合すること。			① 7-12-1-1(1)に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01- <u>S6</u> の5.に適合すること。		
なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。			なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。		
② (略)			② (略)		
③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01- <u>S7</u> の5.に適合すること。			③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01- <u>S6</u> の5.に適合すること。		
④ (略)			④ (略)		
⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01- <u>S7</u> の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。			⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01- <u>S6</u> の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。		
ア～ウ (略)			ア～ウ (略)		
表1 (略)			表1 (略)		
(2)～(4) (略)			(2)～(4) (略)		
7-12-2～7-12-9 (略)			7-12-2～7-12-9 (略)		

新	旧
7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① UN R79-04- <u>S9</u> の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ② 運行補助機能（UN R79-04- <u>S9</u> の 2. 3. 4. 及び UN R171-01- <u>S1</u> の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04- <u>S9</u> の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01- <u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ただし、UN R171-01- <u>S1</u> の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01- <u>S1</u> の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04- <u>S9</u> の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。 (2) ～ (6) (略) 7-13-2～7-13-16 (略) 7-13 の 2～7-19 (略) 7-20 衝突被害軽減制動制御装置 7-20-1 (略) 7-20-2 性能要件 7-20-2-1 (略) 7-20-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係） (1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02- <u>S3</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③ (略) (2) (略) 7-20-3～7-20-10 (略) 7-21～7-24 (略)	7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1 (略) 7-13-1-2 書面等による審査 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ① UN R79-04- <u>S8</u> の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ② 運行補助機能（UN R79-04- <u>S8</u> の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04- <u>S1</u> の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04- <u>S8</u> の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。 (2) ～ (6) (略) 7-13-2～7-13-16 (略) 7-13 の 2～7-19 (略) 7-20 衝突被害軽減制動制御装置 7-20-1 (略) 7-20-2 性能要件 7-20-2-1 (略) 7-20-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係） (1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02- <u>S2</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③ (略) (2) (略) 7-20-3～7-20-10 (略) 7-21～7-24 (略)

新	旧
7-25 高圧ガスの燃料装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-03 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) (略) イ (略) ②～④ (略) (4) ～ (5) (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係、適用関係告示第 13 条第 29 項関係) ① (略) ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-03 の 4.4. 又は 4.5. に規	7-25 高圧ガスの燃料装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02-S2 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 (参考) (略) イ (略) ②～④ (略) (4) ～ (5) (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係、適用関係告示第 13 条第 29 項関係) ① (略) ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-02-S2 の 4.4. 又は 4.5.

新	旧
定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R134-03 の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. に規定する刻印又は 5. 2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R134-03 の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③～④ (略) ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-03 の 7. 1. から 7. 1. 7. までの定める基準に適合すること。 この場合において、当分の間、ISO17268 (2020) 以降の改訂版の規定に適合するものは、UN R134-03 の 7. 1. 5. に定める基準に適合するものとみなすことができる。 ⑥～⑨ (略) ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3. 5t を超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類するものにあっては、UN R134-03 の 7. 1. 7. に定める基準に適合すること。 (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 (保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-04 の 5. 2. 7. 又は UN R134-03 附則 5 に定める方法及び UN R137-04 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-03 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適	に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R134-02-S2 の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. に規定する刻印又は 5. 2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。 イ ガス容器附属品は、UN R134-02-S2 の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。 ③～④ (略) ⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-02-S2 の 7. 1. から 7. 1. 7. までの定める基準に適合すること。 この場合において、当分の間、ISO17268 (2020) 以降の改訂版の規定に適合するものは、UN R134-02-S2 の 7. 1. 5. に定める基準に適合するものとみなすことができる。 ⑥～⑨ (略) ⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3. 5 t を超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類するものにあっては、UN R134-02-S2 の 7. 1. 7. に定める基準に適合すること。 (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 (保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係) ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-04 の 5. 2. 7. 又は UN R134-02-S2 附則 5 に定める方法及び UN R137-04 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02-S2 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. まで

新	旧
合すること。 ア～エ（略） ②（略） ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-<u>03</u> の 7.2. に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-05-S1（5.2.7.に限る。）又は UN R94-05-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4.に限る。）に定める方法並びに UN R134-<u>03</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>03</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤（略） (3) ～ (5)（略） 7-25-2～7-25-3（略） 7-25-4 適用関係の整理 (1) ～ (15)（略） <u>(16) 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、7-25-20（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 13 条第 31 項関係）</u> ① <u>令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 10 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車（補助の安全弁を有しないものを除く。）であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-25-5～7-25-19（略） 7-25-20 従前規定の適用⑩ <u>次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型</u>	に適合すること。 ア～エ（略） ②（略） ③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-<u>02-S2</u> の 7.2. に適合すること。 ④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-05-S1（5.2.7.に限る。）又は UN R94-05-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4.に限る。）に定める方法並びに UN R134-<u>02-S2</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-<u>02-S2</u>（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。 ⑤（略） (3) ～ (5)（略） 7-25-2～7-25-3（略） 7-25-4 適用関係の整理 (1) ～ (15)（略） <u>(新設)</u> 7-25-5～7-25-19（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 31 項関係）</u> <u>① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車（補助の安全弁を有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>7-25-20-1 性能要件</u> <u>7-25-20-1-1 視認等による審査</u> <u>(1) 7-25-1-1 (1) に同じ</u> <u>(2) 7-25-1-1 (2) に同じ</u> <u>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係）</u> <u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u> <u>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u> <u>(ア) 7-25-1-1 (3) ①ア (ア) に同じ</u> <u>(イ) 7-25-1-1 (3) ①ア (イ) に同じ</u> <u>(ウ) 7-25-1-1 (3) ①ア (ウ) に同じ</u> <u>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02-S2 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。</u> <u>なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当</u>	

新	旧												
日以降の日付であること。 (参考) 〔(エ) における表示〕 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr> <td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td><td></td></tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td><td></td></tr> <tr> <td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> </table> イ 7-25-1-1 (3) ①イに同じ ② 7-25-1-1 (3) ②に同じ ③ 7-25-1-1 (3) ③に同じ ④ 7-25-1-1 (3) ④に同じ (4) 7-25-1-1 (4) に同じ (5) 7-25-1-1 (5) に同じ 7-25-20-1-2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係、適用関係告示第 13 条第 29 項関係） ① 7-25-1-2 (1) ①に同じ ② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。 なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-02-S2 の 4.4.又は 4.5.に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。 ア ガス容器は、UN R134-02-S2 の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	
車載容器総括証票													
充填すべきガスの名称													
充填可能期限	年 月												
最高充填圧力 (MFP)													
公称使用圧力 (NWP)													
検査有効期限	年 月												

新	旧
<u>の技術基準」の 3. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. に規定する刻印又は 5. 2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、UN R134-02-S2 の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ</u> <u>④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ</u> <u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-02-S2 の 7. 1. から 7. 1. 7. までに定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当分の間、ISO17268（2020）以降の改訂版の規定に適合するものは、UN R134-02-S2 の 7. 1. 5. に定める基準に適合するものとみなすことができる。</u> <u>⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ</u> <u>⑦ 7-25-1-2 (1) ⑦に同じ</u> <u>⑧ 7-25-1-2 (1) ⑧に同じ</u> <u>⑨ 7-25-1-2 (1) ⑨に同じ</u> <u>⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類するものにあつては、UN R134-02-S2 の 7. 1. 7. に定める基準に適合すること。</u> <u>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u> <u>(保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係)</u> <u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-04 の 5. 2. 7. 又は UN R134-02-S2 附則 5 に定める方法及び UN R137-04 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02-S2 の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</u>	

新	旧
<u>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量 3.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u> <u>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u> <u>エ 最高速度 20 km/h 未満の自動車</u> ② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-01 の 5.2.1.（5.2.1.1. 及び 5.2.1.2. を除く。）に適合すること。</u> ③ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-02-S2 の 7.2. に適合すること。</u> ④ <u>圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-05-S1（5.2.7. に限る。）又は UN R94-05-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法並びに UN R134-02-S2（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02-S2（7.2.1. から 7.2.3. までに限る。）に適合すること。</u> ⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-02-S3 の 5.5.2. に適合すること。</u> <u>ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>イ 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当するもの</u> （ア）<u>前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° 以上のもの</u> （イ）<u>運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 以上のもの</u> <u>ウ 車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>エ アからウまでの自動車の形状に類する自動車</u> <u>オ 二輪自動車</u> <u>カ 側車付二輪自動車</u> <u>キ 三輪自動車</u> <u>ク 大型特殊自動車</u> <u>ケ 被牽引自動車</u> <u>(3) 7-25-1-1 (3) に同じ</u> <u>(4) 7-25-1-1 (4) に同じ</u> <u>(5) 7-25-1-1 (5) に同じ</u>	7-26～7-27（略）
7-26～7-27（略）	7-26～7-27（略）

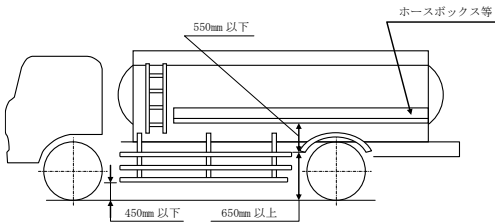
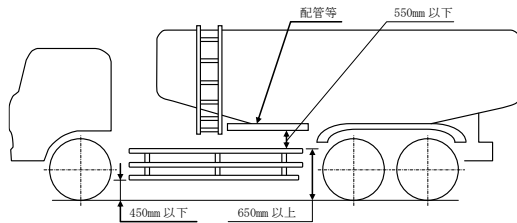
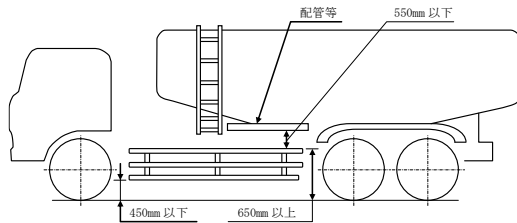
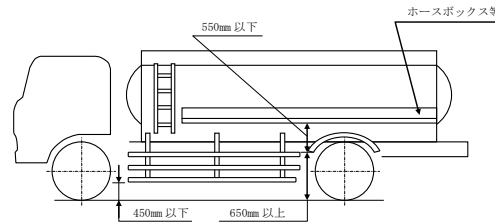
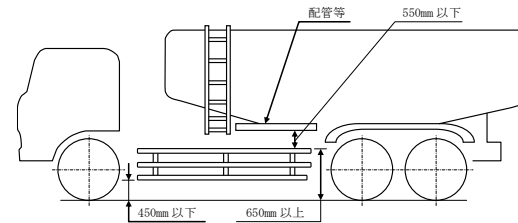
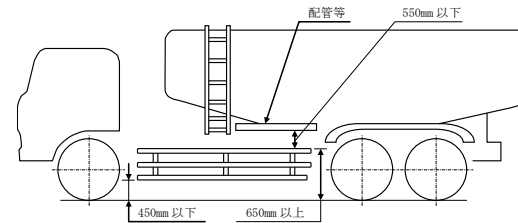
新	旧
7-27 の 2 プログラム等改変システム 7-27 の 2-1 性能要件（書面等による審査） [自動運行装置を備えない自動車] (1) 自動運行装置を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びプログラム等を改変する機能を有しない自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-<u>01</u> の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車及び大型特殊自動車の電気装置については、当分の間プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。 なお、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあつては、当該基準を適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項、第 99 条第 5 項、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項、第 26 項、第 42 項関係） (2) (略) [自動運行装置を備える自動車] (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-<u>01</u> の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項関係） (4) (略) 7-27 の 2-2～7-27 の 2-3 (略) 7-27 の 2-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) (略) <u>(2) 自動運行装置を備えない自動車であつて、次に掲げるものは、7-27 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 46 項関係）</u> <u>① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当</u>	7-27 の 2 プログラム等改変システム 7-27 の 2-1 性能要件（書面等による審査） [自動運行装置を備えない自動車] (1) 自動運行装置を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びプログラム等を改変する機能を有しない自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-<u>00</u> の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車及び大型特殊自動車の電気装置については、当分の間プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。 なお、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあつては、当該基準を適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項、第 99 条第 5 項、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項、第 26 項、第 42 項関係） (2) (略) [自動運行装置を備える自動車] (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-<u>00</u> の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項関係） (4) (略) 7-27 の 2-2～7-27 の 2-3 (略) 7-27 の 2-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの [自動運行装置を備える自動車の従前規定] (3) 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27 の 2-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係) ①～⑤ (略) (4) 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27 の 2-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 46 項関係) ① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] 7-27 の 2-5 従前規定の適用① 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 46 項関係) ① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日	[自動運行装置を備える自動車の従前規定] (2) 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係) ①～⑤ (略) (新設)
	(新設)

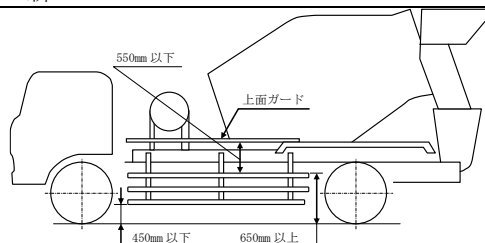
新	旧
<u>において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-27 の 2-5-1 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 自動運行装置を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びプログラム等を改変する機能を有しない自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-00 の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、指定自動車等以外の自動車及び大型特殊自動車の電気装置については、当分の間プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。</u> <u>なお、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項、第 99 条第 5 項、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項、第 26 項、第 42 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 6 項関係）</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> 【自動運行装置を備える自動車の従前規定】 7-27 の 2-6 従前規定の適用② 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係） ①～⑤（略） 7-27 の 2-6-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） 7-27 の 2-7 従前規定の適用③ <u>自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 46 項関係）</u> <u>① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u>	【自動運行装置を備える自動車の従前規定】 7-27 の 2-5 従前規定の適用① 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係） ①～⑤（略） 7-27 の 2-5-1 性能要件（書面等による審査） (1) ～ (2)（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-27 の 2-7-1 性能要件（書面等による審査） <u>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-00 の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 6 項関係）</u> ① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</u> 7-28～7-32（略） 7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-33-1 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ① (略) ② UN R127-04-S3 の 5. に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04-S3 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読み替えることができる。	7-28～7-32（略） 7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-33-1 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係） ① (略) ② UN R127-04-S2 の 5. に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04-S2 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読み替えることができる。

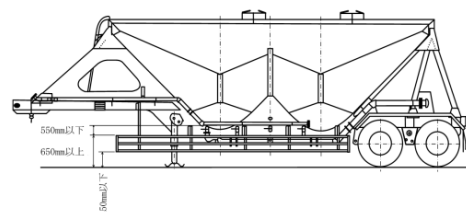
新	旧
る。 ア～イ（略） (3) ～ (4)（略） 7-33-2～7-33-10（略） 7-34～7-35（略） 7-36 巻込防止装置 7-36-1 装備要件 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8t 以上の普通自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し、7-36-2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。 ただし、<u>次に掲げる</u>自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項、細目告示第 101 条第 3 項関係） <u>① 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては、UN R73-02 の 13.2. 又は 13.3 に適合する構造部を有する自動車</u> <u>② 自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車</u> 7-36-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-36-1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 101 条第 1 項関係） ①～②（略） (2) 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）にあっては、(1) ②の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。 この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。（昭和 54 年運輸省令第 8 号附則第 4 項関係、細目告示第 101 条第 2 項関係） <u>(3) 次に掲げる側面保護装置は、(1) の規定に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面保護装置と同一</u>	ア～イ（略） (3) ～ (4)（略） 7-33-2～7-33-10（略） 7-34～7-35（略） 7-36 巻込防止装置 7-36-1 装備要件 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8t 以上の普通自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し、7-36-2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。 ただし、<u>自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の</u>自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、<u>細目告示第 23 条第 3 項関係</u>、細目告示第 101 条第 3 項関係） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 7-36-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-36-1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、<u>細目告示第 23 条第 1 項関係</u>、細目告示第 101 条第 1 項関係） ①～②（略） (2) 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）にあっては、(1) ②の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。 この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。（昭和 54 年運輸省令第 8 号附則第 4 項関係、<u>細目告示第 23 条第 2 項関係</u>、細目告示第 101 条第 2 項関係） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置</u> 7-36-3 取付要件（視認等による審査） (1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 101 条第 4 項関係） ① 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。 <u>ただし、7-105 の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって巻込防止装置を取付ける車軸間（セミトレーラにあつては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が 6.5m を超える場合は、下縁の高さを地上 550mm 以下とすることができる。</u> ② 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取付けられていること。 この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。 例) (1) タンクローリの場合  (2) パラセメント車の場合  (3) コンクリート・ミキサー車の場合 	7-36-3 取付要件（視認等による審査） (1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、<u>細目告示第 23 条第 4 項関係</u>、細目告示第 101 条第 4 項関係） ① 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。 ② 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取付けられていること。 この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。 (例) (1) タンクローリの場合  (2) パラセメント車の場合  (3) コンクリート・ミキサー車の場合 

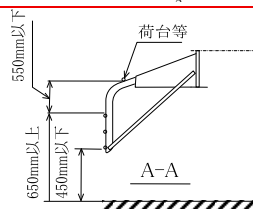
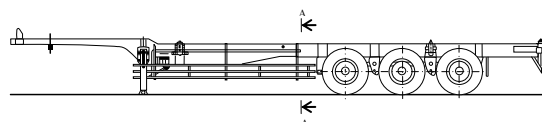
新



(4) バラセメントセミトレーラの場合



(5) コンテナセミトレーラの場合

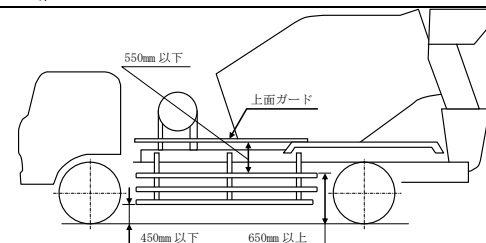


- ③ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下③において同じ。）の前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部の後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取付けられていること。

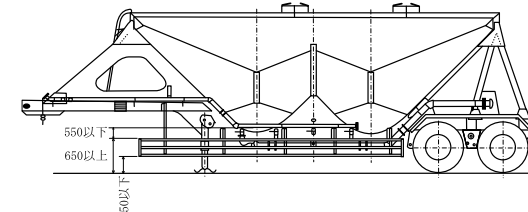
ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250mmの位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取付けられていなければならない。

【例1】普通型貨物自動車の場合の取付例

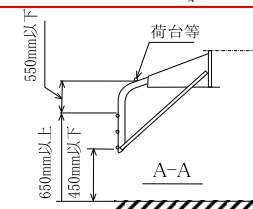
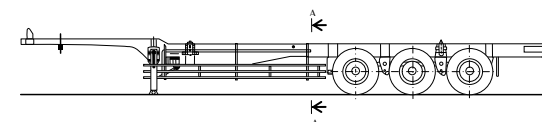
旧



(4) バラセメントセミトレーラの場合



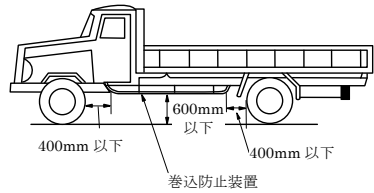
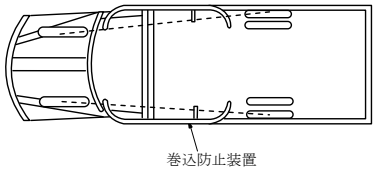
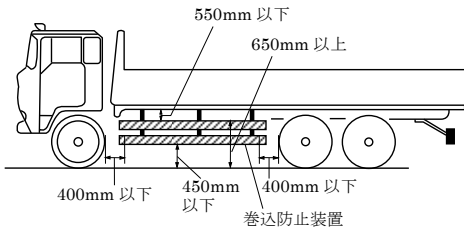
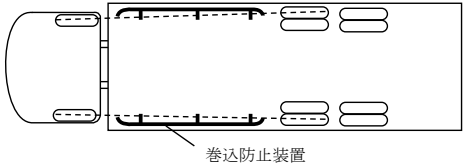
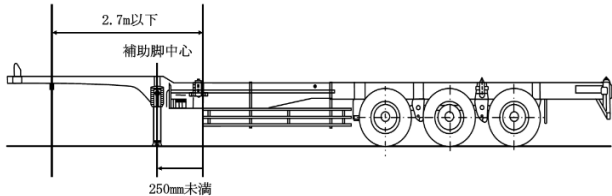
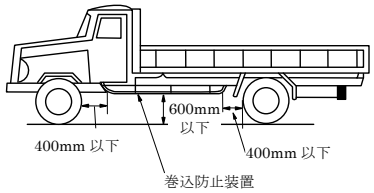
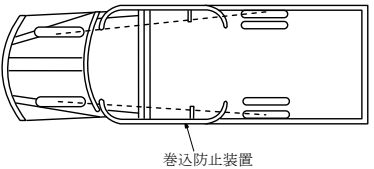
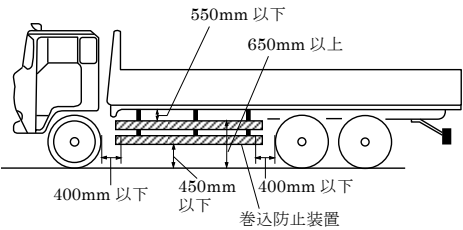
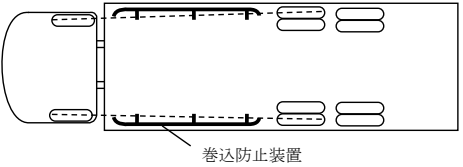
(5) コンテナセミトレーラの場合



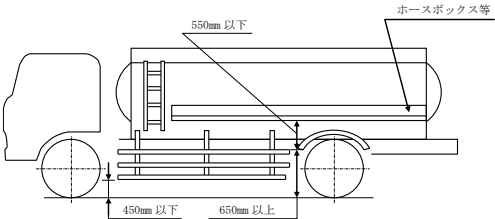
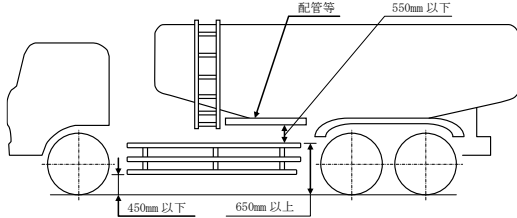
- ③ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。）の前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部（湾曲部を除く。）の後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取付けられていること。

ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部（湾曲部を除く。）の前端が補助脚より前方となるように取付けられていなければならない。

（例1）（普通型貨物自動車の場合の取付例）

新	旧
  <u>【例2】車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の大型貨物自動車の場合の取付例</u>    ④～⑤ (略) (2) (略) <u>(3) 次に掲げる側面保護装置であって、当該装置の機能を損なうおそれのある損傷、変形その他の不具合がないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</u>	  <u>(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)</u>   ④～⑤ (略) (2) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
① <u>指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置</u> 7-36-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) <u>(4) 令和 26 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（法第 75 条の 3 第 1 項の規定により、その型式について指定を受けた側面保護装置を備える自動車を除く。）については、7-36-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 16 条第 4 項関係）</u> 7-36-5～7-36-7 (略) 7-36-8 従前規定の適用④ <u>令和 26 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（法第 75 条の 3 第 1 項の規定により、その型式について指定を受けた側面保護装置を備える自動車を除く。）については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。（適用関係告示第 16 条第 4 項関係）</u> 7-36-8-1 装備要件 <u>貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8t 以上の普通自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し、7-36-8-2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。</u> <u>ただし、自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。</u> 7-36-8-2 性能要件（視認等による審査） (1) <u>7-36-8-1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>堅ろうであること。</u> <u>この場合において、腐食等により取付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。</u> ② <u>板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。</u> <u>この場合において、その平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3 本以上）又はこれに準ずる形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(2) 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の</u>	7-36-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) <u>(新設)</u> 7-36-5～7-36-7 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
ものを除く。)にあつては、(1) ②の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。 この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。 7-36-8-3 取付要件（視認等による審査） (1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。 ① 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。 ② 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取付けられていること。 この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。 (例) (1) <u>タンクローリの場合</u>  (2) <u>バラセメント車の場合</u>  (3) <u>コンクリート・ミキサー車の場合</u>	

新	旧
(4) バラセメントセミトレーラの場合 (5) コンテナセミトレーラの場合 ③ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下③において同じ。）の前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部の後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取付けられていること。 ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部の前端が補助脚より前方になるように取付けられていなければならない。 【例1】普通型貨物自動車の場合の取付例	

新	旧
600mm 以下 400mm 以下 400mm 以下 巻込防止装置 巻込防止装置 【例 2】車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上の大型貨物自動車の場合の取付例 550mm 以下 650mm 以上 400mm 以下 450mm 以下 400mm 以下 巻込防止装置 巻込防止装置 ④ 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下④において同じ。）が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より 150mm 以上内側になるように取付けられていること。 （例）	

新	旧
⑤ 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。 (2) 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）にあっては、(1) ①及び②の基準にかかわらず、当分の間、空車状態において、運転者席乗降口附近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 600mm 以下となるように取付けられていばよい。 7-37 突入防止装置 7-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が	7-37 突入防止装置 7-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係） (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が

新	旧
①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm（車両総重量が8t以下の自動車（被牽引自動車を除く。）、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、車両総重量が8t以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60％以上（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。 <u>（削除）</u> ②～③（略） (2)～(5)（略） 7-37-2（略） 7-37-3 取付要件（視認等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第102条第3項関係） ①～⑤（略） <u>（削除）</u> (2)（略） 7-37-4～7-37-9（略） 7-37-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第10項関係）	①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm（車両総重量が8t以下の自動車（被牽引自動車を除く。）、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、車両総重量が8t以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60％以上（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。 <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが100mm以上確保できないものにあつては、7-37-3（1）⑥を適用させる。</u> ②～③（略） (2)～(5)（略） 7-37-2（略） 7-37-3 取付要件（視認等による審査） (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第102条第3項関係） ①～⑤（略） <u>⑥ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。</u> <u>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。</u> <u>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積が350cm²以上でなければならない。</u> <u>ただし、幅が2,000mm未満の自動車にあっては、この限りでない。</u> (2)（略） 7-37-4～7-37-9（略） 7-37-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第17条第10項関係）

新	旧
①～③（略） 7-37-10-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-10-2 の基準に適合する増突防止装置を 7-37-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、増突防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、増突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取り付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が増突した場合に、増突した自動車の車体前部が増突することを増突防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。 ②～③（略） (2) ～ (3)（略） 7-37-10-2（略） 7-37-10-3 取付要件（視認等による審査） (1) 増突防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①（略） ② ①に規定する自動車以外の自動車に備える増突防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。	①～③（略） 7-37-10-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-10-2 の基準に適合する増突防止装置を 7-37-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、増突防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。 (1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 この場合において、増突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取り付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。 ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が増突した場合に、増突した自動車の車体前部が増突することを増突防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。 <u>また、車両後部に貨物を積卸しするための昇降装置（道板を兼ねる後あおりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが 100mm 以上確保できないものにあつては、7-37-10-3 (1) ②カを適用させる。</u> ②～③（略） (2) ～ (3)（略） 7-37-10-2（略） 7-37-10-3 取付要件（視認等による審査） (1) 増突防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①（略） ② ①に規定する自動車以外の自動車に備える増突防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

新	旧
ア～オ（略） <u>（削除）</u> （例）（略） （2）（略） 7-38～7-39（略） 7-40 乗車装置 7-40-1 性能要件 7-40-1-1（略） 7-40-1-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-04-<u>S4</u> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S19 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） （2）～（11）（略） 7-40-2～7-40-6（略） 7-41 運転者席 7-41-1 性能要件 7-41-1-1（略） 7-41-1-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席に備える視界内表示投影装置は、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、構造、表示等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R176-00-<u>S1</u> の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、窓ガラス以外の透過性を有する光学部品に運転中に確認する文字、記号、図形その他の映像を投影するものにおいて、次に掲げる基準とする。（保安基準第	ア～オ（略） <u>カ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u> <u>（ア）昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u> <u>（イ）昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。</u> <u>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</u> （例）（略） （2）（略） 7-38～7-39（略） 7-40 乗車装置 7-40-1 性能要件 7-40-1-1（略） 7-40-1-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。 ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-04-<u>S3</u> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-S19 の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係） （2）～（11）（略） 7-40-2～7-40-6（略） 7-41 運転者席 7-41-1 性能要件 7-41-1-1（略） 7-41-1-2 書面等による審査 （1）自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席に備える視界内表示投影装置は、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、構造、表示等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R176-00 の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、窓ガラス以外の透過性を有する光学部品に運転中に確認する文字、記号、図形その他の映像を投影するものにおいて、次に掲げる基準とする。（保安基準第

新	旧
21 条第 2 項関係、細目告示第 105 条第 3 項関係) ①～② (略) (2) (略) 7-41-2～7-41-9 (略) 7-42 座席 7-42-1～7-42-13 (略) 7-42-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係) ①～③ <u>④</u> 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの 7-42-14-1 (略) 7-42-15～7-42-17 (略) 7-43 (略) 7-44 座席ベルト等 7-44-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 7-44-2 (6) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 7-44-2 性能要件(書面等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 7-44-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-S2 の 6.、7. 及び UN R173-01-S1 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあっては UN R16-10-S2 の 6. 及び 7. に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)	21 条第 2 項関係、細目告示第 105 条第 3 項関係) ①～② (略) (2) (略) 7-41-2～7-41-9 (略) 7-42 座席 7-42-1～7-42-13 (略) 7-42-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 9 項関係) ①～③ <u>⑤</u> 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日以前のもの 7-42-14-1 (略) 7-42-15～7-42-17 (略) 7-43 (略) 7-44 座席ベルト等 7-44-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 7-44-2 性能要件(書面等による審査) (1) ～ (3) (略) (4) 7-44-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあっては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)

新	旧
①～③（略） (5) ～ (11)（略） (12) 次に掲げるものは(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R173-01-<u>S1</u> の5.1. から5.3.4. (5.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-10-<u>S2</u> の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～⑤（略） 7-44-3～7-44-7（略） 7-44-8 従前規定の適用④ 平成6年3月31日（輸入自動車にあつては平成7年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第2項関係） 7-44-8-1 装備要件 (1)（略） (2) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）であつて、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため7-44-2 (6)に規定する座席ベルトを備える場合にあつては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 7-44-8-2（略） 7-44-9 従前規定の適用⑤ 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第7項関係） 7-44-9-1 装備要件 (1)（略） (2) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）であつて、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため7-44-2 (6)に規定する座席ベルトを備える場合にあつては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 7-44-9-2（略）	①～③（略） (5) ～ (11)（略） (12) 次に掲げるものは(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R173-01 の5.1. から5.3.4. (5.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。 ① UN R16-10-<u>S1</u> の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号）による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～⑤（略） 7-44-3～7-44-7（略） 7-44-8 従前規定の適用④ 平成6年3月31日（輸入自動車にあつては平成7年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第2項関係） 7-44-8-1 装備要件 (1)（略） (2) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）であつて、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 7-44-8-2（略） 7-44-9 従前規定の適用⑤ 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第7項関係） 7-44-9-1 装備要件 (1)（略） (2) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）であつて、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 7-44-9-2（略）

新	旧
7-44-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係） 7-44-10-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 7-44-2 (6) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 7-44-10-2 (略) 7-44-11 従前規定の適用⑦ 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 13 項関係） 7-44-11-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 <u>なお、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に安全性向上のため 7-44-2 (6) に規定する座席ベルトを備える場合にあっては、これに該当する自動車として審査を行うものとする。</u> 7-44-11-2 (略) 7-44-12～7-44-17 (略) 7-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）	7-44-10 従前規定の適用⑥ 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係） 7-44-10-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 7-44-10-2 (略) 7-44-11 従前規定の適用⑦ 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車（平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 13 項関係） 7-44-11-1 装備要件 (1) ～ (2) (略) (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 7-44-11-2 (略) 7-44-12～7-44-17 (略) 7-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45-1 装備要件 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）

新		旧	
(略)		(略)	
① (略)		① (略)	
② UN R16-10- <u>S2</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト		② UN R16-10- <u>S1</u> の 2. 1. 4. に定める座席ベルト	
③～⑨ (略)		③～⑨ (略)	
7-45-2～7-45-9 (略)		7-45-2～7-45-9 (略)	
7-46 頭部後傾抑止装置等		7-46 頭部後傾抑止装置等	
7-46-1 (略)		7-46-1 (略)	
7-46-2 性能要件（書面等による審査）		7-46-2 性能要件（書面等による審査）	
(1) 自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。</u>）の座席（7-42-1-2 (1) アからエまでに掲げる座席を除く。）に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R17-12 の 5. 4. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. まで</u>に適合するものでなければならない。 <u>ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものに備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R80-04-S1 の 5. 6. に適合するものであつてもよい。</u> （保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係、細目告示第 109 条第 1 項関係） <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>		(1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げる基準</u>に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係、細目告示第 109 条第 1 項関係） ① <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-1-2 (1) アからエまでに掲げる座席を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-12 の 5. 4. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までに適合するものでなければならない。</u> ② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの（車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-12 の 5. 4. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. まで又は UN R80-04-S1 の 5. 6. に適合するものでなければならない。</u>	
(2) ～ (3) (略)		(2) ～ (3) (略)	
7-46-3 (略)		7-46-3 (略)	
7-46-4 適用関係の整理		7-46-4 適用関係の整理	
(1) ～ (4) (略)		(1) ～ (4) (略)	
(5) 次に掲げる自動車については、7-46-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 21 条第 4 項関係）		(5) 次に掲げる自動車については、7-46-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 21 条第 4 項関係）	
① (略)		① (略)	
② 令和 4 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの		② 令和 4 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの	
ア (略)		ア (略)	
イ 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車 <u>及び</u> 頭部後傾抑止装置の		イ 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車 <u>並びに</u> 頭部後傾抑止装置の	

新	旧
乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車と<u>頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能</u>が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） (6)～(7)（略） 7-46-5～7-46-8（略） 7-46-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 4 項関係） ①（略） ② 令和 4 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車<u>及び</u>頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車と<u>頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能</u>が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） 7-46-9-1～7-46-9-2（略） 7-46-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 5 項関係） ①～④（略） 7-46-10-1（略） 7-46-10-2 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（<u>車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものを除く。）</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（7-42-1-2（1）アからエまでに掲げる座席及び側面に隣接しない座席を除く。）に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R17-10 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの（車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R80-04 の 5.6. に適合するものであってもよい。</u> <u>（削除）</u>	の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車と<u>座席及び座席取付装置</u>が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） (6)～(7)（略） 7-46-5～7-46-8（略） 7-46-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 4 項関係） ①（略） ② 令和 4 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和 4 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車<u>並びに</u>頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能について指定を受けた多仕様自動車と<u>座席及び座席取付装置</u>が同一であるもの ウ（略） ③～④（略） 7-46-9-1～7-46-9-2（略） 7-46-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 21 条第 5 項関係） ①～④（略） 7-46-10-1（略） 7-46-10-2 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げる基準</u>に適合するものでなければならない。 ① <u>自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものを除く。）</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車、大

新	旧
<u>(削除)</u> (2) ～ (3) (略) 7-46-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 6 項関係) ①～④ (略) 7-46-11-1 (略) 7-46-11-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)</u>の座席 (<u>7-42-1-2 (1) アからエまでに掲げる座席を除く。)</u>に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R17-11-S1 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. まで</u>に適合するものでなければならない。 <u>ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものに備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R80-04-S1 の 5.6. に適合するものであってもよい。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (2) ～ (3) (略) 7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-04-<u>S4</u> の 4.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。	<u>型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)</u>に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-10 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までに適合するものでなければならない。 ② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの (車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)</u>に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-10 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. まで又は UN R80-04 の 5.6. に適合するものでなければならない。 (2) ～ (3) (略) 7-46-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 6 項関係) ①～④ (略) 7-46-11-1 (略) 7-46-11-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げる基準</u>に適合するものでなければならない。 ① <u>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)</u>の座席 (<u>7-42-1-2 (1) アからエまでに掲げる座席を除く。)</u>に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-11-S1 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までに適合するものでなければならない。 ② <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの (車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)</u>に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-11-S1 の 5.4. から 5.10. まで、6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. まで又は UN R80-04-S1 の 5.6. に適合するものでなければならない。 (2) ～ (3) (略) 7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-04-<u>S3</u> の 4.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

新	旧
ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に取付けられるものにあつては、UN R170-00-S1 の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係） (3) (略) (4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04-S4 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R170-00-S1 の 5.、7. 及び 8. の基準に適合しないものとする。（細目告示第 110 条第 4 項関係） (5) ～ (8) (略) (9) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。）については、(2) 本文中「UN R129-04-S4 の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S19 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係） ①～③ (略) (10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04-S4」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読み替えることができる。（適用関係告示第 22 条第 16 項関係） ①～② (略) 7-47-3～7-47-9 (略) 7-48～7-55 (略)	ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に取付けられるものにあつては、UN R170-00-S1 の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係） (3) (略) (4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04-S3 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R170-00-S1 の 5.、7. 及び 8. の基準に適合しないものとする。（細目告示第 110 条第 4 項関係） (5) ～ (8) (略) (9) 次に掲げる装置（①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。）については、(2) 本文中「UN R129-04-S3 の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S19 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替えることができる。（適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係） ①～③ (略) (10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04-S3」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読替えることができる。（適用関係告示第 22 条第 16 項関係） ①～② (略) 7-47-3～7-47-9 (略) 7-48～7-55 (略)
7-56 乗用車及びトラック・バスの騒音防止装置 7-56-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車（<u>7-56 の 2 から 7-56 の 4 までに規定する自動車及び被牽引自動車を除く。</u>）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車（<u>7-56 の 2 から 7-56 の 4 までに規定する自動車及び被牽引自動車を除く。</u>）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係） ①～⑤ (略) (2) (略) 7-56-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項、細目告示第 40 条第 1 項、細	7-56 騒音防止装置 7-56-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係） ①～⑤ (略) (2) (略) 7-56-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項

新	旧
目告示第 118 条第 1 項関係) <u>(削除) ※7-56 の 3-2-2 (1) ①に移動</u> ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車を除く。）は、UN R51-03-S10 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であることとし、内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S10 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S10 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで）の範囲にあればよい。 <u>(削除) ※7-56 の 2-2-2 (1) ①に移動</u> <u>(2) (1) ①の</u>自動車であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。 ① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、	関係、細目告示第 118 条第 1 項関係) ① <u>自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> ② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車を除く。）は、UN R51-03-S10 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であることとし、内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S10 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S10 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで）の範囲にあればよい。 ③ <u>新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）は、UN R41-06 の 6.（6.3. 及び 6.4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよく、令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②又は③の規定の適用を受けるものに限る。）</u>であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。 ① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、

新	旧
市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。 ②～③ (略) (3) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (1) ①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ①の前段の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) (4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (7) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係） (5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①～② (略) (6) (略)	市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること ②～③ (略) (3) 次に掲げる騒音防止装置（<u>二輪自動車に備えるものにあつては、騒音ラベルを含む。</u>）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (1) ②又は③のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ②又は③の前段の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) (4) 内燃機関を原動機とする<u>側車付二輪自動車、三輪自動車及び</u>使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (8) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係） (5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（<u>側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。</u>）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの ①～② (略) (6) (略)
(削除) ※7-56 の 3-2-2 (4) に移動	(7) <u>側車付二輪自動車（使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。）又は三輪自動車に備える消音器</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> ア <u>指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> イ <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> ウ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> エ <u>細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> (7) <u>一般財団法人日本自動車研究所</u> (4) <u>株式会社 JQR</u> (ウ) <u>公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u>

新	旧
	<u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u> <u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式 (原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</u>

新	旧
	<u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTA ラベル</u> <u>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、168/2013/EEC、70/157/EEC 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく Eマーク</u> <u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u>

新	旧
<u>(7) 使用の過程にある自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</u>であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S10 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、<u>最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車</u>を除く。） この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ (略) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 又は UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 <u>(削除)</u> <u>(7) ～ (4) (略)</u> <u>(8) 次に掲げるものは、(1) 又は (4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u>	<u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>(8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車</u>であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、<u>UN R41-06 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）</u>又は UN R51-03-S10 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。） この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ～ (ク) (略) イ (略) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 又は UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 <u>(ア) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</u> <u>(イ) ～ (ウ) (略)</u> <u>(9) 次に掲げるものは、(1) ②若しくは③又は (4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u>

新	旧
①～③（略） <u>(9)</u> ～ <u>(11)</u>（略） 7-56-3 欠番 7-56-4 適用関係の整理 (1)（略） <u>(削除)</u> ※7-56 の 2-4 (2) に移動 <u>(2)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>6</u>（従前規定の適用<u>(2)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～⑤（略） <u>(3)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>7</u>（従前規定の適用<u>(3)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～④（略） <u>(削除)</u> ※7-56 の 3-4 (2) に移動 <u>(4)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>8</u>（従前規定の適用<u>(4)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） <u>(5)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>9</u>（従前規定の適用<u>(5)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） <u>(削除)</u> ※7-56 の 2-4 (3) に移動	①～③（略） <u>(10)</u> ～ <u>(12)</u>（略） 7-56-3 欠番 7-56-4 適用関係の整理 (1)（略） <u>(2)</u> 次に掲げる二輪自動車にあつては、7-56-6（従前規定の適用<u>(2)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ① 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。） ② 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの <u>(3)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>7</u>（従前規定の適用<u>(3)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係） ①～⑤（略） <u>(4)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>8</u>（従前規定の適用<u>(4)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～④（略） <u>(5)</u> 次に掲げる自動車にあつては、7-56-9（従前規定の適用<u>(5)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ① 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。） ② 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの <u>(6)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>10</u>（従前規定の適用<u>(6)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） <u>(7)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては 7-56-<u>11</u>（従前規定の適用<u>(7)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） <u>(8)</u> 次に掲げる自動車にあつては、7-56-12（従前規定の適用<u>(8)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係） ① 令和 5 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあつては、令和 6 年 8 月 31 日）以前に製作された二輪自動車 ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車

新	旧
<u>(6)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>10</u>（従前規定の適用<u>(6)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ①～④（略） <u>(削除) ※7-56 の 2-4 (4) に移動</u> 7-56-5 従前規定の適用① 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 <u>23 項</u>、第 24 項関係） 7-56-5-1～7-56-5-2（略） <u>(削除) ※7-56 の 2-6 に移動</u>	<u>(9)</u> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-<u>13</u>（従前規定の適用<u>(9)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ①～④（略） <u>(10) 次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、7-56-14（従前規定の適用<u>(10)</u>）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 40 項関係）</u> ① 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車 ② 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 イ 令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの 7-56-5 従前規定の適用① 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係） 7-56-5-1～7-56-5-2（略） 7-56-6 従前規定の適用② <u>次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係）</u> ① 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。） ② 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったものの 7-56-6-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-6-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56-6-2 性能要件 7-56-6-2-1 視認等による審査 <u>7-56-2-1 に同じ。</u> 7-56-6-2-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39</u>

新	旧
	<u>「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(2) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u> <u>(3) 次に掲げる消音器は、(2) の基準に適合するものとする。</u> ① 次のいずれかの表示がある消音器 ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標 <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていれればよい。</u> イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示 ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示 エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示 <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示 <u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 <u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u>

新	旧
	② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア <u>加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式） (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$ イ <u>騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> ウ <u>次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えるこ</u>

新	旧
7-56-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）	とができる。）の提示又は表示により、(3) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) COC ペーパー (イ) WVTa ラベル (ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマーク (オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 (4) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け (5) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (2) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(2) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(3) ②アに準じて確認するものとする。 7-56-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）

新	旧
①～⑤（略） 7-56-6-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-6-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-6-2 性能要件 7-56-6-2-1～7-56-6-2-2（略） 7-56-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～④（略） 7-56-7-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-7-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-7-2 性能要件 7-56-7-2-1～7-56-7-2-2（略） <u>（削除）※7-56 の 3-6 に移動</u>	①～⑤（略） 7-56-7-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-7-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-7-2 性能要件 7-56-7-2-1～7-56-7-2-2（略） 7-56-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係） ①～④（略） 7-56-8-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-8-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-8-2 性能要件 7-56-8-2-1～7-56-8-2-2（略） 7-56-9 従前規定の適用⑤ <u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</u> ① <u>令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u> ② <u>使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</u> 7-56-9-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-9-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-9-2 性能要件 7-56-9-2-1 視認等による審査 <u>7-56-2-1 に同じ。</u> 7-56-9-2-2 書面等による審査 <u>（1）自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>自動車（二輪自動車を除く。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> ② <u>二輪自動車は、UN R41-04-S3 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO</u>

新	旧
	<u>10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲になければならない。</u> <u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ① <u>原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）②に掲げる基準に適合することが確認できること</u> ② <u>消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により（1）②に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ③ <u>1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）②なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）②に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>(3) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（1）②のなお書きに定める範囲にあるものは、（1）②の前段の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）</u> <u>(4) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u>

新	旧
	<u>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> ア <u>指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> イ <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> ウ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> エ <u>細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> オ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> カ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> ② <u>次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</u> ア <u>加速走行騒音試験結果成績表 (新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。) の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付され</u>

新	旧
	<u>た次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ロ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ロ) 最高出力</u> <u>(ハ) 変速機の種類</u> <u>(ニ) 消音器の個数</u> <u>(ホ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(ヘ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ロ) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u>

新	旧
7-56-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） 7-56-8-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-8-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-8-2 性能要件 7-56-8-2-1～7-56-8-2-2（略） 7-56-9 従前規定の適用⑤	(イ) <u>WVTA ラベル</u> (ウ) <u>UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</u> (オ) <u>EU 加盟国の自動車検査証等</u> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 ③ (1) ②の規定に適合する自動車が現に備えている消音器 (6) <u>次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であつて、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> ② <u>消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> ③ <u>予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であつて、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> (7) <u>使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> (5) ②アに準じて確認するものとする。 7-56-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～③（略） 7-56-10-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-10-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-10-2 性能要件 7-56-10-2-1～7-56-10-2-2（略） 7-56-11 従前規定の適用⑦

新	旧
次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） 7-56-9-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-9-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-9-2 性能要件 7-56-9-2-1～7-56-9-2-2（略） <u>（削除）※7-56 の 2-7 に移動</u>	次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係） ①～③（略） 7-56-11-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-11-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-11-2 性能要件 7-56-11-2-1～7-56-11-2-2（略） 7-56-12 従前規定の適用⑧ <u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</u> ① <u>令和 5 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあつては、令和 6 年 8 月 31 日）以前に製作された二輪自動車</u> ② <u>令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車</u> 7-56-12-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-12-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56-12-2 性能要件 7-56-12-2-1 視認等による審査 <u>7-56-2-1 に同じ。</u> 7-56-12-2-2 書面等による審査 <u>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであつて、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）に適合する構造であること。</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ① <u>原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認でき</u>

新	旧
	<u>ること。</u> ② <u>消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ③ <u>1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> (3) <u>次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（1）のなお書きに定める範囲にあるものは、（1）の前段の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> (4) <u>使用の過程にある二輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、（5）から（6）までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u> (5) <u>使用の過程にある二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> ア <u>指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> イ <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u>

新	旧
	<u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携帯することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)</u> <u>(イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式 (原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u>

新	旧
	<u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) に限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTa ラベル</u> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>(6) 使用の過程にある二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> <u>① 次のいずれかに該当する消音器であつて、その機能を損なう損傷等のないもの</u> <u>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u>

新	旧
	<u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S8 の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初</u>

新	旧
7-56-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ①～④（略）	<u>めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-04 に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</u> <u>(イ) WVTA ラベル（車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。）</u> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</u> <u>(7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> <u>(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</u> 7-56-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ①～④（略）

新	旧
7-56-10-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-10-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-10-2 性能要件 7-56-10-2-1～7-56-10-2-2 (略) <u>(削除) ※7-56 の 2-8 に移動</u>	7-56-13-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-13-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-13-2 性能要件 7-56-13-2-1～7-56-13-2-2 (略) 7-56-14 従前規定の適用㊦ <u>次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 40 項関係）</u> ① <u>令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</u> ② <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> イ <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>令和 11 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車又は新たに多仕様自動車による取扱いを受けた自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> エ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-56-14-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-14-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56-14-2 性能要件 7-56-14-2-1 視認等による審査 <u>7-56-2-1 に同じ。</u> 7-56-14-2-2 書面等による審査 <u>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-05-S3 の 6.（6.3. 及び 6.4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u>

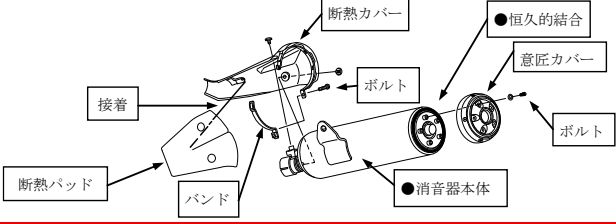
新	旧
	<u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ① <u>原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ② <u>消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ③ <u>1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>(3) 次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（1）のなお書きに定める範囲にあるものは、（1）の前段の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>(4) 使用の過程にある二輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、（5）から（6）までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u> <u>(5) 使用の過程にある二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> <u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製</u>

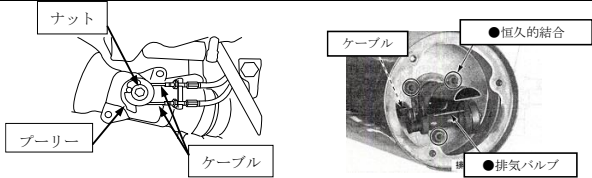
新	旧
	<u>作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていれればよい。</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携帯することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されて</u>

新	旧
	<u>いる騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ)に限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTa ラベル</u> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しな</u>

新	旧
	<u>い。</u> (6) <u>使用の過程にある二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> ① <u>次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</u> ア <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u> イ <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> ウ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> エ <u>細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u> ② <u>次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> ア <u>加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-05-S3 の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ) (ヘ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ロ) 最高出力</u> <u>(ハ) 変速機の種類</u> <u>(ニ) 消音器の個数</u> <u>(ホ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(ヘ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ヘ) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u>

新	旧
	<u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>0.95S (又は、S-20) ≤ S1</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車 (改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)</u> <u>又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-05 に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー (騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。)</u> <u>(イ) WVTA ラベル (車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。)</u> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。)</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</u> <u>(7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品 (騒音を増大等させるためのものを除く。) の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器 (指定自動車等に備えられている消音器を含む。) であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装 (指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。) は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等</u>

新	旧
7-56 の 2 二輪自動車の騒音防止装置 7-56 の 2-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 2-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係） 7-56 の 2-2 性能要件 7-56 の 2-2-1 視認等による審査 （1）内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係） ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。 （2）次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、（1）⑤の規定に適合しないものとする。 ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置 【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【（1）⑤、（2）関係】 ●は恒久的結合が必要な部位を表す。 【例 1】  【例 2】	<u>において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、（5）②ア又は（6）②アに準じて確認するものとする。</u> <u>（新設）</u>

新	旧
	
7-56 の 2-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ① 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）は、UN R41-06 の 6.（6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよく、令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。 (2) (1) ①の自動車であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。 ① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること ② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。 ③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果	※7-56-2-2 (1) ③から移動

新	旧
<u>成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>(3) 次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (1) ①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ①の前段の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) 又は (6) に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係）</u> <u>(5) 使用の過程にある自動車（二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u> <u>① 次のいずれかの表示がある消音器</u> <u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(7) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車が備える消音器に表示され</u>	

新	旧
<u>る特別な表示</u> <u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u> <u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (カ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式 (原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u>	

新	旧
<u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTa ラベル</u> <u>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもつて代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク</u> <u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>(6) 使用の過程にある自動車（二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> <u>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</u>	

新	旧
<u>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 の 6. 1. 及び 6. 2. に適合することが明らかである二輪自動車</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>（参考）</u> <u>受検車両の車両総重量：S1（kg）</u> <u>試験自動車の車両総重量：S（kg）</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行わ</u>	

新	旧
<u>れた後の初めての検査以外の場合に限る。)</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-06 に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(7) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</u> <u>(イ) UN R41 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(ウ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく㊟マーク</u> <u>(7) 次に掲げるものは、(1) 又は (4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> <u>(5) ②アに準じて確認するものとする。</u> 7-56 の 2-3 欠番 7-56 の 2-4 適用関係の整理 <u>(1) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-56 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 23 項及び第 24 項関係）</u>	

新	旧
<u>(2) 次に掲げる二輪自動車にあっては、7-56 の 2-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係）</u> <u>① 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）</u> <u>② 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</u> <u>(3) 次に掲げる自動車にあっては、7-56 の 2-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項関係）</u> <u>① 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u> <u>(4) 次に掲げる自動車にあっては、7-56 の 2-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</u> <u>① 令和 5 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては、令和 6 年 8 月 31 日）以前に製作された二輪自動車</u> <u>② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車</u> <u>(5) 次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、7-56 の 2-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 40 項関係）</u> <u>① 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</u> <u>② 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>イ 令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-56 の 2-5 従前規定の適用① <u>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係）</u> 7-56 の 2-5-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 2-5-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56 の 2-5-2 性能要件	※7-56-4（2）から移動 ※7-56-4（5）から移動 ※7-56-4（7）から移動 ※7-56-4（10）から移動

新	旧
7-56 の 2-5-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 7-56 の 2-5-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。 この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。 7-56 の 2-6 従前規定の適用② 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係） ① 平成 28 年 12 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 26 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。） ② 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったものの 7-56 の 2-6-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 2-6-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56 の 2-6-2 性能要件 7-56 の 2-6-2-1 視認等による審査 7-56 の 2-2-1 に同じ。 7-56 の 2-6-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。 この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。	※7-56-6 から移動

新	旧
<u>(2) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u> <u>(3) 次に掲げる消音器は、(2) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> ア <u>指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</u> この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。 イ <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> ウ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> エ <u>細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> (ア) <u>一般財団法人日本自動車研究所</u> (イ) <u>株式会社 JQR</u> (ウ) <u>公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> (エ) <u>一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> オ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> (ア) <u>UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> (イ) <u>UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> (ウ) <u>欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> (エ) <u>欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> カ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> (ア) <u>UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> (イ) <u>欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> ② <u>次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> ア <u>加速走行騒音試験結果成績表 (新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。) の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法によ</u>	

新	旧
<u>り測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ロ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ロ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(ロ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>（参考）</u> <u>受検車両の車両総重量：S1（kg）</u> <u>試験自動車の車両総重量：S（kg）</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(3) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ロ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u>	

新	旧
<u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTA ラベル</u> <u>(ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</u> <u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>(4) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>(5) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (2) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(2) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> <u>(3) ②アに準じて確認するものとする。</u> 7-56 の 2-7 従前規定の適用③ <u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項関係）</u> <u>① 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車（平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</u> 7-56 の 2-7-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 2-7-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u>	※7-56-9 から移動

新	旧
7-56 の 2-7-2 性能要件 7-56 の 2-7-2-1 視認等による審査 7-56 の 2-2-1 に同じ。 7-56 の 2-7-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 二輪自動車は、UN R41-04-S3 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲になければならない。 (2) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ①の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。 ① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること ② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。 ③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。 (3) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (1) ①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ①の前段の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置（騒音ラベルを含む。） ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ	

新	旧
<u>ている騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）</u> <u>(4) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u> <u>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> ア <u>指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> イ <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> ウ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> エ <u>細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> オ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R9（側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定）</u> <u>(イ) UN R41（二輪自動車が発生する騒音に関する規定）</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 78/1015/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定）</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定（二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。））</u> カ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R92（二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定）</u> <u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定（二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。））</u>	

新	旧
② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ロ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式） (イ) 原動機の型式 (ロ) 最高出力 (ハ) 変速機の種類 (ニ) 消音器の個数 (ホ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (ヘ) 添付資料中の消音器外観写真 (ロ) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$ イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えるこ	

新	旧
<u>とができる。)の提示又は表示により、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTa ラベル</u> <u>(ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマーク</u> <u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>③ (1) ①の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</u> <u>(6) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> <u>(5) ②アに準じて確認するものとする。</u> 7-56 の 2-8 従前規定の適用④ <u>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</u>	※7-56-12 から移動

新	旧
① <u>令和5年8月31日（輸入された自動車にあっては、令和6年8月31日）以前に製作された二輪自動車</u> ② <u>令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車であって、令和5年8月31日以前の型式指定自動車</u> 7-56の2-8-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56の2-8-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56の2-8-2 性能要件 7-56の2-8-2-1 視認等による審査 <u>7-56の2-2-1に同じ。</u> 7-56の2-8-2-2 書面等による審査 <u>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km/h未満のものを除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8の6.（6.3.及び6.4.を除く。また、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であつてもよい。）に適合する構造であること。</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ① <u>原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ② <u>消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ③ <u>1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果</u>	

新	旧
<u>成績表の原本又は写しにより (1) に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> <u>(3) 次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (1) のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) の前段の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>(4) 使用の過程にある二輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (6) までの掲げる自動車に並び、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u> <u>(5) 使用の過程にある二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u> <u>① 次のいずれかの表示がある消音器</u> <u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R41（二輪自動車が発生する騒音に関する規定）</u>	

新	旧
<u>(イ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>カ 次の掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>0.95S (又は、S-20) ≤ S1</u>	

新	旧
<u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、（5）①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、（ウ）に限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>（ア）COC ペーパー</u> <u>（イ）WVTA ラベル</u> <u>（ウ）UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>（エ）EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>（6）使用の過程にある二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> <u>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</u> <u>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-S8 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。</u>	

新	旧
<u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04 に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(7) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</u> <u>(イ) WVTA ラベル（車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれている</u>	

新	旧
<u>ものに限る。)</u> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</u> <u>(7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> <u>(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</u> 7-56 の 2-9 従前規定の適用⑤ <u>次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 40 項関係）</u> <u>① 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</u> <u>② 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> <u>イ 令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 11 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車又は新たに多仕様自動車による取扱いを受けた自動車であつて、令和 11 年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u> <u>エ 指定自動車等以外の自動車</u>	※7-56-4 (14) から移動

新	旧
③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-56 の 2-9-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 2-9-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56 の 2-9-2 性能要件 7-56 の 2-9-2-1 視認等による審査 <u>7-56 の 2-2-1 に同じ。</u> 7-56 の 2-9-2-2 書面等による審査 <u>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-05-S3 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）に適合する構造であること。</u> <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u> <u>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u> ① <u>原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ② <u>消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u> <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u> ③ <u>1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u> <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u>	

新	旧
<u>(3) 次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（1）のなお書きに定める範囲にあるものは、（1）の前段の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u> <u>(4) 使用の過程にある二輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、（5）から（6）までに掲げる自動車に並び、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u> <u>(5) 使用の過程にある二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u> <u>① 次のいずれかの表示がある消音器</u> <u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>（ア）一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>（イ）株式会社 JQR</u> <u>（ウ）公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>（エ）一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>（ア）UN R41（二輪自動車が発生する騒音に関する規定）</u> <u>（イ）欧州連合指令 78/1015/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定）</u> <u>（ウ）欧州連合指令 97/24/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定（二</u>	

新	旧
<u>輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(7) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(1) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(7) 車名及び型式 (原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</u> <u>(1) 原動機の型式</u> <u>(2) 最高出力</u> <u>(3) 変速機の種類</u> <u>(4) 消音器の個数</u> <u>(5) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(6) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(7) 車両総重量 (受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量 : S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量 : S (kg)</u> <u>$0.95S$ (又は、$S-20$) $\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車 (改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</u>	

新	旧
<u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) に限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTa ラベル</u> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <u>(エ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <u>(6) 使用の過程にある二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> <u>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</u> <u>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-05-S3 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確</u>	

新	旧
<u>認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7)</u> <u>(イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-05 に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(7) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</u> <u>(イ) WVTA ラベル（車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。）</u> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u>	

新	旧
・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊟マーク (7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け (8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。	
7-56 の 3 側車付二輪自動車及び三輪自動車の騒音防止装置	
7-56 の 3-1 装備要件	(新設)
内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 3-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）	
7-56 の 3-2 性能要件	
7-56 の 3-2-1 視認等による審査	
(1) 内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係） ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検	

新	旧
<u>又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</u> <u>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</u> <u>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</u> <u>② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</u> <u>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】</u> <u>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</u> <u>【例 1】</u> <u>【例 2】</u>	
7-56 の 3-2-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）</u> <u>① 自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(2) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(3) から (6) までに掲げる自動車</u>	

新	旧
<u>に</u>応じ、<u>それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u>(細目告示第118条第2項及び第3項関係) <u>(3) 使用の過程にある自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)</u>であって、<u>当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> ア <u>指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> イ <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</u> ウ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</u> エ <u>細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> オ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u> カ <u>次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u>	

新	旧
<u>換用消音器に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア <u>加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>$0.95S$ (又は、$S-20$) $\leq S1$</u> イ <u>騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</u> ウ <u>次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代</u>	

新	旧
<u>えることができる。)</u>又は表示を運行の際に携行することにより、(5)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTa ラベル</u> <u>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく㊦マーク</u> <u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・ EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>(4) 側車付二輪自動車（使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。）又は三輪自動車に備える消音器</u> <u>① 次のいずれかの表示がある消音器</u> <u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u>	※7-56-2-2 (7) から移動

新	旧
<u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>(カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u> <u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u>	

新	旧
<u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>（参考）</u> <u>受検車両の車両総重量：S1（kg）</u> <u>試験自動車の車両総重量：S（kg）</u> <u>$0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であつて、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(4) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTA ラベル</u> <u>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、168/2013/EEC、70/157/EEC 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN</u>	

新	旧
<u>R51 に基づく㊤マーク</u> <u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>(5) 使用の過程にある自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u> <u>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</u> <u>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u> <u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u> <u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u>	※7-56-2-2 (8) から移動

新	旧
<u>(㌿) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>0.95S（又は、S-20）≤S1</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 又は UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあっては、(㍑) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(㍑) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</u> <u>(イ) UN R41、UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(㍑) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく㊦マーク</u> <u>(6) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u> <u>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (2) の基準に適合した消音器等とセッ</u>	

新	旧
<u>トで換装した場合を除く。）は、(2) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> <u>(3) ②アに準じて確認するものとする。</u> 7-56 の 3-3 欠番 7-56 の 3-4 適用関係の整理 <u>(1) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-56 の 3-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 23 項及び第 24 項関係）</u> <u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、7-56 の 3-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 31 項関係）</u> <u>① 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</u> 7-56 の 3-5 従前規定の適用① <u>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係）</u> 7-56 の 3-5-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 3-5-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56 の 3-5-2 性能要件 7-56 の 3-5-2-1 視認等による審査 <u>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> <u>② 消音器本体が切断されていないこと。</u> <u>③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> <u>④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</u> 7-56 の 3-5-2-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> 7-56 の 3-6 従前規定の適用② <u>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 31 項関係）</u> <u>① 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</u>	※7-56-4 (5) から移動 ※7-56-9 から移動

新	旧
7-56 の 3-6-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 3-6-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u> 7-56 の 3-6-2 性能要件 7-56 の 3-6-2-1 視認等による審査 <u>7-56 の 3-2-1 に同じ。</u> 7-56 の 3-6-2-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>自動車は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(2) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u> <u>(3) 次に掲げる消音器は、(2) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>次のいずれかの表示がある消音器</u> ア <u>指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</u> <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u> イ <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> ウ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u> エ <u>細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u> <u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(イ) 株式会社 JQR</u> <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u>	

新	旧
<u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u> <u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(ウ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u> <u>(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u> <u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</u> <u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u> <u>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</u> <u>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。) の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u> <u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u> <u>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</u> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> <u>(ア) 車名及び型式 (原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</u> <u>(イ) 原動機の型式</u> <u>(ウ) 最高出力</u> <u>(エ) 変速機の種類</u> <u>(オ) 消音器の個数</u> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> <u>(ク) 車両総重量 (受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表</u>	

新	旧
<u>の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</u> <u>(参考)</u> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> <u>0.95S (又は、S-20) ≤S1</u> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</u> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(3) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</u> <u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> <u>(ア) COC ペーパー</u> <u>(イ) WVTa ラベル</u> <u>(ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u> <u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマーク</u> <u>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</u> <u>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u> <u>③ (1) ①の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</u> <u>(4) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u> <u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを</u>	

新	旧
<u>除く。）の取付け又は取外し</u> <u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け</u> <u>(5) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（2）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（2）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u> <u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</u> <u>(3) ②アに準じて確認するものとする。</u> 7-56 の 4 大型特殊自動車の騒音防止装置 7-56 の 4-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 4-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）</u> 7-56 の 4-2 性能要件 7-56 の 4-2-1 視認等による審査 <u>(1) 内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 118 条第 2 項関係）</u> <u>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> <u>② 消音器本体が切断されていないこと。</u> <u>③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> <u>④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</u> <u>⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</u> <u>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト留め、ナット留め、接着）は、</u> <u>(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</u> <u>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</u> <u>② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</u> <u>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】</u> <u>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</u> 【例 1】	<u>(新設)</u>

新	旧
【例 2】 7-56 の 4-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ① 自動車（大型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。 この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。 7-56 の 4-3 欠番 7-56 の 4-4 適用関係の整理 (1) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-56 の 4-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 23 項及び第 24 項関係） 7-56 の 4-5 従前規定の適用① 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 24 項関係） 7-56 の 4-5-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56 の 4-5-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56 の 4-5-2 性能要件 7-56 の 4-5-2-1 視認等による審査 (1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するもの	

新	旧
<u>として構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> ② <u>消音器本体が切断されていないこと。</u> ③ <u>消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> ④ <u>消音器に破損又は腐食がないこと。</u> 7-56 の 4-5-2-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</u> <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> 7-57～7-64（略） 7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S6</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係） 7-65-2～7-65-3（略） 7-65-4 適用関係の整理 (1) ～ (6)（略） <u>(7) 次に掲げる自動車については、7-65-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。）であつて次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u>	7-57～7-64（略） 7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S1</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあつては、この限りでない。 <u>なお、当分の間、「UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3. 」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. 」と読み替えることができる。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</u> 7-65-2～7-65-3（略） 7-65-4 適用関係の整理 (1) ～ (6)（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>③ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）に限る。）</u> <u>(8) 次に掲げる自動車については、7-65-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 26 項関係）</u> ①～②（略） 7-65-5～7-65-8（略） 7-65-9 従前規定の適用⑤ 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ①（略） 7-65-9-1 装備要件 7-65-11-1 に同じ。 7-65-9-2～7-65-9-3（略） 7-65-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 25 項関係） ①～②（略） 7-65-10-1（略） 7-65-10-2 性能要件（視認等による審査） 7-65-2 に同じ。 7-65-10-3（略） 7-65-11 従前規定の適用⑦ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> ③ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）に限る。）</u> 7-65-11-1 装備要件 <u>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S6 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあつては、こ</u>	<u>(7) 次に掲げる自動車については、7-65-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 29 条第 26 項関係）</u> ①～②（略） 7-65-5～7-65-8（略） 7-65-9 従前規定の適用⑤ 令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（次に掲げる自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであること。 ①（略） 7-65-9-1 装備要件 7-65-1 に同じ。 7-65-9-2～7-65-9-3（略） 7-65-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 25 項関係） ①～②（略） 7-65-10-1（略） 7-65-10-2 性能要件（視認等による審査） 7-65-2 に同じ。 7-65-10-3（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>の限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)</u> 7-65-11-2 性能要件（視認等による審査） <u>7-65-2 に同じ。</u> 7-65-11-3 取付要件（視認等による審査） <u>7-65-3 に同じ。</u> 7-65-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～②（略） 7-65-12-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S5 の 4. 及び 5. 3. <u>又は UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあつては、この限りでない。</u>(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 26 項関係) 7-65-12-2～7-65-12-3（略） 7-66（略） 7-67 配光可変型前照灯 7-67-1（略） 7-67-2 性能要件 7-67-2-1（略） 7-67-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01-<u>S6</u> の 4. 及び 5. 3. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。) に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01-<u>S6</u> の 5. 3. にかかわらず 6. に適合すればよいものとする。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係)	7-65-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～②（略） 7-65-11-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S5 の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあつては、この限りでない。 <u>なお、当分の間、「UN R149-00-S5 の 4. 及び 5. 3. 」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. 」と読み替えることができる。</u>(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項及び第 26 項関係) 7-65-11-2～7-65-11-3（略） 7-66（略） 7-67 配光可変型前照灯 7-67-1（略） 7-67-2 性能要件 7-67-2-1（略） 7-67-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. 及び 5. 3. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。) <u>又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。)</u> の 5. (5. 3. 3.、5. 3. 4. 及び 5. 8. を除く。)、<u>6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01-<u>S1</u> の 5. 3. にかかわらず 6. <u>及び UN R123-02 の 6. にかかわらず 9. 2. に適合すればよいものとする。</u> <u>ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5. 3. 1. は適用しない。</u>(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、

新	旧
(3) (略) 7-67-3 (略) (1) ～ (3) (略) 7-67-4 適用関係の整理 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 次に掲げる自動車については、7-67-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 23 項関係)</u> <u>① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) を除く。)</u>であって次に掲げるもの <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> <u>③ 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)) に限る。)</u> <u>(6) 次に掲げる自動車については、7-67-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係)</u> ①～② (略) 7-67-5～7-67-6 (略) 7-67-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車 (昼間走行灯を有するものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ①～④ (略) 7-67-7-1 装備要件 7-67-10-1 に同じ。 7-67-7-2 性能要件 7-67-10-2 に同じ。 7-67-7-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 7-67-10-3 (1) (㊾を除く。) に同じ。 (2) 7-67-10-3 (2) に同じ。 (3) (略) 7-67-8 従前規定の適用④ 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲	適用関係告示第 29 条第 7 項関係、<u>適用関係告示第 29 条第 23 項関係</u>) (3) (略) 7-67-3 (略) (1) ～ (3) (略) 7-67-4 適用関係の整理 (1) ～ (4) (略) <u>(新設)</u> <u>(5) 次に掲げる自動車については、7-67-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係)</u> ①～② (略) 7-67-5～7-67-6 (略) 7-67-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車 (昼間走行灯を有するものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係) ①～④ (略) 7-67-7-1 装備要件 7-67-9-1 に同じ。 7-67-7-2 性能要件 7-67-9-2 に同じ。 7-67-7-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 7-67-9-3 (1) (㊾を除く。) に同じ。 (2) 7-67-9-3 (2) に同じ。 (3) (略) 7-67-8 従前規定の適用④ 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲

新	旧
げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） 7-67-8-1（略） 7-67-8-2 性能要件 7-67-8-2-1（略） 7-67-8-2-2 書面等による審査 7-67-10-2-2 に同じ。 7-67-8-3（略） <u>7-67-9 従前規定の適用⑤</u> <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u> ③ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）に限る。）</u> <u>7-67-9-1 装備要件</u> <u>7-67-1 に同じ。</u> <u>7-67-9-2 性能要件</u> <u>7-67-9-2-1 視認等による審査</u> <u>7-67-2-1 に同じ。</u> <u>7-67-9-2-2 書面等による審査</u> <u>(1) 7-67-2-2 (1) に同じ。</u> <u>(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01-S6 の 4. 及び 5. 3. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。) 又は UN R123-02 (UN R123-01-S9 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。) の 5. (5. 3. 3.、5. 3. 4. 及び 5. 8. を除く。)、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01-S6 の 5. 3. にかかわらず 6. 及び UN R123-02 の 6. にかかわらず 9. 2. に適合すればよいものとする。</u> <u>ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の</u>	げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③（略） 7-67-8-1（略） 7-67-8-2 性能要件 7-67-8-2-1（略） 7-67-8-2-2 書面等による審査 7-67-2-2 に同じ。 7-67-8-3（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>5.3.1. は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)</u> 7-67-9-3 取付要件 (視認等による審査) <u>7-67-3 に同じ。</u> 7-67-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～② (略) 7-67-10-1 (略) 7-67-10-2 (略) 7-67-10-2-1 (略) 7-67-10-2-2 (略) 7-67-10-3 (略) 7-68～7-72 (略) 7-73 低速走行時照射灯 7-73-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車(<u>ポール・トレーラを除く。</u>))の側面<u>及び後面</u>には、低速走行時照射灯を備えることができる。(保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係) 7-73-2 性能要件 7-73-2-1 視認等による審査 (1) 低速走行時照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方<u>又は後方</u>にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 1 項関係) ① (略) (2) 低速走行時照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 2 項関係) ① 低速走行時照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 低速走行時照射灯の灯光の色は、白色であること。 ③ 低速走行時照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (3) 次に掲げる低速走行時照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条の 2 第 3 項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ	7-67-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ①～② (略) 7-67-9-1 (略) 7-67-9-2 (略) 7-67-9-2-1 (略) 7-67-9-2-2 (略) 7-67-9-3 (略) 7-68～7-72 (略) 7-73 低速走行時側方照射灯 7-73-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)の側面には、低速走行時<u>側方</u>照射灯を備えることができる。(保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係) 7-73-2 性能要件 7-73-2-1 視認等による審査 (1) 低速走行時<u>側方</u>照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 1 項関係) ① (略) (2) 低速走行時<u>側方</u>照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 2 項関係) ① 低速走行時<u>側方</u>照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 低速走行時<u>側方</u>照射灯の灯光の色は、白色であること。 ③ 低速走行時<u>側方</u>照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (3) 次に掲げる低速走行時<u>側方</u>照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条の 2 第 3 項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時<u>側方</u>照射灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ

新	旧
ている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯 7-73-2-2 書面等による審査 (1) 低速走行時照射灯は、自動車が 7-73-2-1 (1) ①に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方 <u>又は後方</u>にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 1 項関係) (2) 低速走行時照射灯であって、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が 500cd 以下であるものは、(1) の基準に適合するものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 2 項関係) (3) 次に掲げる低速走行時照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条の 2 第 3 項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯 7-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 低速走行時照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係) (2) 低速走行時照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 4 項関係) ① 低速走行時照射灯の数は、<u>自動車の側面に備える場合にあっては次に掲げる個数とし、後面に備えるものにあっては 1 個とする。</u> <u>ア 長さが 6m 以下の自動車にあっては 2 個以下 (片側 1 個ずつ)</u> <u>イ 長さが 6m を超え 9m 以下の自動車にあっては 4 個以下 (片側 2 個まで)</u> <u>ウ 長さが 9m を超える自動車にあっては 6 個以下 (片側 3 個まで)</u> ② 低速走行時照射灯は、自動車の側面 <u>又は後面</u>に下方に向けて取付けられていること。 ③ 低速走行時照射灯は、<u>自動車の側面に複数</u>備える場合にあっては、車両中心面の両側に <u>可能な限り対称的に</u>取付けられていること。	ている低速走行時<u>側方</u>照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時<u>側方</u>照射灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時<u>側方</u>照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時<u>側方</u>照射灯 7-73-2-2 書面等による審査 (1) 低速走行時<u>側方</u>照射灯は、自動車が 7-73-2-1 (1) ①に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 1 項関係) (2) 低速走行時<u>側方</u>照射灯であって、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が 500cd 以下であるものは、(1) の基準に適合するものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 2 項関係) (3) 次に掲げる低速走行時<u>側方</u>照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条の 2 第 3 項関係) ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時<u>側方</u>照射灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時<u>側方</u>照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時<u>側方</u>照射灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時<u>側方</u>照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時<u>側方</u>照射灯 7-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 低速走行時<u>側方</u>照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係) (2) 低速走行時<u>側方</u>照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時<u>側方</u>照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 44 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 4 項関係) ① 低速走行時<u>側方</u>照射灯の数は、<u>2 個以下であること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ② 低速走行時<u>側方</u>照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取付けられていること。 ③ 低速走行時<u>側方</u>照射灯を、<u>2 個</u>備える場合にあっては、車両中心面の両側に <u>1 個ずつ</u>取付けられていること。

新	旧
④ 低速走行時照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。 ⑤ 低速走行時照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。 ア～ウ（略） ⑥ 低速走行時照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が 15km/h を超えた場合には、消灯する構造であること。 ⑦ 低速走行時照射灯は、点滅するものでないこと。 ⑧ 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 <u>この場合において、当該灯火の見かけの表面が地上面からの高さ 1m の位置から直接視認できないものにあっては、この基準に適合するものとする。</u> ⑨ 低速走行時照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-73-2 に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。 ⑩ 被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。 (3) 次に掲げる低速走行時照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 122 条の 2 第 5 項関係） ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯	④ 低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。 ⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。 ア～ウ（略） ⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が 15km/h を超えた場合には、消灯する構造であること。 ⑦ 低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。 ⑧ 低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-73-2 に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。 ⑩ 被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。 (3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 122 条の 2 第 5 項関係） ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯
7-74～7-79（略）	7-74～7-79（略）
7-80 番号灯	7-80 番号灯
7-80-1（略）	7-80-1（略）
7-80-2 性能要件（視認等による審査）	7-80-2 性能要件（視認等による審査）
(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係） ① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであるこ	(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係） ① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであるこ

新	旧
と。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス（lx）以上のもの又は UN R148-01-<u>S5</u> の 4. 及び 5. 11.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）若しくは UN R4-00-S19 の 9.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス（lx）以上のもの又は UN R148-01-<u>S5</u> の 4. 及び 5. 11.（種別 2 に係るものに限る。）若しくは UN R50-00-S20 の附則 5（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③（略） (2)（略） 7-80-3～7-80-7（略） 7-81～7-90（略） 7-90 の 2 車両後退表示投影装置 7-90 の 2-1 装備要件 <u>後退灯を備えた自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。（保安基準第 40 条の 2 第 1 項）</u> 7-90 の 2-2 性能要件 7-90 の 2-2-1 視認等による審査 <u>（1）車両後退表示投影装置は、自動車が後退している旨の表示を路面に投影することにより当該自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 40 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 1 項関係）</u> ① <u>車両後退表示投影装置の灯光の色は、白色であること。</u> ② <u>車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な 1 つ以上の同一の白色の長方形によって一列に構成されるものを 1 個とし、2 個まで投影することができるものとする。</u> <u>この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。</u> ③ <u>車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から 3,000mm 後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から 1,875mm の距離にある車両中心面に平行な 2 つの鉛直面に囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。</u> <u>（参考）</u>	と。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス（lx）以上のもの又は UN R148-01-<u>S1</u> の 4. 及び 5. 11.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）若しくは UN R4-00-S19 の 9.（種別 2a 及び 2b に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス（lx）以上のもの又は UN R148-01-<u>S1</u> の 4. 及び 5. 11.（種別 2 に係るものに限る。）若しくは UN R50-00-S20 の附則 5（種別 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③（略） (2)（略） 7-80-3～7-80-7（略） 7-81～7-90（略） <u>（新設）</u>

新	旧
④ <u>車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し、またはレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</u> (2) <u>次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、</u> <u>(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 136 条の 2 第 2 項)</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置</u> 7-90 の 2-2-2 書面等による審査 (1) <u>車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。(保安基準第 40 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 3 項関係)</u> <u>この場合において、7-90 の 2-2-1 (1) ③に定める範囲における光度が 8,000cd 以下のもの又は UN R48-09-S2 の 5.36.5. に適合するものは、この基準に適合するものとする。</u> (2) <u>次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、</u> <u>(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 136 条の 2 第 4 項関係)</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置</u> 7-90 の 2-3 取付要件（視認等による審査） (1) <u>車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 40 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 136 条の 2 第 3 項関係)</u>	

新	旧
① <u>車両後退表示投影装置は、自動車の後面に取付けられていること。</u> ② <u>車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。</u> ③ <u>車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。</u> <u>ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。</u> ④ <u>車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</u> <u>この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。</u> ⑤ <u>車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-90の2-2-2に掲げる性能を損なわないよう取付けられなければならない。</u> (2) <u>次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、</u> <u>(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第136条の2第4項関係)</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置</u> ② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置</u> ③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置</u>	
7-91～7-95（略）	7-91～7-95（略）
7-96 その他の灯火等の制限	7-96 その他の灯火等の制限
7-96-1 装備要件	7-96-1 装備要件
自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第42条、細目告示第62条第1項、細目告示第140条第1項関係）	自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第42条、細目告示第62条第1項、細目告示第140条第1項関係）
(1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第62条第3項、細目告示第140条第3項、適用関係告示第48条第1項関係）	(1)（略） (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第62条第3項、細目告示第140条第3項、適用関係告示第48条第1項関係）
① 低速走行時照射灯 ②～③（略）	① 低速走行時<u>側方</u>照射灯 ②～③（略）
④ <u>車両後退表示投影装置</u> ⑤～⑬（略）	<u>（新設）</u> ④～⑫（略）

新	旧
【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>⑫</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>⑬</u>は適用しない。 (3) ～ (5) (略) (6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-65 から 7-95 ままでに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第 62 条第 7 項、細目告示第 140 条第 7 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～③ (略) <u>④ 車両後退表示投影装置</u> <u>⑤～⑪</u> (略) (7) ～ (10) (略) (11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならぬ。（細目告示第 62 条第 12 項、細目告示第 140 条第 12 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～③ (略) ④ 低速走行時照射灯 ⑤～⑪ (略) <u>⑫ 車両後退表示投影装置</u> <u>⑬～⑳</u> (略) 【適用関係の整理】 ◇ (略) ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>③⑩</u>及び<u>③⑫</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>③⑩</u>及び<u>③⑫</u>は適用しない。 (12) (略) (13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。（細目告示第 62 条第 14 項、細目告示第 140 条第 14 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ① (略) ② 二輪自動車に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア～オ (略) (図 2) 車室外乗降支援灯の視認性 (図) (略) (14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならぬ。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造	【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>⑪</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>⑫</u>は適用しない。 (3) ～ (5) (略) (6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-65 から 7-95 ままでに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。（細目告示第 62 条第 7 項、細目告示第 140 条第 7 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①～③ (略) <u>(新設)</u> <u>④～⑩</u> (略) (7) ～ (10) (略) (11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならぬ。（細目告示第 62 条第 12 項、細目告示第 140 条第 12 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係） ①～③ (略) ④ 低速走行時<u>側方</u>照射灯 ⑤～⑪ (略) <u>(新設)</u> <u>⑫～⑳</u> (略) 【適用関係の整理】 ◇ (略) ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>②⑨</u>及び<u>③⑪</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>②⑨</u>及び<u>③⑪</u>は適用しない。 (12) (略) (13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。（細目告示第 62 条第 14 項、細目告示第 140 条第 14 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ① (略) ② 二輪自動車に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア～オ (略) (図 2) 車室外乗降支援灯<u>及び低速走行時側方照射灯</u>の視認性 (図) (略) (14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならぬ。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造

新	旧						
を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 15 項、細目告示第 140 条第 15 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係) ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。 ② (略) ③ <u>点滅、光度の変化又は見かけの表面の変化の有無にかかわらず、アンサーバック機能を作動させる信号の開始から終了までの</u>作動時間が 3 秒以下であること。 【適用関係の整理】 ◇ (略) 7-96-2～7-96-3 (略) 7-97～7-105 の 2 (略) 7-106 後写鏡 7-106-1 装備要件 <u>次の表の左欄に掲げる</u>自動車（被牽引自動車を除く。）には、<u>同表の右欄に掲げる装置</u>を備えなければならない。(保安基準第 44 条第 1 項関係) <table> <tr> <th>自動車の種別</th><th>装置</th></tr> <tr> <td><u>下欄に掲げる自動車以外の自動車</u></td><td><u>後写鏡又は後方等確認装置</u></td></tr> <tr> <td><u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>三輪自動車</u> <u>大型特殊自動車</u></td><td><u>後写鏡</u></td></tr> </table> 7-106-2 性能要件 7-106-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、<u>乗車人員</u>等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 146 条第 <u>1</u> 項関係) ①～③ (略) (2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を	自動車の種別	装置	<u>下欄に掲げる自動車以外の自動車</u>	<u>後写鏡又は後方等確認装置</u>	<u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>三輪自動車</u> <u>大型特殊自動車</u>	<u>後写鏡</u>	を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 15 項、細目告示第 140 条第 15 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係) ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時<u>側方</u>照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。 ② (略) ③ <u>一連の</u>作動時間が 3 秒以下であること。 【適用関係の整理】 ◇ (略) 7-96-2～7-96-3 (略) 7-97～7-105 の 2 (略) 7-106 後写鏡 7-106-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、<u>後写鏡</u>を備えなければならない。 <u>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、この限りではない。</u>(保安基準第 44 条第 1 項関係) 7-106-2 性能要件 7-106-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、<u>歩行者</u>等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 146 条第 <u>2</u> 項関係) ①～③ (略) (2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を
自動車の種別	装置						
<u>下欄に掲げる自動車以外の自動車</u>	<u>後写鏡又は後方等確認装置</u>						
<u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>三輪自動車</u> <u>大型特殊自動車</u>	<u>後写鏡</u>						

新	旧
確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 3 項関係、細目告示第 146 条第 <u>2</u> 項関係) ①～③ (略) (3) 次に掲げる後写鏡は、(2) ③の基準に適合しないものとする。(細目告示第 146 条第 <u>3</u> 項関係) ①～④ (略) (4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>6</u> 項関係) ①～③ (略) 7-106-2-2 書面等による審査 <u>〔後方等確認装置〕</u> (1) 7-106-1 の<u>表上欄に掲げる</u>自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-<u>07</u> の 6. 2. (6. 2. 1. 3. を除く。) 6. 3. (6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6.、16. 2. 3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 146 条第 1 項関係) <u>(2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 5 項関係)</u> ① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>〔後写鏡〕</u> <u>(3) 車室内に備える後写鏡にあつては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車(車室を有しないもの及び車室を有するものであつて運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。)、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。(細目告示第 146 条第 1 項第 <u>2</u> 号関係) <u>(削除)</u>	確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 3 項関係、細目告示第 146 条第 <u>3</u> 項関係) ①～③ (略) (3) 次に掲げる後写鏡は、(2) ③の基準に適合しないものとする。(細目告示第 146 条第 <u>4</u> 項関係) ①～④ (略) (4) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>7</u> 項関係) ①～③ (略) 7-106-2-2 書面等による審査 (1) 7-106-1 の<u>ただし書の</u>自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-<u>06-S1</u> の 6. 2. (6. 2. 1. 3. を除く。) 6. 3. (6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6.、16. 2. 3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条第 1 項関係) <u>(新設)</u> <u>(2) 車室内に備える後写鏡にあつては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車(車室を有しないもの及び車室を有するものであつて運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。)、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。(細目告示第 146 条第 2 項第 <u>3</u> 号関係) <u>(3) 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のない</u>

新	旧
(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、<u>(3)</u>の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>6</u> 項関係) ①～③ (略) (5) (略) 7-106-3 取付要件 7-106-3-1 視認等による審査 (1) 7-106-2-1 (1) の後写鏡は、7-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>4</u> 項第 2 号関係) ①～③ (略) (2) 7-106-2-1 (2) の後写鏡は、7-106-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>4</u> 項第 4 号関係) ①～③ (略) (3) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>6</u> 項関係) ①～③ (略) (4) 大型特殊自動車に備える後写鏡にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式であってもよい。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>4</u> 項第 3 号関係) 7-106-3-2 書面等による審査 <u>[後方等確認装置]</u> (1) 7-106-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>4</u> 項第 1 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② UN R46-<u>07</u> の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基	<u>ものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 6 項関係)</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> (4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、<u>(2)</u>の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>7</u> 項関係) ①～③ (略) (5) (略) 7-106-3 取付要件 7-106-3-1 視認等による審査 (1) 7-106-2-1 (1) の後写鏡は、7-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>5</u> 項第 2 号関係) ①～③ (略) (2) 7-106-2-1 (2) の後写鏡は、7-106-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>5</u> 項第 4 号関係) ①～③ (略) (3) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>7</u> 項関係) ①～③ (略) (4) 大型特殊自動車に備える後写鏡にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式であってもよい。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>5</u> 項第 3 号関係) 7-106-3-2 書面等による審査 (1) 7-106-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 <u>5</u> 項第 1 号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。 ② UN R46-<u>06-S1</u> の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定め

新	旧
準に適合すること。 (2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>5</u> 項関係) ①～③ (略) 7-106-4 適用関係の整理 (1) ～ (6) (略) <u>(7) 次に掲げる自動車については、7-106-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 13 項関係)</u> ① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-106-5～7-106-7 (略) 7-106-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～③ (略) 7-106-8-1 (略) 7-106-8-2 性能要件 7-106-8-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、<u>乗車人員</u>等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては、②の規定は適用しない。 ①～④ (2) ～ (5) (略) 7-106-8-2-2 (略)	る基準に適合すること。 (2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 <u>6</u> 項関係) ①～③ (略) 7-106-4 適用関係の整理 (1) ～ (6) (略) <u>(新設)</u> 7-106-5～7-106-7 (略) 7-106-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～③ (略) 7-106-8-1 (略) 7-106-8-2 性能要件 7-106-8-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、<u>歩行者</u>等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては、②の規定は適用しない。 ①～④ (2) ～ (5) (略) 7-106-8-2-2 (略)

新	旧
7-106-8-3 (略) 7-106-9～7-106-10 (略) 7-106-11 従前規定の適用⑦ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 13 項関係)</u> ① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-106-11-1 装備要件 <u>自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</u> <u>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、この限りではない。</u> 7-106-11-2 性能要件 7-106-11-2-1 視認等による審査 <u>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。</u> ① <u>容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</u> ② <u>取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。</u> ③ <u>鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。</u> <u>(2) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自</u>	7-106-8-3 (略) 7-106-9～7-106-10 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</u> <u>② 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。</u> <u>③ 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。</u> <u>(3) 次に掲げる後写鏡は、(2) ③の基準に適合しないものとする。</u> <u>① 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがあるもの</u> <u>② 鏡面の面積が 69cm²未満であるもの</u> <u>③ その形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が 94mm 未満である、又は 150mm を超えるもの</u> <u>④ その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径 78mm の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦 120mm、横 200mm（又は横 120mm、縦 200mm）の長方形により内包されないもの</u> <u>(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> 7-106-11-2-2 書面等による審査 <u>(1) 7-106-11-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-06-S1 の 6. 2. (6. 2. 1. 3. を除く。)、6. 3. (6. 3. 1. 1. 中記号取付に係る部分を除く。)、及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6.、16. 2. 3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 車室内に備える後写鏡にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車（車室を有しないもの及び車室を有するものであって運転者が運転者席に</u>	

新	旧
<u>において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。）、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。</u> <u>(3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> <u>(5) 欧州連合指令 71/127/EEC、欧州連合指令 79/795/EEC、欧州連合指令 85/205/EEC、欧州連合指令 86/562/EEC、欧州連合指令 88/321/EEC、FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後写鏡及び後写鏡取付装置は、(4) ③に定める「これに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」とする。</u> 7-106-11-3 取付要件 7-106-11-3-1 視認等による審査 <u>(1) 7-106-11-2-1 (1) の後写鏡は、7-106-11-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u> <u>① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</u> <u>② 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</u>	

新	旧
<u>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</u> <u>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</u> ③ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下（左ハンドルにあっては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下（左ハンドルにあっては 55° 以下）であること。</u> <u>この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</u> (2) <u>7-106-11-2-1 (2) の後写鏡は、7-106-11-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u> ① <u>後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から 280mm 以上外側となるように取付けられていること。</u> <u>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</u> ② <u>運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるよう取付けられていること。</u> ③ <u>自動車の左右両側（最高速度 50km/h 以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取付けられていること。</u> (3) <u>次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u> (4) <u>大型特殊自動車に備える後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式であってもよい。</u> 7-106-11-3-2 書面等による審査 (1) <u>7-106-11-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-11-2-2 (1) に掲げる性能を損なわ</u>	

新	旧
<u>ないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u> <u>① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</u> <u>② UN R46-06-S1 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準に適合すること。</u> <u>(2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> 7-107 直前及び側方の視界 7-107-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 <u>6</u> 項関係、細目告示第 146 条第 8 項関係） (1) ～ (3) (略) 7-107-2 性能要件 7-107-1 の鏡その他の装置は、7-107-1 (1) から (3) までに掲げる障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、7-107-2-1 又は 7-107-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>7</u> 項関係、細目告示第 146 条第 9 項第 12 項関係） 7-107-2-1～7-107-2-2 (略) 7-107-3 取付要件（視認等による審査） (1) 7-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>8</u> 項関係、細目告示第 146 条第 10 項関係） ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 7-107-4～7-107-8 (略)	7-107 直前及び側方の視界 7-107-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 <u>5</u> 項関係、細目告示第 146 条第 8 項関係） (1) ～ (3) 7-107-2 性能要件 7-107-1 の鏡その他の装置は、7-107-1 (1) から (3) までに掲げる障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、7-107-2-1 又は 7-107-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>6</u> 項関係、細目告示第 146 条第 9 項第 12 項関係） 7-107-2-1～7-107-2-2 (略) 7-107-3 取付要件（視認等による審査） (1) 7-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 <u>7</u> 項関係、細目告示第 146 条第 10 項関係） ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 7-107-4～7-107-8 (略)

新	旧
7-108～7-111（略） 7-112 内圧容器及びその附属装置 7-112-1 性能要件（視認等による審査） （1）自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条の 2 関係、細目告示第 72 条第 1 項関係、細目告示第 150 条第 1 項関係） ① 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 7 号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。 ②～⑧（略） （2）（略） 7-113～7-125（略） 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-24（略） 8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査 （1）（略） （2）圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 （ア）～（ウ）（略） （エ）国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-03 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 （オ）（略） イ（略） ②～⑫（略） ⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。	7-108～7-111（略） 7-112 内圧容器及びその附属装置 7-112-1 性能要件（視認等による審査） （1）自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 47 条の 2 関係、細目告示第 72 条第 1 項関係、細目告示第 150 条第 1 項関係） ① 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 7 号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。 ②～⑧（略） （2）（略） 7-113～7-125（略） 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-24（略） 8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査 （1）（略） （2）圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 （ア）～（ウ）（略） （エ）国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02-S2 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。 （オ）（略） イ（略） ②～⑫（略） ⑬ 次の表の左欄に掲げる自動車には、同表中欄に掲げる表示位置に同表右欄に定める表示を備えること。

新			旧		
(略)	表示位置	(略)	(略)	表示位置	(略)
(略)	自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側 <u>附近</u> （運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）及び後面	(略)	(略)	自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側 <u>付近</u> （運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）及び後面	(略)
(略)	自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側 <u>附近</u> （運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）		(略)	自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側 <u>付近</u> （運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）	
(3)～(6) (略)			(3)～(6) (略)		
8-25-1-2 (略)			8-25-1-2 (略)		
8-25-2～8-25-4 (略)			8-25-2～8-25-4 (略)		
8-26～8-35 (略)			8-26～8-35 (略)		
8-36 巻込防止装置			8-36 巻込防止装置		
8-36-1～8-36-2 (略)			8-36-1～8-36-2 (略)		
8-36-3 取付要件（視認等による審査）			8-36-3 取付要件（視認等による審査）		
(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第18条の2第2項関係、細目告示第179条第4項関係）			(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第18条の2第2項関係、細目告示第179条第4項関係）		
① 巻込防止装置は、空車状態において、 <u>その下縁の高さが地上 450mm 以下</u> 、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。			① 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。		
<u>ただし、8-105 の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であつて巻込防止装置を取付ける車軸間（セミトレーラにあつては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が 6.5m を超える場合は、下縁の高さを地上 550mm 以下とすることができる。</u>					
② (略)			② (略)		
8-36-4 (略)			8-36-4 (略)		
8-37～8-55 (略)			8-37～8-55 (略)		
8-56 <u>乗用車及びトラック・バスの騒音防止装置</u>			8-56 騒音防止装置		

新	旧
8-56-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車 <u>(8-56 の 2 から 8-56 の 4 までは規定する自動車を除く。)</u> には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、<u>8-56-2</u> の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係) 8-56-2 性能要件（視認等による審査） (1) 略 8-56-3 欠番 8-56-4 欠番 8-56 の 2 二輪自動車の騒音防止装置 8-56 の 2-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、<u>8-56 の 2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係)</u> 8-56 の 2-2 性能要件（視認等による審査） (1) <u>内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 196 条第 2 項関係)</u> ① <u>消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> ② <u>消音器本体が切断されていないこと。</u> ③ <u>消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> ④ <u>消音器に破損又は腐食がないこと。</u> 8-56 の 2-3 欠番 8-56 の 2-4 欠番 8-56 の 3 側車付二輪自動車及び三輪自動車の騒音防止装置 8-56 の 3-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、<u>8-56 の 3-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係)</u> 8-56 の 3-2 性能要件（視認等による審査） (1) <u>内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 196 条第 2 項関係)</u> ① <u>消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> ② <u>消音器本体が切断されていないこと。</u> ③ <u>消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> ④ <u>消音器に破損又は腐食がないこと。</u>	8-56-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、<u>次</u>の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係) 8-56-2 性能要件（視認等による審査） (1) (略) 8-56-3 欠番 8-56-4 欠番 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
8-56 の 3-3 欠番 8-56 の 3-4 欠番 8-56 の 4 大型特殊自動車の騒音防止装置 8-56 の 4-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車に限る。）には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-56 の 4-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第 30 条第 2 項関係）</u> 8-56 の 4-2 性能要件（視認等による審査） <u>（1）内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 196 条第 2 項関係）</u> ① <u>消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> ② <u>消音器本体が切断されていないこと。</u> ③ <u>消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> ④ <u>消音器に破損又は腐食がないこと。</u> 8-56 の 4-3 欠番 8-56 の 4-4 欠番 8-57～8-64（略） 8-65 走行用前照灯 8-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S6</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係） 8-65-2～8-65-4（略） 8-66～8-72（略） 8-73 低速走行時照射灯 8-73-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車（<u>ポール・トレーラを除く。</u>）を除く。）の側面<u>及び後面</u>には、低速走行時照射灯を備えることができる。（保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係） 8-73-2 性能要件（視認等による審査） （1）低速走行時照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行している場合にお	<u>（新設）</u> 8-57～8-64（略） 8-65 走行用前照灯 8-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-<u>S1</u> の 4. 及び 5. 3. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。 <u>なお、当分の間、「UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3. 」とあるのは「UN R123-02 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. 」と読み替えることができる。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</u> 8-65-2～8-65-4（略） 8-66～8-72（略） 8-73 低速走行時側方照射灯 8-73-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の側面には、低速走行時<u>側方</u>照射灯を備えることができる。（保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係） 8-73-2 性能要件（視認等による審査） （1）低速走行時<u>側方</u>照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行している場合

新	旧
いて、当該自動車の側方又は後方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 1 項関係) ① (略) (2) 低速走行時照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 2 項関係) ① 低速走行時照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 低速走行時照射灯の灯光の色は、白色であること。 ③ 低速走行時照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (3) 低速走行時照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 200 条の 2 第 3 項) 8-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 低速走行時照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係) (2) 低速走行時照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 4 項関係) ① 低速走行時照射灯の数は、<u>自動車の側面に備える場合にあっては次に掲げる個数とし、後面に備えるものにあっては 1 個とする。</u> ア 長さが 6m 以下の自動車にあっては 2 個以下 (片側 1 個ずつ) イ 長さが 6m を超え 9m 以下の自動車にあっては 4 個以下 (片側 2 個まで) ウ 長さが 9m を超える自動車にあっては 6 個以下 (片側 3 個まで) ② 低速走行時照射灯は、<u>自動車の側面に複数備える場合にあっては、車両中心面の両側に可能な限り対称的に</u>取付けられていること。 ③ 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 <u>この場合において、当該灯火の見かけの表面が地上面からの高さ 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。</u> ④ 低速走行時照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-73-2 (2) に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。 (3) 低速走行時照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 200 条の 2 第 5 項関係) 8-74～8-90 (略) 8-90 の 2 車両後退表示投影装置	において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 1 項関係) ① (略) (2) 低速走行時側方照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 2 項関係) ① 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 ② 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。 ③ 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。 (3) 低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 200 条の 2 第 3 項) 8-73-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係) (2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 200 条の 2 第 4 項関係) ① 低速走行時側方照射灯の数は、<u>2 個以下であること。</u> ② 低速走行時側方照射灯を、<u>2 個備える場合にあっては、車両中心面の両側に 1 個ずつ</u>取付けられていること。 ③ 低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 ④ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-73-2 (2) に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。 (3) 低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 200 条の 2 第 5 項関係) 8-74～8-90 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
8-90 の 2-1 装備要件 <u>後退灯を備えた自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。(保安基準第 40 条の 2 第 1 項)</u> 8-90 の 2-2 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 車両後退表示投影装置は、自動車が後退している旨の表示を路面に投影することにより当該自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 214 条の 2 第 1 項関係)</u> ① <u>車両後退表示投影装置の灯光の色は白色であること。</u> ② <u>車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な 1 つ以上の白色長方形によって一列に構成されるものを 1 個とし、2 個まで投影することができるものとする。</u> <u>この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。</u> ③ <u>車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から 3,000mm 後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から 1,875mm の距離にある車両中心面に平行な 2 つの鉛直面に囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。</u> ④ <u>車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し、またはレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</u> <u>(2) 車両後退表示投影装置の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 214 条の 2 第 2 項)</u> 8-90 の 2-3 取付要件（視認等による審査） <u>(1) 車両後退表示投影装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 40 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 214 条の 2 第 3 項関係)</u> ① <u>車両後退表示投影装置は、自動車の後面に取付けられていること。</u> ② <u>車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。</u> ③ <u>車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。</u> <u>ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。</u> ④ <u>車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</u> <u>この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ 1m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。</u> ⑤ <u>車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-90 の 2-2 に掲げる性能を損なわないよう取付けられなければならない。</u>	

新	旧
<u>(2) 車両後退表示投影装置の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 214 条の 2 第 4 項関係)</u> 8-91～8-95 (略) 8-96 その他の灯火等の制限 8-96-1 装備要件 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(細目告示第 218 条第 1 項関係) (1) (略) (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 3 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係) ① 低速走行時照射灯 ②～③ (略) <u>④ 車両後退表示投影装置</u> <u>⑤～⑬ (略)</u> 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>⑫</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>⑬</u>は適用しない。 (3) ～ (5) (略) (6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-65 から 7-95 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。(細目告示第 218 条第 7 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係) ①～③ (略) <u>④ 車両後退表示投影装置</u> <u>⑤～⑪ (略)</u> (7) ～ (10) (略) (11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。(細目告示第 218 条第 12 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係) ①～③ (略) ④ 低速走行時照射灯	8-91～8-95 (略) 8-96 その他の灯火等の制限 8-96-1 装備要件 自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(細目告示第 218 条第 1 項関係) (1) (略) (2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 3 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係) ① 低速走行時<u>側方</u>照射灯 ②～③ (略) <u>(新設)</u> <u>④～⑫ (略)</u> 【適用関係の整理】 ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>⑪</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>⑫</u>は適用しない。 (3) ～ (5) (略) (6) 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（7-65 から 7-95 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。(細目告示第 218 条第 7 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係) ①～③ (略) <u>(新設)</u> <u>④～⑩ (略)</u> (7) ～ (10) (略) (11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。(細目告示第 218 条第 12 項、適用関係告示第 48 条第 1 項、第 2 項関係) ①～③ (略) ④ 低速走行時<u>側方</u>照射灯

新	旧		
⑤～⑪（略） <u>⑫ 車両後退表示投影装置</u> <u>⑬～⑭</u>（略） 【適用関係の整理】 ◇（略） ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>⑬</u>及び<u>⑭</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>⑬</u>及び<u>⑭</u>は適用しない。 (12)（略） (13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 62 条第 14 項、細目告示第 140 条第 14 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①（略） ② 二輪自動車に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア～オ（略） （図 2）車室外乗降支援灯の視認性 （図）（略） (14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 15 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。 ②（略） ③ <u>点滅、光度の変化又は見かけの表面の変化の有無にかかわらず、アンサーバック機能を作動させる信号の開始から終了までの作動時間が 3 秒以下であること。</u> 【適用関係の整理】 ◇（略） 8-96-2～8-96-3（略） 8-97～8-105 の 2（略） 8-106 後写鏡 8-106-1 装備要件 <u>次の表の左欄に掲げる</u>自動車（被牽引自動車を除く。）には、<u>同表の右欄に掲げる装置</u>を備えなければならない。（保安基準第 44 条第 1 項関係） <table> <tr> <th><u>自動車の種別</u></th><th><u>装置</u></th></tr> </table>	<u>自動車の種別</u>	<u>装置</u>	⑤～⑪（略） <u>(新設)</u> <u>⑫～⑬</u>（略） 【適用関係の整理】 ◇（略） ◇平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、<u>⑫</u>及び<u>⑬</u>は適用しない。 ◇平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車については、<u>⑫</u>及び<u>⑬</u>は適用しない。 (12)（略） (13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 62 条第 14 項、細目告示第 140 条第 14 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ①（略） ② 二輪自動車に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。 ア～オ（略） （図 2）車室外乗降支援灯 <u>及び低速走行時側方照射灯</u>の視認性 （図）（略） (14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 15 項、適用関係告示第 48 条第 1 項関係） ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時<u>側方</u>照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。 ②（略） ③ 作動時間が 3 秒以下であること。 【適用関係の整理】 ◇（略） 8-96-2～8-96-3（略） 8-97～8-105 の 2（略） 8-106 後写鏡 8-106-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、<u>後写鏡</u>を備えなければならない。 <u>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-06-S1 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大</u>
<u>自動車の種別</u>	<u>装置</u>		

新		旧
下欄に掲げる自動車以外の自動車 二輪自動車 側車付二輪自動車 三輪自動車 大型特殊自動車		後写鏡又は後方等確認装置 後写鏡
8-106-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-106-1 の表上欄に掲げる自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UNR46-07（15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第44条第2項、細目告示第224条第1項関係） ①～⑤（略） (2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては③の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～④（略） (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 3 項関係、細目告示第 224 条第 2 項関係） ①～③（略） (4) 次に掲げる後写鏡は、(3) ③の基準に適合しないものとする。（細目告示第 224 条第 3 項関係） ①～④（略） (5) 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条第 5 項関係） ①～③（略） (6) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)		<u>型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、この限りではない。</u>（保安基準第 44 条第 1 項関係） 8-106-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、UN R46-06-S1（15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第 44 条第 1 項、細目告示第 224 条第 1 項関係） ①～⑤（略） (2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては③の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 224 条第 2 項関係） ①～④（略） (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 3 項関係、細目告示第 224 条第 3 項関係） ①～③（略） (4) 次に掲げる後写鏡は、(3) ③の基準に適合しないものとする。（細目告示第 224 条第 4 項関係） ①～④（略） (5) 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条第 6 項関係） ①～③（略） (6) 次に掲げる後写鏡であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)

新	旧
及び(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第<u>6</u>項関係) ①～③(略) 8-106-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-106-2(1)の後方等確認装置は、8-106-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>4</u>項第1号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。 (2) 8-106-2(2)の後写鏡は、8-106-2(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>4</u>項第<u>2</u>号関係) ①～③(略) (3) 8-106-2(3)の後写鏡は、8-106-2(3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>4</u>項第<u>4</u>号関係) ①～③(略) (4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第<u>5</u>項関係) ①～③(略) (5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第<u>6</u>項関係) ①～③(略) (6) 大型特殊自動車に備える後写鏡であって脱着式のものは、7-106-3-1(4)の表示が容易に識別できること。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>4</u>項第3号関係) 8-106-4(略) 8-107 直前及び側方の視界 8-107-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条第<u>6</u>項関係、細目告示第224条第8項関係) (1)～(3)(略) 8-107-2 性能要件(視認等による審査) 8-107-1の鏡その他の装置は、8-107-1(1)から(3)までに掲げる障害物を確認でき、	及び(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第<u>7</u>項関係) ①～③(略) 8-106-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-106-2(1)の後方等確認装置は、8-106-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>5</u>項第1号関係) ① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。 (2) 8-106-2(2)の後写鏡は、8-106-2(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>5</u>項第<u>2</u>号関係) ①～③(略) (3) 8-106-2(3)の後写鏡は、8-106-2(3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>5</u>項第<u>4</u>号関係) ①～③(略) (4) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第<u>6</u>項関係) ①～③(略) (5) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第<u>7</u>項関係) ①～③(略) (6) 大型特殊自動車に備える後写鏡であって脱着式のものは、7-106-3-1(4)の表示が容易に識別できること。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第<u>5</u>項第3号関係) 8-106-4(略) 8-107 直前及び側方の視界 8-107-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。 ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条第<u>5</u>項関係、細目告示第224条第8項関係) (1)～(3)(略) 8-107-2 性能要件(視認等による審査) 8-107-1の鏡その他の装置は、8-107-1(1)から(3)までに掲げる障害物を確認でき、

新	旧
かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) から (3) まで又は (4) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 <u>7</u> 項関係、細目告示第 224 条第 9 項第 12 項関係) (1) ～ (5) (略) 8-107-3 取付要件（視認等による審査） (1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 <u>8</u> 項関係、細目告示第 224 条第 10 項関係) ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 8-107-4～8-107-8 (略) 8-108～8-125 (略) 第 9 章～第 11 章 (略) 別表 1～別表 9 (略) 様式 1～様式 16 (略) 別添 1 (略) 別添 2 (4-13 関係) 新規検査等書面審査要領 1. ～2. (略) 3. この要領の対象となる自動車 3. 1. (略) 3. 2. 事前書面審査 次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車 [検査種別] 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。） [自動車の種類] 指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が別表第 1 に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。 ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置	かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) から (3) まで又は (4) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 <u>6</u> 項関係、細目告示第 224 条第 9 項第 12 項関係) (1) ～ (5) (略) 8-107-3 取付要件（視認等による審査） (1) 8-107-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 <u>7</u> 項関係、細目告示第 224 条第 10 項関係) ①～② (略) (2) ～ (3) (略) 8-107-4～8-107-8 (略) 8-108～8-125 (略) 第 9 章～第 11 章 (略) 別表 1～別表 9 (略) 様式 1～様式 16 (略) 別添 1 (略) 別添 2 (4-13 関係) 新規検査等書面審査要領 1. ～2. (略) 3. この要領の対象となる自動車 3. 1. (略) 3. 2. 事前書面審査 次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。 (1) 技術基準等の審査を要する自動車 [検査種別] 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。） [自動車の種類] 指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が別表第 1 に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。 ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置

新				旧			
の一部を変更したものを含む。)を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～② (略) ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、別表第1に掲げる技術基準等のうち、6-65 から <u>6-96 (車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火に係る部分に限る。)</u> までに掲げるもののみを変更した場合 ④ 多仕様自動車であって、別表第1に掲げる技術基準等のうち、6-65 から <u>6-96 (車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火に係る部分に限る。)</u> までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書(第4号様式)又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書(第6-1号様式)を提出する場合 ⑤～⑨ (略) (2)～(5) (略) 4.～10.3. (略) 別表第1 (別添2 関係)				の一部を変更したものを含む。)を除く。 また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。 ①～② (略) ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、別表第1に掲げる技術基準等のうち、6-65 から <u>6-95</u> までに掲げるもののみを変更した場合 ④ 多仕様自動車であって、別表第1に掲げる技術基準等のうち、6-65 から <u>6-95</u> までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書(第4号様式)又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書(第6-1号様式)を提出する場合 ⑤～⑨ (略) (2)～(5) (略) 4.～10.3. (略) 別表第1 (別添2 関係)			
保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)		保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条の2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置	(略)	(略)	第11条の2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置	(略)	(略)
	(略)	<u>UN R62</u>	<u>二輪自動車等の施錠装置に係る協定規則</u>		(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第18条の2 巻込防止装置等	<u>6-36、7-36 巻込防止装置</u>	<u>UN R73</u>	<u>側面保護装置に係る協定規則</u>	第18条の2 巻込防止装置等	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第33条の3 低速走行時照射灯	6-73、7-73 低速走行時照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第33条の3 低速走行時 <u>側方</u> 照射灯	6-73、7-73 低速走行時 <u>側方</u> 照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>第40条の2 車両後退表示投影装置</u>	<u>6-90の2、7-90の2 車両後退表示投影装置</u>	<u>細目告示別添 52</u>	<u>灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>第42条</u>	<u>6-96、7-96</u>	<u>細目告示別添</u>	<u>灯火器及び反射器並びに指示装</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新										旧											
<u>その他の灯火等の制限</u>		<u>その他の灯火等の制限</u>		<u>52</u>		<u>置の取付装置の技術基準</u>															
(略)		(略)		(略)		(略)						(略)		(略)		(略)		(略)			
別表第 2～別表第 3 (略) 別紙 (略) 第 1 号様式～第 6-1 号様式 (略) 第 6-2 号様式 (別添 2 関係)										別表第 2～別表第 3 (略) 別紙 (略) 第 1 号様式～第 6-1 号様式 (略) 第 6-2 号様式 (別添 2 関係)											
年 月 日										年 月 日											
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書										灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書											
次の自動車に備える下記灯火器等は、細目告示別添 52、細目告示別添 53 又は UN R53 の技術基準等に適合しております。										次の自動車に備える下記灯火器等は、細目告示別添 52、細目告示別添 53 又は UN R53 の技術基準等に適合しております。											
車名： 型式： 車台番号：										車名： 型式： 車台番号：											
灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るもの () は任意灯火等を示す。		一般規定	個別規定							備考	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るもの () は任意灯火等を示す。		一般規定	個別規定							備考
			取付位置	個数	幾何学的視認角	方向	電気結線	点灯操作状態表示装置等	その他要件					取付位置	個数	幾何学的視認角	方向	電気結線	点灯操作状態表示装置等	その他要件	
(略)											(略)										
<u>(車両後退表示投影装置)</u>		<u>()</u>									<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>								
(略)											(略)										
(低速走行時照射灯)		()									(低速走行時側方照射灯)		()								
(略)											(略)										
<u>(アンサーバック機能を有する灯火)</u>		<u>()</u>									<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>								
※備付欄は、備えているものには○印を、備えていないものには一印を記入すること。 ※備付欄以外の欄は、備えているものについて、基準に適合していることを確認した箇所及び基準に抵触していないことを確認した箇所（基準緩和認定を受けている項目を										※備付欄は、備えているものには○印を、備えていないものには一印を記入すること。 ※備付欄以外の欄は、備えているものについて、基準に適合していることを確認した箇所及び基準に抵触していないことを確認した箇所（基準緩和認定を受けている項目を											

新	旧
含む。)に○印を記入すること。 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地 : 確認者の氏名 : 第7号様式～第15号様式 (略) 別添3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領 1. ～6. 11. (略) 6. 12. 騒音規制への適合性に関する書面等 [マフラー加速騒音規制] 6. 12. 1. (略) 6. 12. 2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から <u>(6)</u> に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6. 2. 13. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)] (1) 保安基準適用年月日が平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 の <u>2-7-2-2 (1) ①</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥ (略) [UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)] (2) 保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 の <u>2-8-2-2 (2)</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥ (略) [UN R41-05 (平成 28 年騒音規制)]	含む。)に○印を記入すること。 上記内容に相違ありません。 確認者の名称及び所在地 : 確認者の氏名 : 第7号様式～第15号様式 (略) 別添3 (4-14 関係) 並行輸入自動車審査要領 1. ～6. 11. (略) 6. 12. 騒音規制への適合性に関する書面等 [マフラー加速騒音規制] 6. 12. 1. (略) 6. 12. 2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から <u>(5)</u> に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6. 2. 13. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 [UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)] (1) 保安基準適用年月日が平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-<u>9-2-2 (1) ②</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥ (略) [UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)] (2) 保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-<u>12-2-2 (1) ③</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑥ (略) [UN R41-05 (平成 28 年騒音規制)]

新	旧
(3) 保安基準適用年月日が令和 6 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 <u>の 2-9-2-2 (1)</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤ (略) [UN R41-06 (平成 28 年騒音規制)] (4) 保安基準適用年月日が令和 12 年 9 月 1 日以降の二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 <u>の 2-2-2 (1) ①</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤ (略) [UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)] (5) 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日 (貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日) から令和 9 年 8 月 31 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 10 年 8 月 31 日) までの自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 <u>-10-2-2</u> の規定 (規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤ (略) [UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)] (6) 保安基準適用年月日が令和 9 年 9 月 1 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 10 年 9 月 1 日) 以降の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則	(3) 保安基準適用年月日が令和 6 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 <u>-14-2-2 (1) ③</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤ (略) [UN R41-06 (平成 28 年騒音規制)] (4) 保安基準適用年月日が令和 12 年 9 月 1 日以降の二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 <u>-2-2 (1) ③</u> の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤ (略) [UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)] (5) 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日 (貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日) から令和 9 年 8 月 31 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 10 年 8 月 31 日) までの自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56 <u>-11-2-2 (1) ①</u> の規定 (規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。) ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤ (略) [UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)] (6) 保安基準適用年月日が令和 9 年 9 月 1 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 10 年 9 月 1 日) 以降の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則

新

7-56-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。）
ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。
①～⑤（略）
[共通事項]
(7) (1) から (6) のいずれかの適用される規定により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）
(8)（略）
6.12.3.（略）
6.13.～6.21.（略）
7.（略）
8. 現車審査
(1) ～ (2)（略）
8.1.（略）
8.2. 騒音規制への適合性
8.2.1. 書面等との一致
(1) 本則 7-56、7-56 の 2 及び 7-56 の 3 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.12. の書面等との一致が確認できなければならない。
この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあつては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。
①～③（略）
(2)（略）
8.2.2.（略）
8.3.～8.7.（略）
9.（略）
別表第 1（別添 3 関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第 17 条 高圧ガス 燃料装置	7-25 高圧ガスの 燃料装置	UN R134-03 圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・M カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真＋車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料

旧

7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。）
ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。
①～⑤（略）
[共通事項]
(7) (1) から (5) のいずれかの適用される規定により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）
(8)（略）
6.12.3.（略）
6.13.～6.21.（略）
7.（略）
8. 現車審査
(1) ～ (2)（略）
8.1.（略）
8.2. 騒音規制への適合性
8.2.1. 書面等との一致
(1) 本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.12. の書面等との一致が確認できなければならない。
この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあつては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。
①～③（略）
(2)（略）
8.2.2.（略）
8.3.～8.7.（略）
9.（略）
別表第 1（別添 3 関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第 17 条 高圧ガス 燃料装置	7-25 高圧ガスの 燃料装置	(略)	(略)
		(新設)	(新設)
			(新設)

新				旧			
			・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R134-03 に基づく認定証の写し ④ UN R134-03 に基づく㊥マークを撮影した写真				(新設) (新設)
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
第 17 条 の 2 電気装置	7-26 電気装置	(略)	(略)	第 17 条 の 2 電気装置	7-26 電気装置	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	7-27 の 2 プログラム 等改変シス テム	(略)	(略)		7-27 の 2 プログラム 等改変シス テム	(略)	(略)
		UN R156-01 プログラム等改変システムに係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・M₁カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M₁カテゴリのものに限る。 ③ UN R156-01 に基づく認定証の写し ④ UN R156-01 に基づく㊥マークを撮影した写真			(新設) (新設)	(新設) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 18 条 の 2 巻込防止 装置等	7-36 巻込 防止装置	UN R73-02	① UN R73-02 に基づく認定証の写し	第 18 条 の 2 巻込防止 装置等	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 30 条 騒音防止 装置	7-56 乗用車及び トラック・ バスの騒音 防止装置	UN R51	(略)	第 30 条 騒音防止 装置	7-56 騒音防止装 置	UN R41	(略)
	7-56 の 2 二輪自動車 の騒音防止 装置	UN R41	(略)		(新設)	二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	UN R51	(略)
		二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則				四輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 44 条 後写鏡等	7-106 後写鏡	(略)	(略)	第 44 条 後写鏡等	7-106 後写鏡	(略)	(略)
		UN R46-07 間接視界に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R46-07 に基づく認定証の写し (後方等確認装置にあっては、取付けに係るものに限る。) ④ UN R46-07 に基づく㊥マークを撮影した写真 (後方等確認装置にあっては、本則 7-106-3-2 (1) の適合性が確認できる資料が添付されて			(新設) (新設)	(新設) (新設)

新				旧			
			<u>いること。)</u>				
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (1) ～ (3) (略)				備考 (1) ～ (3) (略)			
別表第 2～別表第 5 (略)				別表第 2～別表第 5 (略)			
別紙 (略)				別紙 (略)			
第 1 号様式～第 12 号様式 (略)				第 1 号様式～第 12 号様式 (略)			
別添 4～別添 10 (略)				別添 4～別添 10 (略)			
別添 11 (7-58、8-58 関係)				別添 11 (7-58、8-58 関係)			
無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法				無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法			
1. ～3. (略)				1. ～3. (略)			
4. 排出ガスの光吸収係数の測定				4. 排出ガスの光吸収係数の測定			
4. 1. ～4. 3. (略)				4. 1. ～4. 3. (略)			
4. 4. 採取された排出ガスの光吸収係数の測定方法				4. 4. 採取された排出ガスの光吸収係数の測定方法			
(1) 4. 3. により排出ガスをオパシメータ内に流入させている間における当該排出ガスの光吸収係数の最大値 <u>を</u> 測定する。				(1) 4. 3. により排出ガスをオパシメータ内に流入させている間における当該排出ガスの光吸収係数の最大値測定する。			
(2) ～ (5) (略)				(2) ～ (5) (略)			
別添 12 (略)				別添 12 (略)			
別添 13 (7-65 他関係)				別添 13 (7-65 他関係)			
灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法				灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法			
1. ～2. (略)				1. ～2. (略)			
3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法				3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法			
3. 1. 照明部及び反射部の測定方法				3. 1. 照明部及び反射部の測定方法			
灯火等の照明部等の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準を実測により判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等について、次により取扱うものとする。				灯火等の照明部等の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準を実測により判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等について、次により取扱うものとする。			
この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車にあっては空車状態の自動車の運転者 1 名 (55kg) のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び附属品 (スペアタイヤを含む。) を全て装備した状態とする。				この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車にあっては空車状態の自動車の運転者 1 名 (55kg) のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び附属品 (スペアタイヤを含む。) を全て装備した状態とする。			
3. 1. 1. 前照灯等の照明部				3. 1. 1. 前照灯等の照明部			
照明部は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯及び後退灯の場合には、レンズ部とする。				照明部は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時 <u>側</u>			
提出された書面等によって、有効反射面の開口部 (プロジェクター型のもの) にあっては内面の集光レンズの開口径) をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる場合には、レンズ面上へ投影した部分を照明部とすることができる。				<u>左</u> 照射灯及び後退灯の場合には、レンズ部とする。			
提出された書面等によって、有効反射面の開口部 (プロジェクター型のもの) にあっては内面の集光レンズの開口径) をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる場合には、レンズ面上へ投影した部分を照明部とすることができる。				提出された書面等によって、有効反射面の開口部 (プロジェクター型のもの) にあっては内面の集光レンズの開口径) をレンズ面上へ投影した部分が明らかとなる場合には、レンズ面上へ投影した部分を照明部とすることができる。			
3. 1. 2. ～3. 1. 5. (略)				3. 1. 2. ～3. 1. 5. (略)			

新	旧
3.2. 灯火等の個数の取扱方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。 3.2.1. (略) 3.2.2. 車幅灯等の個数 灯火等の個数は、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び後面衝突警告表示灯の場合には、灯室の数とする。(例2及び例3参照) ただし、次のいずれかの要件を満たす灯火器は、これを1個と見なすことができる。 この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と3ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。 (参考図)(略) (1)～(5)(略) 3.2.3.～3.2.4. (略) 3.3.～3.5. (略) 別添14～別添15 (略) 附則 附則(平成28年4月1日規程第2号)～附則(令和7年1月30日規程第25号)(略) 附則(令和7年3月13日規程第29号) 1.～2. (略) 3. 令和7年9月30日以前に審査する自動車及び令和7年9月30日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、4-13及び別添2「新規検査等書面審査要領」の規定にかかわらず、令和7年3月13日付け規程第29号による改正前の4-13及び別添2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。 また、<u>令和8年12月31日以前に審査する自動車及び令和8年9月30日以前に新規検査等届出書が提出された自動車(低速走行時照射灯、車両後退表示投影装置及びアンサーバック機能を有する灯火を備えないものに限る。)</u>の第6-2号様式については、改正前の第6-2号様式とすることができる。 4. (略) 附則(令和7年7月23日規程第6号)～附則(令和8年6月29日規程第6号)(略)	3.2. 灯火等の個数の取扱方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。 3.2.1. (略) 3.2.2. 車幅灯等の個数 灯火等の個数は、低速走行時<u>側方</u>照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び後面衝突警告表示灯の場合には、灯室の数とする。(例2及び例3参照) ただし、次のいずれかの要件を満たす灯火器は、これを1個と見なすことができる。 この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と3ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。 (参考図)(略) (1)～(5)(略) 3.2.3.～3.2.4. (略) 3.3.～3.5. (略) 別添14～別添15 (略) 附則 附則(平成28年4月1日規程第2号)～附則(令和7年1月30日規程第25号)(略) 附則(令和7年3月13日規程第29号) 1.～2. (略) 3. 令和7年9月30日以前に審査する自動車及び令和7年9月30日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、4-13及び別添2「新規検査等書面審査要領」の規定にかかわらず、令和7年3月13日付け規程第29号による改正前の4-13及び別添2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。 また、<u>第6-2号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、</u>改正前の第6-2号様式とすることができる。 4. (略) 附則(令和7年7月23日規程第6号)～附則(令和8年6月29日規程第6号)(略)

附則(令和8年7月30日規程第15号)

1. この規程は、令和8年7月31日から施行する。
2. 令和8年12月31日以前に新規検査等届出書が提出された自動車(低速走行時照射灯、車両後退表示投影装置及びアンサーバック機能を有する灯火を備えないものに限る。)については、別添2「新規検査等書面審査要領」の規定にかかわらず、令和8年7月30日付け規程第15号による改正前の別添2「新規検査等提出書面審査要領」の第6-2号様式とすることができる。